

第七十二回国会
衆議院

物価問題等に関する特別委員会議録 第五号

(四一)

昭和四十八年十二月十二日(水曜日)

午前十時九分開議

出席委員

委員長 平林 剛君

理事 稻村 利幸君

理事 倉成 正君

理事 橋口 隆君

理事 松浦 利尚君

上田 茂行君

片岡 清一君

三塚 博君

山崎 拓君

吉永 治市君

中村 茂君

増本 一彦君

石田幸四郎君

出席国務大臣

国務大臣

(経済企画庁長官)

内田 常雄君

出席政府委員

公正取引委員会

事務局長 吉田 文剛君

公正取引委員会

事務局経済部長 三代川敏三郎君

経済企画事務次官 竹内 黎一君

経済企画庁調整局長 青木 慎三君

局長 小島 英敏君

農林省食品流通局長 池田 正範君

通商産業事務次官 森下 元晴君

通商産業審議官 森口 八郎君

通商産業省生活産業局長 橋本 利一君

委員外の出席者

資源エネルギー庁石油部長 熊谷 善二君

参 考 人

(日本経済新聞社論説委員)

参 考 人

(横浜国立大学教授)

参 考 人

(中央大学教授)

参 考 人

(日本労働組合総評議会事務局)

参 考 人

(全日本労働総同盟会長)

参 考 人

天池 清次君

委員の異動

十二月十二日

辞任

綿貫 民輔君

補欠選任

片岡 清一君

本日

の会議に付した案件

国民生活安定緊急措置法案(内閣提出第三号)

○平林委員長

これより会議を開きます。

国民生活安定緊急措置法案を議題とし、審査を進めます。

本日は、本案審査のため、参考人として、日本経済新聞社論説委員鈴木幸夫君、横浜国立大学教授長洲一二君、中央大学教授岩尾裕純君、日本労働組合総評議会事務局長大木正吾君及び全日本労働総同盟会長天池清次君に御出席をいただいております。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。
参考人各位には、御多用のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

すでに御承知のごとく、本委員会において審査中の国民生活安定緊急措置法案は、国民的関心の深い、しかも緊急を要する重要な内容を持つ法案でございます。

本委員会におきましては、連日にわたり鋭意審査を進めておりますが、本日は特に学識経験豊かな各位に、それぞれの立場から忌憚のない御意見を承り、本案審査の参考にあつたまいと存じます。よろしくお願いをいたします。

なお、議事の進め方といたしましては、最初に鈴木参考人、長洲参考人、岩尾参考人、大木参考人、天池参考人の順序でおのおの一人十五分程度、要約して御意見を賜わり、その後委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

それでは鈴木参考人。
○鈴木参考人 日本経済新聞の論説委員をやっております鈴木でございます。

最近の物価の問題と、それから本日ここで御審議されております国民生活安定緊急措置法案との関連で、どういふふうに考えるかという御諮問がございましたので、私の意見をかいつまんで申し上げてみたいと思つて、最初に結論を幾つか申し上げて、あとでそれを補足的に御説明申し上げたいと思つております。

第一に、いまの物価問題についてどう考えるかということになりますと、今日の物価上昇の性格というものが、もう明らかに需要超過を原因としておるといふことでございまして、それ以外の要因もたくさんございまして、いま緊急になさなければならぬのは、何をいっても総需要の調整であるということにおいては、これはもう万人が認めるところであらうかと思つて、私自身も、緊急にこの総需要政策について、効果を發揮するよう強力な手をもう一段打つべきではないであらうかと考えておるわけでございまして、特に最近、政府、日銀がおやりになつておる財政金融の引き締め措置については、まだまだ不十分である。特に預金の吸収とか個人の購買力の吸収のためには、もっと思い切つた預金吸収のための金利政策あるいは国債政策の活用といったようなことが必要ではなからうかというふうに考えております。

さらに、財政面でも、現在の繰り延べ措置をもっと徹底するほかに、来年度予算の編成についても相当きびしい措置が必要であらう。これが、現在の物価問題について当面何が必要であるかと言われれば、その点にポイントを置きたいというふうに考えておるわけでございまして、しかしながら、こういつた財政金融措置で総需要調整をやるといふことで、これは基本的な原則として正しいのですが、それだけでこの緊急事態で、物価の問題について国民生活との関連では十分かどうかという議論になりますと、私自身もまだ十分に煮詰めてゐるわけではありませんが、少なくとも最近のインフレトピーバードとか洗剤だとか、そういった生活物資に対する非常な混乱というののございまして、その混乱の経験からいたしまして、この際、国民生活に非常に必要な物資に限定した形で、緊急措置として何らかの政府の介入の強化ということが必要であらう。そのためには、この国民生活安定緊急措置法というものが、あくまで緊急手段をやりますという意味においては、できるだけ早く法案を御審議を願つて、成立させていただくほうが望ましいのではないかと、このように考えておるわけでございまして、

ただ、あつても申し上げますように、国民生活緊急措置法というのは、たいへん実施面からも、それから法案自体の性格から言つても、たくさん問題をかかえているわけでございまして、この問題については、必ずしも今日まで、国会審議のみならず、一般の学者その他の専門家の方々の間でも、十分に議論が煮詰められているとは思いませんし、役所自体がまだまたこの法案自体の運営について、よほど詰めた調整をやつていただかなければならないというふうに考えておりますので、これは今後の議論としてもっと詰めていただくといいことで、とりあえず、この法案自体については、そういうものが必要であらうというふうに考えているわけでございます。

統制全般の問題につきましては、この法案自体の運用とかかわるわけでございますけれども、同じことを繰り返すようではございまずけれども、統制というものは、一ぺん始めますと、ミーズスという経済学者が言っておりますけれども、一波は万波を呼ぶというふうな非常に大きな危険性を保持している。自民党の中にも植木ばちまで統制しなければならぬというふうな御議論があるかに聞いておりますが、まさにそのとおりでございまして、したがいまして、かりにこの緊急措置として発動する場合におきまして、できるだけそれは限定していただきたいし、できるだけミニマムな、特に最小限のものに限る。そうしてその限定された最小限のもの以外のものは、できるだけやはり競争原理なり市場原理なりというものを生かしていきけるような、あるいは将来をいうものが必要以上にゆがめられないような形で運用されていくことが望ましいというふうに見えるわけであります。

一般論になるかもしれないけれども、石油の問題にしても、この生活緊急措置法の問題にしても、たとえ標準価格の設定とかあるいは価格安定のための共同行為の問題だとかというふうなことでいろいろ議論があるわけでございますけれども、共通して言えることは、政府が実際に直接統

制をやろうとしても、なかなか政府自身に能力がない。したがって、何らかのところで業界の組織に依存せざるを得ない。業界の組織に依存するとなると、そこに業界に都合のいいということになりますか、たいへん危険な要素を持つて統制というものが生まれやすいということでございます。て、そういうものについて、公正取引委員会あたりから相当強く反論も出て、法案上は一応そういうものを調整しているような形にはなっておりますけれども、しかし、その疑念というものは依然として残っているということは、これは否定できないわけでございます。

特に私が強調したいのは、統制というものは、従来の実績とか、国が判断をする優先度ということももちろん加わってくるわけでございますけれども、しかし、優先度の判定におきまして、困がどの程度まで客観的にやり得るかという問題もございまして、そこできめられた優先度あるいはその実績を中心とした一つの割り当ての方式というふうなものが、かりに統制として定着してしまいきますと、それはむしろ産業構造の改革なりあるいは望ましい生活消費の構造を変えていくというふうな方向にかえて逆行するのではないかと。つまり、石油なんかの場合でも、これはきょうの法案とは関係がございせんけれども、石油の場合でも、あまり統制的に押えてしまえば、結局、むしろその市場原理を無視することによって、産業構造というものがかえって、こういう石油危機を機会に、本来ならばもっと促進されるべき望ましい構造転換というものがおくらされてしまうのではないかと。これは抽象的な言い方になるかもしれませんが、あとでまた御質問があればお答えしたいと思っておりますけれども、私はそういうふうな懸念を感じているわけでございます。

先ほどの話にまた戻りますけれども、今日われわれが考えなければならぬ総需要の調整ということにつきましては、何回も繰り返しておりますけれども、財政金融全般を通じて大にやっつけなければならぬということでございますが、

特に財政政策の面ではこれは予算、それから金融の面では金利政策と量的な引き締めと両面からやらなければなりませんけれども、意外に一般に見えられてゐる問題というのは、今日、六兆円ないし七兆円と言われるボーナスが大量に個人消費へ回ろうとしてゐる、現に回りつつある。もちろん消費者の中にも、最近の物価上昇に対応して、たとえ金利は安くても、ここで使つてしまつたらあとの生活に差しさわるであらうというようなこととから、比較的思ったほど購買力が急激に消費活動に回つていないということは言えるわけでございますけれども、しかし、それは消費者が消極的

な意味で防衛しているわけでございまして、むしろ政策的に積極的に購買力を吸収して、しかもそれを消費者にとって不利にならないような形で吸収していくということを考えるためには、やはり預金金利というものを相当大幅に上げなければいけないというふうに私どもは考えているわけでございます。市中の預金金利を大幅に引き上げる。どのくらい上げたらいいか、これは各国の先進国々の例をごらんになってもおわかりのように、でき得べくんば二けたの、一〇％以上のやはり預金金利を実現してもらいたいというふうに私どもは考えているわけでございます。これは、短期、長期いろいろございますけれども、少なくとも一年ものぐらいいの定期でございましたら、一二、三％ぐらいにしてもらうぐらいいの配慮は必要ではないか。そのことは、当然金融機関の経理上非常に大きな影響を与えるわけでございまして、金融機関としてはやはり貸し付け金利も上げざるを得ない

同時に、そういうことをやるということと並行いたしまして、当然公定歩合の引き上げ問題が出てくる。公定歩合は、それは何%がいいということとは私はここでは断定はできないわけでございますけれども、少なくとも現在の七%に対して二%や三%ぐらい思い切つて緊急手段で上げるぐらいのことがなげできないのであらうかと私もは考へているわけでございます。そういうことをやりまして、總需要政策にもう一段だめ押しをすると同時に、さらに預金者に対して、大衆の零細預金というものを吸収する。それができるだけ購買力に回さないということが必要である。

と同時にもう一つは、単に銀行に資金を回すだけではないのであって、国がここで思い切った特別の国債を発行いたしました、でき得べくんばこれも半年ぐらいの、あるいは一年ぐらいのものでもいいのですが、ともかく暫定的な緊急の特別国債というかつこうで、金利は一割以上、もちろん一割五分ぐらいいにしていたければ一番いいのですけれども、それは不可能といたしまして、それに近い水準のものをやはり考えて、ともかく使ってくれるなということで吸収する。吸収したものは、国がそれをブールするなり、あるいはある部分については、社会保障その他の配分面に必要な部分に投入する。公共投資に投入しては、これは困りますから、その点は大いに考えていただく、このくらのことをやっていただければ、むしろ御心配のような需要超過による個人消費の増大によって物価が高騰するということは、ある程度は避けられるわけでございます。

したがいまして、總需要政策といふものを十分やつた上で、そして足りない部分を統制で補うといふのはいいのですけれども、アメリカでも所得政策の第一段階、第二段階の例をごらんになつてもおわかりのように、少なくとも初期の段階、第一段階、第二段階では供給力が非常に余つておりまして、そこで一方において賃金のコストアップといふことで、それが物価にもいろいろ影響しておつたわけですが、ああいう段階では、価格統制

なり所得政策なりというものが、一応効果を奏するわけでは、いまの日本の現状におきましては、これだけ需要超過があり、その需要超過の原因というものが、まさに政府なりあるいは企業なりそれぞれの政策の失敗というふうなことも関連があるわけでもございまして、それを十分に調整しないといきなり統制でやるとなると、よほど強制的な統制、力による統制をやらなければできない。しかも、そういうことをやれば、非常に混乱が起こるし、あとあと非常に大きな問題が起こるというところでもございまして、私の考え方としては、まず総需要の調整をやっていたら。同時に、しかし他方において、現にいまでもそうなんですけれども、低所得者あるいは非常に貧しいものに勤勉にやっているけれどもふと余剰がないという方々は、トイレトペーパーだって、それはろくに買ひ占めできません。一般のサラリーマンの下位の、下のほうの方々の状況をここにすればおわかりでしょうけれども、こういう方々は洗剤を買ったって、少し所得の高い人が一年分も二年分も買えるという力があつたとしても、そういう人たちは前もって買ひ余剰がない。したがって、まわりがみんななくなつてからあつてだす。そのときにみんな行列をつくつて買う。だから、行列をつくつて買ひ余剰がないことを、いろいろひやかしたり、ばかだのなんだの言っている向きもございしますが、しかし、そういう人たちは、むしろやはり生活に余裕がない方々であつて、そういうことが起こらないように、政府としても何らかの強制的な介入が必要であらう。だから、いまの投機防止法ももちろん活用していただくと同時に一応国民生活緊急措置法という形で、国がこういふ一応の介入をやれる手段というものはやはり必要であらう。くだいようですが、それは緊急措置法として、しかも、あくまでもほんとうに限定された生活必需品に限っていくということまでひとつやっていた方がいいというふうに考えるわけでもございします。

最後に、これは私見でございしますが、経済というものは市場原理をべん殺してしまつと、さつきも申し上げたように非常にいろいろな問題があるわけですが、たとえばガソリンなんかの場合ですと、ある一定の必要量は、これは切符なり割り当て制でもって供給を安定してしまふ、確保するといふことは必要でございしまふけれども、それ以外のものは、むしろ値段をどうとらえようか、それ以外のものは、むしろ値段をどうとらえようか、市場原理を生かすことによって消費をむしろ押えていく。そして石油を使ひたいような産業構造に転換していくといふふうな考え方を導き入すべきであらうと私は思つております。したがって、そういう観点からすれば、国民生活緊急措置法の運用にあつても、生活必需品のいろいろな選択、それによつてどの程度統制をやるかといふ問題が出てまいりますが、その場合にもこういう考え方を持つていたほうが、ある意味で消費生活そのものの合理化あるいは産業構造そのものの合理化にもつながっていくといふふうに考えるわけでもございします。

非常に抽象的でございしますが、まことに常識的な結論になりましたけれども、一応時間が参りましたので、私の発言を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。(拍手)

○平林委員長 次に長洲参考人。

○長洲参考人 長洲でございします。

初めに、總括的に現状についてでございしますが、私も、私は最悪の事態に日々刻々と近づいていっていると思ひます。おそらく来春、破局的な状態を迎えかねない。すでに無気味な予兆が感じられます。そういう点で、情勢は極度に深刻かつ重大だと思ひます。私は、戦後最大の緊張事態だといふふうに考えております。

石油そのものも重大でございしますが、石油の絶対量は少なくも昨年並みといわれております。昨年、国民は寒さにふるえ、炊事に困つたわけではございしません。国民も昨年以上の暖房やドライプを求めています。分配の公正さや保障されませんならば、国民生活への影響は少ないはずだと私は思ひます。問題は、石油がすでにインフレのガスが充満しているところに点火した。石油をきつかけにしまして一切の物価が暴騰を開始した。物不足と先高の確信というインフレ心理が根をおろしたことにあつて思ひます。

すでに御承知のように十月、御用り物価は対前年比二〇%上昇、そして十一月以降続々と大幅な値上げが名乗りをあげております。これがわずかのタイムラグで消費者物価にはね返ることは必至であります。したがつて、来春以降、爆発的な悪性インフレーションの到来する危険は非常に大きいと思ひます。インフレーションというのは、御承知のように論理かけの心理であります。このような問題は経済の問題を離れて、社会的、心理的な問題になります。私はパニックの可能性はあると思ひます。

そこで、それに対しては政府から出ております対策は御承知のように二つ、総需要抑制と統制でございします。しかし、私見を申し上げることをお許し願ひならば、端的に言つて私は総需要抑制については不徹底、統制については不意図だと思ひます。総需要抑制については、まだ何か腰が定まらず、すぐにも打つべき具体的な手が打たれていない。統制については、何か状況に流されて、それがもたらす危険への備えが十分でないと思ひます。鈴木さんのお話に基本線では賛成でございします。総需要抑制こそいま全力をあげるべきポイントだと考えます。そして、統制については、基本的な認識を、学者の抽象論と思われながらも、しませんが、まず確定していただきたい。統制は中途はんばなら効果はありません。効果を出そうとするならば無限に拡大します。しかも、拡大すればするほど非効率と腐敗が生まれます。今回の法律案も、新聞の伝えているところでは、抜かない家の宝刀といわれておりますが、抜かない宝刀は切れません。切れ味を見せようとするは抜かないければならない。一たび抜けば万物が切りになければなりません。歴史上統制でインフレを押え

ることのできた経験は一度もないのです。この国にも一度もありません。わが国でも、戦後のインフレーションも、統制によつてではなくて、ドッジラインによつておさまつたのです。この点ぜひ国会議員の皆さんが冷静な理性を現在發揮していただきたいと思ひます。統制への誘惑に耐えて、統制があつても何を残すかをぜひ洞察していただきたいと存じます。

同時に、この席をかりて、失礼ですが、国民の方々にも、学者として警告させていただきます。今日、善良な国民は、万物流連の値上がりで、何とか取り締まつてくれといふことを切実に願つてゐる。しかし私は、それは根拠ある錯覚だと思ひます。根拠はあります。当然の願ひです。しかし、それができると思ひるのは、錯覚だと考えます。

あとで申し上げますように、私は、野方園でいふ言ひではございしません。ほかに緊急にやるべきことはあります。しかし、とにかく安易な統制へのめり込み、それへの誘惑は、これは絶対に効果がなく、むしろ将来取り返しつかない禍根を残すと思ひます。

こうした基本認識、抽象論でございしますが、まず申し上げておきたいと思ひます。

二番目に、今回の法案についてでございしますが、私も、率直に言ひたいので、この法案を拝見した限りでは、以上申し上げました心配は消えませんが、

まず第一に、これでは有効でないと思ひます。もしこれがあつても、物価は上がると思ひます。

第二に、あまりに行政府、特に通産省のみにあつての権限が集中し過ぎて、それゆゑに、有効にしようとするは、権力的統制への悪循環におちいる可能性があると思ひます。

第三に、実際上は、通産省がすべてを実施することは、鈴木さんの御意見のように、不可能であります。そうである以上、実際には必ず業界主導型、

産官一体の硬直したカルテル体制ができることは確実だと思ひます。

以上、総合的な感想でございますが、二、三、例を申し上げます。

たとえば標準価格。だれが何を基準にすべきめるのか。通産省は資料を持っておりません。それは業界にしかございせん。情報も業界のほうからはるかに豊かでございます。鉄鋼業の代表者がある新聞で語っておりますように、業界が案をつくり、政府が命令する、こういうことになるほかにないと思ひます。標準価格は当然限界企業の原価プラス適正利潤でございまして、言いかえれば高位安定価格になると思ひます。課徴金にいたしましても九・九九％アップまでは取れないわけですが、とすれば実際には標準価格プラス九・九九％が実際の価格になる。また一部の不心得者は課徴金をおどすことはできません。業界全体に課徴金をかけることはできません。したがってそれなれば当然標準価格の改定、引き上げということになることは必至でございまして、さらにコストプラス適正利潤の、そのコストが御承知のように毎日上がっているわけです。とすれば毎日標準価格改定が必要になります。それをこなせるだけの能力、人手は役所にはございせん。したがって実際上でき上りますのは私は全面的なカルテル体制だと思ひます。

この法案を読みますと、多少の言い過ぎをお許し願ひたいと思ひますが、私は、独禁法の弔鐘を聞きます。協調的寡占体制への出発進行のベルだと思ひます。政府が指示しなくても実体はカルテルです。カルテルでないという覚え書きが新聞で伝えられておりますけれども、しかしそれは不謹慎な比喩かもしれせんが、ガダカルナ撤退を転進と言ひ、敗戦を終戦と言つたのと同じだと思ひます。戦力なき軍隊とか、物価騰貴はインフレでないと言ひのと同じだと思ひます。そして統制は統制を呼ぶように、カルテルはカルテルを呼びます。ある品物にカルテルができれば関連部門に次々にカルテルができます。すでに私の感じでは、久日あ

らゆる品物について事実上やみカルテルが成立していると思ひます。証明はできませんが感じます。現にこの法案成立を予期して、一斉にかけ込み値上げが開始しております。すでに本年やみカルテルの告発は五十六件に達していると思ひます。このやみカルテルが公然、公式に承認されることになるのではないかと、こうなればカルテルマイソドは完全に定着いたしました。こうして事実上で相違ないと思ひます。

さらにこの法案は、私誤解でなければ、恒久立法であつて時限立法ではない、統制とカルテルは次々に波及し、ちよつとゆるめると価格は奔騰します。したがつてまた長期化せざるを得ない、延長せざるを得ない。こうして日本の経済社会の構造を極度に硬直化することは間違いないと思ひます。そしてこれを遂行すれば当然所得政策まで進まなければなりません。標準価格は当然標準コストを前提し、標準コストは当然標準賃上げ率を決定してまいります。標準価格で企業を締めつけられ、当然企業内組合は標準賃金をのむばかりでせん。したがつてこの法案を承認するものは所得政策への一歩を踏み出したことを自覚しなければならぬと思ひます。

こういふ点で、この法案は以上の点への歯どめをきちんと盛り込まない限り、私は一人の学者として賛成しがたいと思ひます。このままではインフレ抑制に得るところは少なく、失うものがきわめて大きいのではないかと。

以上が総合的な感想でございますが、しかし、私は何もやるなと言ひのではありません。ここではこまかい点は省略いたしますが、少なくとも新しいルールと制度とそしてミニマムな保障、この三点を申し上げたい。

第一のルールでございますが、私は、企業活動は当然利潤を求めて競争するのが主眼でございまして、その競争のルールをきびしくする、今日の事態に合せてきびしくする、それがポイントだ

と思ひます。その意味で、いま必要なことはカルテルや新しい産官複合体をつくることではなくて、むしろ公取を強化拡充することが必要だと思ひます。公取に人員と金をもつと与えて、カルテル調査、摘発の権限を与え、罰則を強める、そういうことが肝心だと思ひます。また競争を強める、そのためには情報の公開、ガラス張りをできる限りやることが必要だと思ひます。業界内部だけの談合、業界と役所だけの談合、私は、これは悪いのですが、いずれも密室内のことだと思ひます。そういう情報の公開がなければ、今日いかに善意でありましても、現に存在する広範な国民の対企業不信、行政不信、これをぬぐうことは困難であります。そしてそうした不信がぬぐわれない限り統制は必ず失敗すると思ひます。

第二に、機構としては私は業界プラス通産という形は適当でないと思ひます。私は業界の知識、通産の善意や能力を否定しているのではありません。しかし形が適当でない。むしろ第三者構成の機関にしたほうがよろしいと思ひます。いふ問題にはありまして、たとえば米価審議会、労働委員会のように第三者、メーカー、ユーザ、公益といったような対抗力を組み合わせた機構にゆだねたほうがよいと思ひます。またあるいは国会の中に、アメリカに見られますようにキーホールバー委員会のようなものをぜひつくつていただくたいと思ひます。この法律をつくつただけで、もし議員の先生方があとには業界と行政にまかせきりというのをおかしいし、無責任だと思ひます。

三つ目にミニマムということでございますが、しかし、以上のことを無制限に品目を広げてやることは不可能だし、不必要だし、不適切だと思ひます。むしろ統制の及ぶ品目はできる限りぎりぎりの生活必需品のミニマム、最小限の品目にしほべきである。ほかは欲ばらずあきらめたほうが現実的だし、有効だと思ひます。石油関連で言えば、LPGと灯油あるいは電力ということにしば

り、それも大綱にきめてしほつて、その関連品を無限に広げるということはやるべきではないというふうに考えます。

時間がそろそろ参りましたので、この程度にいたしますが、私は冒頭に申しましたように、当面が緊急だと思ひます。この年末からの物価のふだんでも上昇する、これが来春引き継がれ、そして爆発する、そういう意味では、私はまず一三月が正念場だと考えております。そしてその次の四・六月、この第二段階、これで次の新しい手をどう打てるか、この二段階を踏まえた当面半年、これに全力をかけるということが必要だと思ひます。そういう点で、私は、国民生活安定の基本は、ある意味では非常に機動的な総需要抑制策のほうが根本だと考えております。これにつきましては、もし後ほど時間をいただければ、別途申し上げたいと思ひます。

私は、端的に申しまして、今日の事態は一口に言つて、根本は当面やるべきことは、デマンドブルインフレーションの悪性化を防止することにあると思ひます。この点で私は、むしろ総需要抑制と統制と二つ考えますならば、安易な統制へのめり込みをこそおそれるべきである、そしてあえてこの際は短期の緊急のオーバーキルをおそれるべきでない、こういうふうに私は基本的に考えております。詳細は後ほどもしお時間をいただければ申し上げます。(拍手)

○平林委員長 次に岩尾参考人。

○岩尾参考人 岩尾でございます。非常に重大な時期に発言をさせていただきわけでございますので、率直に意見を申し上げます。

この法案につきまして、これと関連するいろいろな問題がございますが、問題点を法案自体に示していきまして、私の取り上げたいポイントを大きく二つに分けていたしたいと思います。

一つは基本的な、あるいはいふ何人かの方も方々でおっしゃっているような基礎的な条件の問題でございます。もう一つは、多少専門とも関係いたしますので、いわばこの法案を実施するにあ

たつてどのような取り組み方が必要であるか、いわば技術的な点と申すか、そういう点について申し上げてみたいと思ふのです。

まず第一に基本的な点から申し上げてみたいと思ふのですが、何とか現在の異常な情勢に対して物価をおさめていきたい、そういう趣旨が法案に基本的には盛り込まれておるものという了解のもとに、その趣旨につきましては同感でございます。これはやむを得ないと思ふ。しかし、これは表題にありますように、国民生活安定緊急措置法ということになっておるものでありますから、たとえ法案の目的にいたしましては、国民生活が中心であるということも少し具体的に方向を明示していただきたい。そういったことになると、一体これは経済安定という一般的なことになるのかどうかという点が姿勢として不明瞭になるというふうな心配するわけでございます。それから次に基本問題でございますが、このような法案が実施される状況、それはすでに他の参事人もおっしゃいましたけれども、これはどういふ条件のもとでこれが行なわれるのであるかというところを検討しなければならぬと思ふのでございます。そこからこの法案につきましても、あるいはそれと関連する問題も出てくると思ふのでございます。

これはどなたも御存じのように、現在のインフレーション的な価格の上昇がもう決定的な段階まで進んでしまつて、そういう状況、特に長洲参事さんが言われましたような非常に不穏な状況になつてゐる、こういうところの問題だ、こういう条件のもとで行なわれてゐるということでございます。

具体的に申し上げれば、これは申すまでもございませぬけれども、日本列島改造問題以来の価格上昇でございますし、それからドルの買ひささへ、それに基づく過剰流動性、それを基盤とした価格上昇でございます。そこにもつてきまして、これはその後の処置でございますけれども、公共料金あるいは米、具体的には電気、ガス、鉄

道、石油等々の上昇がこれに火をつけるということになつてきておるわけでございます。

さらにもう一つの条件をいたしましては、これは冷静に事実を見ていただければよろしいわけでございませぬけれども、産業特に国民生活に基本的な重要な産業の分野で、いわゆる大企業の支配力が決定的な状況になつておる。そうして先ほど長洲参事さんも言われたように、事実上のカルテルやあるいは大企業間の暗黙の協調によりまする管理価格、これがすでに事実上一般化してゐる、こういう条件のもとで行なわれるということでございます。その条件がどういふことになるかということになりますと、これは非常に重要でございます。そのような社会の重要な物資の生産の非常に重要な部分が大企業になつておる、こういう状況のもとで、このようなインフレーションが展開し、そしてまた統制が行なわれるということになりますと、それをどういふように処理するかがこの問題のキーポイントになつてくるということになるわけでございます。インフレーションそのものにつきましても、財政金融措置、これは当然これと並行して行なわれるわけでございませぬけれども、現実には一般的なインフレーションの問題ではなくて、大企業の資金の構成、資本の構成、これはもう御存じのように国際的にも日本が——日本の大企業の場合には大きく借り入れ金に依存しております。いわば銀行借り入れに依存してゐるわけでございませぬ。そういう形で資金動員が可能であるし、そういう形で企業成長が急速度に行なわれておるわけでありまして、こういう条件のもとで行なわれる。そうすると、そういう大企業の重要な部分の生産のないう方を、いかにインフレーションを除いていくかという点で、この財政金融政策あるいは総需要抑制政策の場合でも、その点に触れずに一般的に総需要抑制ということになりますと、これは国民のなけなしの金をコントロールするということになりかねないおそれがある。その点では慎重な配慮が必要であらうというふう

そこで、こういういまのような条件でインフレーション的な物価上昇はとどめなく続く。財政金融の面におきまして、巨大企業の資金は銀行借り入れ、さらに日銀依存という形で展開し得る。生産の大部分は大企業がコントロールし得る。こういう条件のもとで低位の価格安定を望むということになつておるわけでございます。

そうしますと、焦点として取り上げなければならぬのは、標準価格と、それから生産、流通につきましても政府の指示、監督ということでございます。これはいろいろの問題を含んでまいります。いまのような条件のもとで標準価格を設定する。第一、標準価格自身が非常に幅がある問題でございます。はたしてこれが実効性を持つかどうかということが疑問でございます。

また、先ほど長洲参事さんがおっしゃいましたけれども、実際に標準価格をつくらうとするならば、これは事実上カルテル価格あるいは大企業の暗黙の協調のもとで行なわれる管理価格を基礎とせざるを得ないだらう。その可能性が非常に強い。それを政府が公認する。業界が案をつくり、政府がそれを命令するということになりがちである。さ

もなければ、しつこく標準価格を、あるいは特定標準価格をも更新していかなければならぬということになつてくるんじゃないかと思ふわけです。そうですと、これは一般的な意見で、どなたも当然のこととして御了解いただけたと思ふのですが、いわば列島改造的な雰囲気は、ぜひ政治的に姿勢として一掃していただかなければならぬ。

それから同時に、カルテルや管理価格をこの際きびしく押さえるような体制が必要でございます。いろいろないきさつでございましては、値上げを一時ストップするといふようなことは一般的に出できます。それだけでどれだけ国民の気持ちに安定するかどうか、これは思い半ばに過ぐるものがあろうかと思ふのでございます。

それからまた、借り入れ金依存による高度の企

業成長というやり方、これは財政金融の総需要抑制とも関連いたしますが、民生を押さえるのではなくて、そういう基本的な成長のしかたをコントロールしていくことが、この際、これは基本的な問題でございますけれども、打ち出されても、ずいぶんこのように統制のしかたにしまして、いわば安定的な形がとり得る基盤がでるんじゃないかと思ふのでございます。

次には、時間も少しなりましたけれども、実施にあつて考慮すべき問題点があるわけでございます。むしろこの点に私はかなり重要性があるといふふうに思つております。これは標準価格あるいは特定標準価格の場合もそうでございますけれども、標準的な生産費、標準的な販売費用、利潤、そしてまた政府の指示、監督に正当な理由なく従わなかつた場合には処罰するというようなことになつておるわけでございますけれども、標準的な生産費という点になりますと、これはたいへんいろいろな問題をいっぱい含んでおります。

第一原価をどういふふうに考えるのか。原価といふのはたくさんございます。それをどういふ観点で判定して認めるのかということ、標準的な生産費といふ、販売費用、利潤ということになりますと、現実の問題としましては、標準的な大企業の行動そのものを全面的に認めるということにならざるを得ない。これは、すなわちそれを認めないといふと、もう当然のこととして、そういうさうさうな、先ほど言われたようなやみあるいは関連物資への生産の動きも出てまいりまして、これはたいへんむずかしい問題でございます。戦時中の統制経済になれた方々がいろいろこれを立案されるにあつても、ずいぶん悩まれた点であらうと思つております。

具体的に言いましたならば、あと御質問があれば申し上げますけれども、原材料の仕入れ価格にしましては減価償却にいたしましたも、あるいは広告費にいたしましたも交際費にいたしましたも、さまざまな形で献金にいたしましたも、これらを

どういうふうに評価するんだということになります。と、現在の標準というなら、現在すべての大企業の標準行動を認めざるを得ないということになるわけでございます。そういう点からいいますと、これはもう、いわば原価がどのようなデータのものでつくられていくのか、その資料を提出していただく、それをつくっていくこと、作成方法を厳密に科学的にしようということ、これをどうしてでも何らかの形でオープンにしていきたいと思います。そしてそれを公正な観点で検討するということがありまじと、これは誤解の上にさらに誤解を生んでしまつて、単にインフレに対する不安、動揺ばかりではなくて、今度は行政府がこれに専心することになれば、これは政府全体あるいは政治全体に対する不信にも導かねない。それを、私、いま個人の不安感を表明して恐縮ですが、これも、これは非常におそれるわけでありま

す。原価につきましては種類について言いましたならば、単純に現実の現在の原価がどうかという問題ばかりではございません。将来の経営戦略と関係した原価もあるわけなので、それは一言申し上げておきたいと思ふ。これはどうしてもオープンにしていだかなければならない。

それから、先ほど長洲参考人が申されましたが、すべてが行政権限にゆだねられておる。そういうことになりまじと、これはますます私ら不安感を感じざるを得ない。国会でこういう問題が十分に討議されなくなるのじやないのか、国民生活の非常に重要な問題であるにかかわらず、国民参加の理念というものが一つも取り上げられてない。原価の問題にいたしまして、需給の問題にいたしまして、全体としての国民あるいは主権者としての国民ということ意識するわけがござい

ても米にしましても何にしましても審議会があるわけでございますが、国民生活の、いわば国民全体の主権者の危難が振りかかっている状態のこの重要問題について、そのような審議会がないのはどういふわけなんだろうかと、私は、これは最高の疑問を持っております。

要するに、こういうふうな非常事態で、当面、混乱なり不安なり国民生活の動揺あるいは危難をできるだけ最小限度に押えていくためにはどうすればいいか、それは国民の納得を得られるような方式で進むほか道がないわけでございます。そのためには、その基本的な施策についても私は申し上げたわけでございますが、やり方につきましては、の、いわば民主、公開といひますか、できる限りの民主的な基盤で、しかも審議のやり方、検討のしかたをできる限り公開してやっていく、そして合理的な運営をしていくこと以外には、最小限度に混乱を食い止める道はないと思ふのであります。そういう点で、基本姿勢と同時に、実行のやり方についての民主、公開、これを私、強くお願いしておきたいと思ふのであります。

以上であります。(拍手)

○平林委員長 次に大木参考人。

○大木参考人 私は、今日の状態が日本列島のインフレーション病とでもいへば、医者が患者を診断する際には、なぜその病状にかかったかというところを調べ、カルテに記入しなければならぬと思ふのです。ですから、この法案に關する意見を後ほど二つほど述べますが、前提としてぜひ与野党を越えた立場から、今日の国民の心配、あるいは荒廃した生活、また破壊されんとする生活、なぜこれが起きてきたか、これについてまず私の見解を述べてみたいと思ふのであります。

端的に申し上げますと、インフレーションそのものに關しては国会でもたいへんきびしい議論がなされておりましたが、十二月三日の日の田中総理の国会冒頭の見解なり、これに対する野党の代表質問などを伺ひまして、双方に――私は立場が総評事務局長ですから野党に味方することはあ

りませんが、双方に対して私は非常に失望を感じました。端的に申し上げて、しからば今日のインフレーションは何で起きたか。トリレンマといふことがございしますが、インフレと福祉と国際的なドルの黒字の増高という問題が二年前にありました。しかし、いま国民が受けておられますトリレンマといふことは、この二年前のドルショック当時の、これを乗り切るためのときにとられた調整インフレ政策、カルテルの長期認容問題とか、四分に引き下げました日銀の公定歩合の引き下げ問題とか、あるいは二八％に及ぶ日銀券の膨張問題とか、これがまず一つの大きな問題だったと思ひます。

同時に二つの問題は、何といひましても、田中さんが自分の私の見解とおっしゃられたのですけれども、列島改造といふ問題が一体どういふ心理状態を、経済活動といふものを国全体に巻き起こしたか、これについて考えてみてもらいたいと思ふのです。最近の所得倍付の上位はいずれも土地持ちであります。しかも低金利を媒介にしまして、金融界はますます土地を担保にして膨大な金を貸し付けました。これは二つのダブルパンチの段階でした。

そして三つ目のパンチが、いま問題の石油エネルギー危機問題なんでありまじ。

ですから、この三つのインフレーションの病因といふものを解剖せずしてどのような立法措置を講じようとも、どのような行政措置を講じようとも、私はそのことの正確な認識なくしては対策は立たないと思ひます。ですから、そのことをまず考えていきたいと思います。一つは、先ほど長洲先生その他おっしゃられた総需要抑制問題に確かにぶち当たる、こういうふうにも感じます。ただ、私が国会の与野党の質問の中でもって失望を感じましたと申し上げたところはここにありまじ。たとえば四十八年度の国民の総生産、GNP、これは百十五兆といわれております。その五一％から五二％が国民の個人消費といふことが田中さんの御発言の中にありました。私はこの数字は間違つてない

と思ひます。しかし、インフレの原因といふものを海外に押しつけ、同時にもしこの国民の個人消費を中心とするGNP構成比の問題で出するならば、なぜ欧米諸国における個人消費が六〇％前後を常に推移してきた戦後の状況についてお考えを示されないのか。また野党諸君の質問についても、なぜそのことをつかれないのか。私は総需要の抑制、賛成なんです。オーバークルも、賛成という気持ち部分的にはございまじ。しかし問題は、百十五兆のGNPのうちでだれがよけいに金を使つたのかについて明確にしなければ、これはでき得ない相談でしょう。三本の橋はもろん要りませんし、十二本の新幹線はもつと先に延べてもいいでしょう。

ですから、その種の問題で、十二月の一日に発表された、皆さん方も新聞でござんになったと思ひますけれども、経済企画庁が出したいまの経済社会基本計画の乖離問題を見てもらいたいと思ふのです。これには何と書いてあるか。この中身は明確に申し上げれば、今日の経済計画を狂わした犯人といふものは、民間の土産業者のマンジョン建設問題と、ドルショック以来の低金利で助けられた民間の工場拡張こそが乖離の最大の問題といふ指摘があるではありませんか。そして労働者所得といふものについて、わずかに計画六％しか埋まつてはいない、こう書いています。賃金は今日のインフレの原因でないといふことを大衆委員会は明確に指摘をしております。しかもこの委員会は政府の一機関で、経済企画庁の審議会が公表したもののなんですか。これについてなぜ野党の諸君も追及しないのか。私は疑問でならないのです。ですから、そのことを明確にした上で私たちが総需要抑制問題についても論を進めていかなければいけない、インフレーションの退治はできない、こういうふうにも感じているわけなんです。そこで問題は、今度の出された新しい生活安定緊急措置法案の内容とも若干関連して申し上げてみたい。私は若く見られるけれども、年は五十一歳半です。戦争中三年間の経験がある。戦

後のインフレーションの経験をなまなくくつてきたのです。まさしく統制経済が新しい統制を呼び、そしてその当時の苦しいやみ行為というところについて苦しい経験を知っています。サラリーマンとしてのなからイモを買い込んできて生活した経験があるわけなんです。ですから、そういう感じからしますれば、統制経済というものはこれはもうとてもじゃありませんが、私たちに受け入れる土壌はないことは明確に知っていたのだと思います。と同時に、今度出された法案の中でもって私たち最大に注目している部分は何かあるかといえます。先ほど先生方御指摘もありましたとおり、まさしく標準価格の設定、いわゆるカルテル行為というものを含むところの業者の相談による相場決定が高値でもって硬直安定してしまふということはいへんな問題だと思えます。ですから、今日の—きのうもタクシー業者のデモがありましたけれども、あの場合でも、ガソリンあるいはLPガス等については、元売りのところには相当に物がある。問屋から小売業者には物がなく、こういう状況が明確にけさの新聞にも出てきているわけです。同時に、灯油問題等につきましても三百八十円というところを通産省はおっしゃったけれども、最近東北、北海道を旅行して驚きましたけれども、いずれもこれは四百五十円、運搬価格という名目でもって四百五十円から五百円が相場になってしまっているわけです。そういうことを考えていきますと、私たちは標準価格の決定を皆さん方立法府におられる方々がむしろ行政府にまかせ、主務大臣にまかせ、こういう関係でよいのかどうなのか。私はここに、私的な見解は別に持ちますけれども、一つの疑問がどうしても抜け切ることができない問題とされているわけです。同時に、一体、これからこの法律というものをつくった場合、先ほど長洲先生は、また鈴木さんもおっしゃったのですが、なるべく品目を整理して少ないものにしてくれという話がありました。私は、少ないものという、いけば抽象的な表現についても非常に危機を

感じます。一つのものにもしこの法律が発動されれば、まさしく万波を呼ぶでしょう。そしてその万波はまたカルテル行為に基づくところの高位の価格を硬直させていくでしょう。そういうことを結果的に私たちは国民生活に対する脅威としてどうしてもその不安の中から抜け出ることができないのであります。一体フランスやイタリア、スイス等で行なわれているような石油の配給問題について、皆さん方はヨーロッパをたくさん回った方が国会休会中であつたと思うのでけれども、私もスイスに行きました。あのときにもすでに石油、ガソリンの統制等の問題があつたのです。しかしヨーロッパの土壌には、いけば市民の参加による社会的なミニマムといふような、要するに一つの社会性、政治への信頼と社会相互間の信頼感があります。そこにおいてこそまさしくガソリンなり灯油なりあるいは砂糖なり洗剤なりトイレペーパー、そういうものが、テレビや新聞等でのこの程度あるから心配するなという話が出てくれば、私はまさしく最近のトイレペーパーや洗剤問題等に関連して起きたパニック的なものは起きないと思えます。

そこで問題は、その種のことを形成するにどうすればよいのか。私は労働団体を信頼してもらいたいのですが、のどもとまでできているのはマイカー規制—マイカー規制はもうすでに始まっていますけれども、声を大にしてマイカー規制を呼びかけたのです。呼びかけたのですけれども、その前提となるものについて実は整理がされていませんから言えない立場にあるのです。それはさき申し上げた、要するにインフレという病気のいわゆる治療のしかたが間違っているという問題があり、列島改造というものが依然として消えない。新全総法というものが、国総法が依然として消えてない。あるいは法人税の引き上げをやつたけれども、要するに法人の軽減措置というところの株式割持ち合の株のあの税金問題、全然大法人の方が負担しようとしな。こういう中에서도必要な抑制等をやるからには、これは国民生活全体を二年間よりを戻すしかないわけですから、そこで大事なことは、何といつても市民が参加をするという立場における、一つの新しい第三者機関的な意味合いにおける物価監視機関といふべきでしょう。あるいは公取委を強化をしながら、その公取委の外ワにさらに新しい物価をお互いに話し合うという機関をつくるかどうか。これは労働省、厚生省、企画庁、大蔵省、全部やつていることなんです。ですから、これもこの種の法案ができる場合には、そういうことこの周辺を埋めていった中でどういふ法律をつくるかというところが従来の大体ここ十数年来の国政のあり方だと私は推察をいたします。ですから、まず第一は、市民が参加をし、労働組合等が参加のできる、いわゆる消費者の参加のできる第三者機関というのをつくつてもらいたいと思えます。同時に私は石油問題に一言触れておきたいのですけれども、これはむしろ石油問題等に関するエネルギー関係のことについては、最近炭炭が大会をやりました。そして石炭を五千万トン掘つたかどうかという話もあるけれども、いやだとなていますね。自分たちの都合のいいときは掘らしておいて、そして石油が幾らでも安く入ってくるようになったら、とたんに今度は切り捨てる。山を埋めていく。合理化でもって苦しんだ。これはもうごねることがあたまをえだしたと思えますね。ですから、エネルギー問題は、もしも新しく新エネルギーの開発が進むまでの間一定の限界量しか使えないとすれば、私は石油と電力と石炭という三つを総合したエネルギーに關する公社をつくる。電話についてもそうです。国鉄は赤字ですけれども、そういう意味合いでもって私たちはこの公社を中心しながら、産業の米ともいわれるエネルギーがその公社から平等に、国民生活分野と産業分野と外国みだいに五〇対五〇の分野でもって石油が産業と生活に使われていくという状態ができていかなければ、中間マージンを盛んに取り上げるところのいわゆる元売り業者とか問屋関係の問題とか、これは私はまさしく今度は、投

機問題が本年の三月にありましたけれども、それが石油を中心とし全産業にびまんしてしまふと思えますね。ですから、このことはぜひ一考してもらいたい問題だと思えます。いずれにいたしましても、こういうことを一々具体的なことを提言いたしますけれども、この法案については、私たちが関係団体として一番関心を持っている問題は、最後に一言申し上げますと、いわゆる標準価格、その中の適正な利潤、適正利潤の中における人件費のコスト、すなわちこれが結果的には所得政策に対する人口といふまいしょうか門戸の開放というか、そういうものについて考えている方もおそれると思えますけれども、もしもそういうことになれば、まさしく総需要の中において、本年の春闘でわずかに分配率は下がっているわけですから、国民の個人の消費は五・一、二％なんです。一〇％外国に比べて低いのですから、そういうことを固定させて国民生活を破壊に追い込んでいくということについて許せませんので、この問題について標準価格なりその中における適正利潤の問題とかからめて所得政策の導入というところは、私たちはこれに對して絶対に受け入れることはできない、こういう立場でございますから、この問題を最後につけ加えて、持ち時間が参りましたから見解の表明を終わらせていただきます。(拍手)

○平林委員長 次に天池参考人。

○天池参考人 同題の天池です。

私は本法案に對しまして、一つは基本的な見解、二つは法案の内容にわたりまして具体的な見解、二つに分けて申し上げたいと思ひます。

御承知のように最近資源の制約というものが予想以上早く表面化しつつある現状のもとにおきましては、これに伴って摩擦が発生をいたしております。どのような摩擦が発生をしているのか。一つは市場機能を通じる需給調整の混乱が生じており、二つ目は消費者の買い急ぎ行動による品不足の激化と価格の過度の上昇という状態であり、四番

目が社会的に不正という状態であります。これら
をできるだけ回避するためにはいわゆる経済路線
の修正を急ぐべきでありますし、このために行政
のある程度の介入による直接統制はやむを得ない
ものでありますし、また現状では必要であると思
うのであります。

しかしながらこのような統制的手段は緊急やむを得ない場合の一時的手段でありまして、国民生活安定緊急措置法案は恒久立法であるといえませんが、直接統制の適用範囲は緊急度に応じて極力限定をする、また一時的な措置とすべきであると思ひます。

この法案は、緊急措置としての統制権限をかなり広範囲に行政に与えるものでありますけれども、これをいわゆる官僚統制の弊害におちいらせないためには、法の運用について国民の代表の参加など適切な歯どめ措置が必要であると思ひます。

また 本法案は、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保を目的とするものでありますけれども、とりわけ国民生活の安定と社会的公正こそ最優先にさせるべきであると思います。

本法案の目的にもいふ国民生活の安定の確保のためには、わが国の当面する異常な物価の高進、インフレに対して、政府は責任のある抑制策を講ずべきであると思います。特に加速的インフレに対する緊急な対策は言うまでもございせんが、持続的インフレ、基調としてのインフレに対する対策に全力を傾注すべきであります。この姿勢がなくてはこの法案の目的は達せられないと思うのであります。私はさらに、政府は生活関連物資供給の政治責任を持っていることを明らかにすべきではないかと思ひます。

第二に、具体的な項目についての所見でございますが、第一に、第一条の「目的」、緊急措置は、国民生活を優先する緊急措置であるということとを明確にすべきであると思います。そして国民生活との関連性が高い物資の安定的供給と価格の安定は政府の責任であることを明示いたしましたし

て、万難を排してこれを実行する必要があると思います。

第二番目に、第二条以下の標準価格についてであります。法案は、標準価格と、これが有効に機能しない場合の特定標準価格の二本立てになっているわけでありましたが、第二条にいう緊急事態に際しては、遅滞なく強力な統制手段を講じるようにすべきであります。この前の段階にいわゆる標準価格の決定、表示、指示等の手ぬるい処置を講ずるのはかえって次の統制的手段の裏をかくる用意を促す結果ともなりかねないのであります。したがって政府が介入する第一の段階は、第七条以下の特定標準価格制度でなければなりませんし、いわゆる初動段階を強力にすべきであると思ふのであります。

第三に、第八条の特定標準価格の決定方法についてでありますが、この点はきわめてあいまいで、非常に詰めが足りないと思うのであります。特に適正利潤をどのように判定するのか非常に問題があると思います。この特定標準価格を決定するときには、もうすでにきわめて緊急事態なのでありますから、また、この処置が一時的処置であることを考慮いたしますときに、本法案の目的が国民生活の安定、価格の安定にあるということからすれば、適正な利潤確保は私は重要な要素ではないはずであると思うのであります。また、このような事態では操業率が異常に低下をしていると思うのであります。標準的な生産費は、低操業率のもとにおけるそういう状態ではあまりに高い水準になるのでないかと懸念するのであります。この標準価格の決定が低生産性企業を温存するといったしますならば、相対的に生産費の安い大企業、寡占企業の過当な利潤を生じるのではないかと思ひます。

次に第十条の課徴金の問題でありますが、原案では非常に手ぬるい。これで課徴金の意味をなさないのではないかと思うのでありまして、これを強化すべきであると思います。また課徴金は、標準価格をこえて販売した理由が供給者側にある

場合には、その部分については供給者に課すべきであると思ふのであります。

第五に、第十三条の生産に関する指示、十五条輸入、十九条保管、第二十一条の売渡し、輸送または保管、第二十二条による設備投資に関する、それぞれ政府が指示できることになっているのでありますが、従来の実例を見てもわかりますように、これは政府の指示ではきき目がありませんから、この必要があれば政府が命令をするようにすべきだと思います。

次に法の運用に関する国民参加の必要性でございますが、本法案の運用に關しまして国民の意見を反映するということは非常に重要なことでありますので、国民の各層の代表を含む生活安定審議会などを設置することを私はすべきではないかと思っております。そして、この審議会には必要な調査権、建議権を与えるべきであると思います。また、諸外国の例でもありますように、公的機関

の任命による民間モニターの制度を設置する必要があるのでないか、そして、このモニターには販売業者に対する改善勧告権、あるいは行政機関と緊密な連携をとりましてその効果を発揮するようにすべきであると思います。また政府は、生活関連物資についてその生産、在庫、流通の状況について正確な情報を国民に提示する必要があると思います。またこのために関係事業者の協力というものです。

を義務化する必要があるのではないかと思います。

さらに、消費者の苦情処理機構を整備する必要があります。各地方自治体にはかなり消費生活センターなどの設立を見ているところがあるわけですが、たとえば特定標準価格物資などを展示するなどの便宜をはかりますならば、それを中心にして消費者の苦情処理というものをさばくことができるのではないか、このように考えます。

最後に、独禁政策についての所見を申し上げたいと思いますが、業界の価格安定カルテルや再販価格維持行為は、価格の高位安定や企業と政府

のなれ合い、その乱用の危険を招くことになりや
すいのであります。この問題について公取委は、

通産省、経企庁との覚え書きを結んでおります。これは独禁法適用を除外したということについて独禁法違反でないという覚え書きをしているのであります。そのように信ずるなら——私はその危険が大いにあると思うものであります。もし公企委がそのように信ずるなら、その覚え書きの趣旨というものが確実に実施できるように監視をする必要がある、その責任があると思うのであります。

ます。そして右に述べたような共同行為の発生を防止するように万全の努力を払うべきである、このように考へる次第であります。

以上申し上げまして、私の所見といたします。

(拍手)

○平林委員長　これにて参考人からの御意見の開陳は終わりました。

○平林委員長　質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三塚博君。

○三塚委員 長洲先生にちよつとお伺いを申し上げますが、生活安定法には基本的に反対である、以下三点、オーバークルの問題、公取を強化するとかいう案でいくべきである、こういうことだと思いますが、昨今のトイレクトペーパー騒動あるい

は灯油の騒動、そういう問題、具体的な問題があつておるわけでございますけれども、こういう問題は、先生はどのように対処すべきである、解決すべきであると考えておるか、その点をちよつとお聞きさせていただきます。

○長洲参考人　これはたいへんむずかしい問題でございまして、私に特に名案があるわけではございません。しかし、この法案をやつてもああいう騒ぎは起こるだらうという心配があるわけでございます。やはり根本は、多少時間がもうすでに時間切れの感じがございますけれども、根本は、物は不足と申ししましても、よくいわれますように来年はへたをすれば成長率実質ゼロ、名目三〇％と

入する場合にも、先ほどからいろいろ御指摘がございまして、標準価格その他いろいろな方法論上の問題がございしますが、いまこれをやるものとして、はたして、機動的にやると申しまして、いまの生活安定緊急措置法で、たとえば標準価格を公示するといふふうなことになる場合でも、標準価格の策定自体がいろいろおくれまして、いまのうちに、やはり緊急事態に間に合わない。しかもいろいろ運営上問題もあることとございすので、でき得べくんばいまは投機防止法というものがあつたわけとございすから、それを大いに活用していただくということが必要であらうと思ひます。

それから標準価格の策定等の今後の問題ともからみまされども、まずたとえば石油なんかの場合でも灯油の政府の指示している三百八十円という値段自体についてもそれが適切であるのかないのかというところは、もう少しやはり詰めてみる必要もあるのではないかと、いふうな感じもいたします。

それから、二番目に御指摘になりました競争原理との関連でございしますが、実はこれは基本的なものの考え方にかけかわる問題でございまして、緊急措置あるいは暫定措置として統制というものを認める以上は、しかもやる以上はやはり徹底的にやらざるを得ないという、これはほかの参考人の方々の御意見にもありますように、相当これは深入りせざるを得ないということになるわけとございす。しかし、深入りしたからといって、その効果があるかというところ、これもまた先ほどからいろいろ御指摘のあるように、なかなかそれはうまくいかない、むしろ弊害が多いというところになるわけとございす。ですから、でき得べくんば統制をなるべくやらないうで、法律は法律としてあくまで伝家の宝刀であつてほしい、市場原理をできるだけ生かしていただきたい。その生かすという意味は、これは国民生活——ほんとうにわれわれが生活する上において必要不可欠の食糧とか日用品なんかについて極端な市場原理を導入しろということ

言っているわけではございません。それはもうまさしくこの国民生活安定緊急措置法によってそれをカバーすべきであると思ひますけれども、一つをやればどうしてもほかの広がついていく、その広がついていく場合になるべくそれを広げないようにするといふことと、それからもう一つは、一般的に見てやはり市場原理を生かすといふことによつて高いものはなるべく買わないようにする。つまりそういうことによつて、たとえば現在の緊急事態というものは石油から起こつてゐるわけで、石油が足らなくなつた、あるいは入らない。そのことによつて生産を抑えなければならぬ。生産を抑えるにあつては需要のほうが大きい。需要を生産に合はしていかねばならぬ。昔の軍隊のようによつて、与えられた軍服にからだを合はしていかねばならぬ。注文が合はしていかねばならぬ。そういうふうな無理な注文が合はしていかねばならぬ。そういうふうな観点からいたしますと、やはり需要を抑えるためには価格原理というものはある程度有効であらうと、私はまだそういう考え方を信じておりますので、これは具体的な品目について、もう少し議論を詰めてみる必要があるのではないかと、いふうな感じもいたします。

○三塚委員 持ち時間もうだいぶんありますから、簡明にひとつお答えをいただきたいと思ひます。そこで、長洲先生は第三者会議で問題をしぼれと、こういうことですが、国会は国民の代表です。そういう意味で国会に置かれるべきことが至当であると私は考へる。同時に、長洲先生の言われたが、各種団体からたくさん代表が出席して、いろいろな緊急事態の場合には論議が沸騰いたしました、なかなか結論が出てまいりません。こういうことから考えますと、その辺の御見解はいかがですか。

○長洲参考人 その第三者機関というのは、私も構成をどうすべきかといふことを詰めてゐるわけではございません。しかし、やはり機動的に動く

といふことが大事でございすから、あまり欲ばつて大ぜいの委員会にする必要はないと思ひます。それでなかなかきまらぬといふこともございまして、けれども、しかし米価審議会がたいへん問題があることは私もよく存じておりますが、しかし少なくともあそこでもいろいろな情報すべて公開されて、そして国民もああそうかと納得する、こういうことが必要ではないかといふふうに考へております。

○三塚委員 大木参考人にお伺いをいたします。先ほど来、今日の事態はまさに戦後の未曾有の状態であり、この処置を誤るならばたいへんな状態になるといふことは各参考人からの供述で、私も同感であります。そこで、これは国民的な視野の中で問題解決をしなければならぬ。もちろん総需要の抑制、これは企業者にも、政府、地方自治体もみずからのえりを正してこれに進むことは当然であります。そういう意味で、今日の物価の高き大きな要素を占めるといわれますのが交通体系、流通体系の混乱であります。特にストライキによる交通網のストップが滞貨を生むといふ今日の現況でありますことも事実であります。

一つ具体的な例を申し上げますと、新潟や、私は宮城県でありますけれども、米の出荷がそういう形の中で非常におくれしております。また青森のリンゴあるいは北海道の生産物、そういう問題等が深刻にそれに競合してありますことも事実であらうと考へます。そういう意味で、今日の事態に立つてこの問題解決に進まれるといふことであります。また、あなたが非常に重要な立場にあられますものから、あなたに非常に大きな規模でやられるといふことも聞いております。そうしますと、総需要抑制をやる、国民がそれに耐え忍ぶ。しかし、それにまた大きなパンチがそこに加はるといふことになりましますと、日本経済はこれでパンクするのではないかといふ、これは大方の国民の非常な危惧があるものでありますから、素朴な意見として局長にお伺いをさせていただきます。

○大木参考人 雪がこたしは多いですから、雪でもって汽車がとまるほうははるかにストライキより大きいという感じがいたしますが、私はストライキをやることが目的じゃないのであつて、やはり田中さんが列島改造計画をやめるといふことを早く国民の声を受けていただいてこたえていただければ、ストライキは非常に短くなる、こういうふうにお答えしたいと思ひます。

○三塚委員 じゃ時間がありませんから、これで終わります。(拍手)

○平林委員長 松浦利尚君。○松浦(利)委員 きょうおいでいただきました参考人の皆さん方には、たいへんお忙しい中をありがとうございました。また、貴重な御意見をいただきましたことを心から感謝いたしたいと存じます。

ただ、一つ二つ簡潔に質問して、また簡潔に御答弁いただきたいと思ひますが、先ほど長洲先生も御指摘いただきましたように、この法案の中で実は標準価格等を定める場合に、産官一体の、要するにカルテル野放しの状態になるのではないかと、いふ御意見があつたわけですが、鈴木参考人にまずお尋ねをしておきますが、公取と通産省には経企の覚え書きの中で、政府が主導して価格をきめていくのだ、こういうことの覚え書きが結ばれておるわけでありまして、そういうことは参考人は新聞の論説委員として現在の通産行政の中ではたしてやれるかどうか、そのことはあわせて長洲参考人にもお尋ねをしておきたいと思ひます。

○鈴木参考人 簡単に回答いたします。政府をわれわれはできるだけ信頼したいと思つております。そこで、政府がたしてやれるかどうかといふことについては、過去の実績においては私はあまり信用していません。しかし、これは私はひとつやつてもうよりよい方がない。先ほど諸先生方からも御指摘がございましたけれども、国民参加、市民参加の何らかのそういう機関をつくれといふお話、私もこれはたてまえ論と

府答弁のようになりますけれども、問題によりけりだということでございます。いま御指摘になりました国鉄並びに消費者米価の問題につきましては、私は両方ともやはり上げることがやむを得ない。特に国鉄につきましてはやむを得ない。消費者米価の問題につきましては、いままでのいきさつとして、つその他を考えて、なお若干問題は、私としてふつ切れない面がございます。それは事実だと思えます。公共料金政策全体として考えなければなりません。

いたと思いましたことは、当面半年が正念場だとい
 うことです。したがって、総需要抑制というこ
 とです。ようなことを強調いたしました、これがマイナ
 スであり、万能だとは思っておりません。しか
 し、当面この半年の悪性インフレへの転化を食い
 とめるということに全力を上げるべきだとい
 うのが私の意見でございます。そういう点では、やは
 り先高信仰をなくすこと、このためには半年少
 し出血する覚悟でやるべきだというふうに考
 えております。緊急だから統制するといつても、緊急
 だから統制してもできない、統制だけではできな
 いというのが私の趣旨でございます。

私は、そういう意味で、この半年、特に一―三月のために今月何やるか、四―六月のために一―三月に入ったら何をやるか、こういうぐらいつもりでやるべきではないか。そして、この長期のコスト・クリーピング・インフレーションの問題と、最近の爆発的なギャロッピングないしハイパーインフレーションの問題を一応區別して、当面これを押える。そして、その半年の余裕の間に、クリーピングインフレーションについては、かなり抜本的なことを先生方にもぜひ研究していただきたい、こんなことが私の学者としての、ある意味で非常に緊張感に満ちた現状認識でございます。

○岩尾参考人 簡単に申し上げます。

私、先ほど申し上げましたけれども、現在の状況をどれほど深刻に考えるかということと関連してきますので、その点では長洲参考人と同意見でございますけれども、いままでの物価上昇の先がけをなしておりますのは、何という判断をくだされようとも、事実関係としましては公共料金の引き上げが大きな条件になっております。そういう点で、国民がこれを基盤にしましてさまざまな不安感にかられるのは当然でございすし、特に今度は大企業や企業全体の指導、指示までやるというふうな状況になっておるわけでありすから、そこにもつてきまして公共料金を引き上げて、いままでいろいろないきさつがあつたでしょうけれども、今日のような緊急した事態があるいは予測されなかつたのかもしれないけれども、この情勢に即して、これを原則として取りやめる、あるいは若干騒動がおさまるまでこれを延ばすということとはせめて必要であらうかと思ひます。

しかし、公共料金を引き上げておいて、標準無格をこらうという形で、しかもさまざまな審議会なう

たいのですが、実はいま緊急に必要なのはやはり石油だと思うのです。ですから、石油をまず当面緊急的に措置する。他のものは、第七十一特別国会で通りました投機防止法、これを強化することによってやれるのではないかという意見もあるわけです。こうした意見に対する先生のお考え方をひとつお願いしたいと思います。

○長洲参考人 私もある意味でそう思います。

先ほど申しましたように、何か新しい機構をつくって、そこでやるならやるべきだと申しましたことが、同時につけ加えまして、品目を欲ばらないことが大事だと思ひます。そういう点では、国民生活ということに關しますならば、これは私の考えが正しいかどうかわかりませんが、たとえばプロパンガスと灯油、あとは電力だと思ひますが、このくらいにしほって量だけは絶対確保します、そういう数量の大綱を審議会のようなもので決定して、それだけは厳密に守る。しかし、あと石油化学がどうだ、したがって塩化がどうだ、ずつとやつていけば一切の物資に広がりますから、そのところは目をつぶる。むしろそちらのほうは需要抑制をもつて押えていく。こういう筋道がよろしいのではないかと思ひます。何品目にしほるべきかは

かりませんが、ぎりぎりミニマムな必要なものだけはきちっと確保されていて、国民は寒さにふるえなくともいい、炊事ができなくなることはない、こういう安心感がまず必要であることが一番根本だと思ひます。そういう点で、品目を最小限にしよう、こういうお考えに賛成でございます。

○松浦(利)委員 大木さんと天池さんにお尋ねいたしますが、実は先ほど鈴木参考人から、個人消費を吸収する、購買力を吸収する意味で、預金金利をぐっと引き上げたところだ、という御提議がありました。この内容は物価にスライドして預金金利を上げるということをやっておられるのか、その点はまだわかりませんが、いずれにしても現在の預金金利を引き上げることによって、労働者の個人消費というものを吸収できるとお考えになりますか。そのことをひとつ両参考人からお聞かせいただきたいと思ひます。

○大木参考人 どうも新聞などを拝見いたしますと、二けたの公定歩合の引き上げ問題、それから半年定期の一分の金利引き上げ問題、預金のほうですけれども、そういう話が出ています。福田さんは盛んに吸収策として考えているのですが、私は金融問題詳しくありませんから、一つは、もし借金の金利を上げるならば、これは大中小という、まあ資本の高によるかあるいは純益の高によるか見方はありますけれども、二けたにした場合には中小企業の倒産がメジロ押しになるといふことは、これははっきり考えた上、借金のほうの公定歩合引き上げはやっぱりやりたいことが一つですね。

もう一つは、非常に具体的に労働者の財産形成法というものがあって、ドイツなどでは現に二割から三割プレミアムをつけて預金の奨励をやっているわけですね。もちろんドイツの場合には住宅が完備していますから、労働者の百万から二百万の貯金が確実に金利以上に増加する、こういう傾向なんです。しかしいまの日本の場合に、これを私はもし福祉問題ととらえるならば、目の前にあります要するに財形問題のプレミアムをま

ず一つは実行してみなさい。それがやはり預金者の金利を上げる福祉政策じゃないかと思うので、これは根性の問題なんです。要するに零細、この場合には労働者の答申ですと、預金のできない、非常に三十五、六で子供さんを持つて五人家族で苦しい貯金のできない層にも会社が貯金をしてあげる、国が貯金をしてあげる、こういう制度ですからね。そこは福祉問題だから、あまり何か大蔵省ができてもないことをいよりは、そういう現実の先のことや、さつき長洲さんもおっしゃったのですが、心理問題として一つ、私は消費抑制問題というものはあってもいいと思うのです。ただ、あくまでも前提条件がこれは大事ですから、要するに総需要という百十五兆の中におけるだれが金をたくさん使っているのだというのを抜きにして、あまりそれを通り越して、全部をばたで四十六年に逆行するんということをやりましたのでは、これは全部の所得がいまのままで不平等でもって減るわけですから、そういうことを総合面でも考えてもらいたいということが私の意見です。

○天池参考人 預金金利の引き上げが個人消費抑制の手段になるかということですが、基本的ににはならないと思ひます。確かに一時的には、たとえば物価スライドで預金金利を上げるということになれば、一時的な効果はあるであらうけれども、しかしいまのような物価上昇にスライドして預金金利だけがどんどん上がっていくという状態で、それに伴う他のバランスがとれるかどうかという一つの問題があります。

それからもう一つは、個人消費抑制という中でやはり物不足に対する脅威というものがあつたわけですから、それは預金金利を上げたからそういう問題が解消するということにはなかなかならないだらうと思ひます。したがって、やはりインフレ抑制をどうするかという問題がきわめて基本的な問題であらう、このように考えます。

○松浦(利)委員 それから鈴木さんそれから長洲さん、岩尾さんの三人にお尋ねしますが、この標準価格の決定等の第二条に、ごらんいただくわけですが、「国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資の価格が著しく」云々、こういう表現があるのですが、この「国民経済上重要な物資」というのは、極端にいうと鉄とかそういうものも当然入ってくると思ひます。常識だと思ひますが、お三方参考人の御意見をひとつ述べていただきたいと思ひます。

○鈴木参考人 それじゃ簡単に申し上げます。「国民経済上重要な物資」というこの条文をおつくりになった当局の頭の中には、おそらくそういったような感触もあつたかと思ひますが、私は先ほどから申し上げているように、できるだけ統制の幅を広げないという観点におきましては、私は当面これは石油だけに限定すればいいというふうに考えております。

それからちよつと先ほどの金利問題で一言だけ、私の弁明というわけではございませんが、私はあくまで預金金利は緊急一時的なものとしてやるべきだということであつて、長期的の問題として言っているわけではございません。

○長洲参考人 時間の節約のため、私も鈴木さんと同意見でございます。

○岩尾参考人 私は、このお二人の方と違ひまして、当然含まれるべきだと思ひます。鉄がなくて何の生産ができますか。これは根本であると思ひます。

○松浦(利)委員 ありがとうございます。

○平林委員長 野間友一君。

○野間委員 きょうは参考人の方々、たいへん御苦勞さまでございます。非常に貴重な御意見をお聞かせ願つたわけですから、二、三点にわたつてさらにお教え願ひたい、このように考えるわけですね。

最初にお伺ひしたいのは、独占物価の形成の特徴について、これは六九年か七〇年だったと思ひますので、たとえば電気冷蔵庫、これは原価が一万七千円前後、これが市販では六万から七万で売られていて、あるいは自動車のつきまわしては、小型の乗用車が原価が二十四万、これが六十万以上で売られている、このような発表があつたわけでありまして、こういうことを聞きますと、いかにその独占が暴利をむさぼつておるか。これは国民としてだれでも怒りをもつてこの事実を接したわけでありまして、こういう点を踏まえまして独占価格の形成についての特徴と申しますか、このあたりにつきまわしてまず最初に鈴木参考人それから岩尾参考人、ひとつぜひお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木参考人 では簡単に答えを申し上げます。一つはいまの独占ないしは寡占の問題でございますが、これは現状はどうなつていくかということ、私はいろいろ資料を最近ずっと洗つておりますけれども、最近特に寡占的な業種がふえてきているというところは事実だと思ひます。これは従来、いまから数年前までは、寡占寡占といわれましても、それが価格面での程度の弊害を与えていたかということについてなかなか立証が困難であつた。最近はやはり全面的な意味で寡占業種のそういう価格支配力というものは強まってきたというところは事実だと思ひます。それからもう一つは、いまのような経済環境、特に金融環境あるいは過剰流動性を背景にしたこの環境の中では、こういうふうな需要が大きいと、結局寡占業種であらうとなかろうとすべて売り手市場でございます。したがって、売り手である企業は中小企業を含めまして、市場に対して相当価格面で操作力を持つということになりますので、企業の数が多いたか少ないとかに關係なしに、いまや完全に企業の売り手市場中心型の市場支配というのが起こっているというふうに考えます。

○岩尾参考人 簡単に申し上げます。

現在、私が先ほど申し上げました事実上の寡占価格が形成されるような状況といふのは、産業にしてみましたならば電力、石油それから化学、合繊、紙パその他等々、これは鉄はもちろんでございますが、約十一業種があるわけではござい

ます。これは、最も国民生活あるいは国民経済の根幹に位置している分野でございます。そこで寡占価格が形成されておる。特に高度成長の過程で一九六〇年代にこれが非常に強まり、あるいはトラスト、あるいは事実上の協調体制であります管理価格の形成が見られておるわけでありまして。したがって、現在までやってきたプロセスがそういうものを非常に強めておるわけでありまして、この際こういふふうな姿勢を改めるとなりますと、本格的にそういう体制を少しでも国民のために是正するということがなくてはとておさるものではなからうというふうに考えております。

○野間委員 もう一つ伺いましたのは、これが事実であるとして、いわゆる価格形成については原価プラス適正な利潤とかいろいろございすけれども、こういふのを前提とすれば、これが適正な価格であるといえるのかどうかという点について一言お触れいただきたかったわけですが、けれども、できましたらどうぞ。

○鈴木参考人 いまの独禁法の運用にあたりまして、実際に企業のデイスクリージャーというものは非常にやりにくい。なかなかやり得ない。しかも、カルテルなどの実証行為というのは、実際には寡占的な価格支配というものはなかなか立証困難であるというところから、一方においては旧法八条の復活問題というようにも議論されたり、いろいろあるわけでございます。現実には標準価格の算定においても、まさにその点が問題になるわけでございます。先ほどからも御議論があるように適正利潤、適正コスト、一体何が適正なのか、これは私も、実はどういふ形でおやりになるのか、事務当局からまだいろいろ聞いてもおりませんが、これは非常に問題が多い。いま言ったような背景の中で、そういう問題はやはり相当慎重に進めていかなければいけない。この程度にしか申し上げられないのです。

○岩尾参考人 多少技術的にわたりますが、所見を申し上げます。これが正しい原価と言えどかというお尋ねでございますが、これは一般的に申し上げれば、あるいは自由経済を基礎とした観点から申し上げれば、これはもう当然、不当な原価、不当な価格あるいは不当な利潤ということになるわけでございます。

ところが、これは先ほどちょっと申し上げたかと思いますが、時間の余裕がなくて言えなかったのですが、原価を基礎にするといった場合に、実際の原価もございまして、それから将来期待される、あるいはされねばならない原価もあるわけでございます。その場合の原価は、いわば期待される原価ということになりますと、経営戦略の観点から、どのような企業との競争にあつても負けないように利潤をあげなきゃならない。そのための設定するべき、そのための売り値を決定するような原価ということがやっぱ理論的には言えておるわけなんです。ですから、正常な理由とか、あるいは何かという点になりますと、立場を変えましてならば、つまり大企業の立場から見れば、これはきわめて正常な利潤であり、適正な利潤だということになるわけなんです。これがなかなかたならば、世界的な国際競争には負ける、いかなる国際競争にも勝てるような販売価格という点になって、それを可能にするような販売価格という点になれば、きわめて適正という点になるわけでありまして、その点を明確にされずして、原価を基礎にすると文章化されておりますので、私、非常な不安感を持つたわけでございます。

○野間委員 ありがとうございまして。それじゃ、次に原価とか在庫のオープンの問題について長洲先生、それから組合の太木さん、天池さんにお伺いしたいわけですが、これは財界のいろいろな方々が、座談会とか新聞等いろいろな意見を述べておられますけれども、これはオープンにすることはできない、こういうことを一貫して申されておると思うのです。その点について、外国ではこれをオープンにしておる例も——これはいろいろ限度もございすけれども、こういう

外国の例も踏まえながら、原価あるいは在庫の公開制というものについてどうお考えになるのか、少し具体的にお話をお伺いしたいと思います。

○長洲参考人 これは、ただいまお米の場合にはある程度わかるわけですが、したがって、農民がオープンにできて、企業がオープンにできないというのとはおかしいと思ひます。ですから、原価、在庫、なかなかこれはわれわれにわかりにくいものが出てくるという、そういう懸念はございすけれども、にもかかわらず、原則的には、いまこそそういうものをオープンにして、そして国民にとかく信頼感を与えるということが、私は、企業としても大事ではないかと思ひます。御承知のように、企業は、公害、この前の投機と非常な不信感を国民の中に植えつけておりますから、ましてこれが密室でやられるということになれば、国民は当然怪しいと思ひわけです。私は、企業の方々に、この際は進んで情報を提供する、そのことによって国民の産業と企業に対する信頼感を回復する、こういうことをぜひすすみたいというふうに考えております。

○太木参考人 私は、この法案には原則的に反対なんです。むしろさつきも一般論で申し上げたのですが、市民社会の形成ということが非常に大事な前提でありまして、私たち自身が考えていますものは、政府統計なりILO統計、国際統計等では、日本の鉄鋼とかあるいは自動車などをつくる際のコスト構成の比較は一般的に出てくるわけでありまして。ただ、物によりまして、たとえば減価償却費がアメリカとかドイツの自動車に比べて日本の自動車に非常に高過ぎるとか、そういうところはわかるわけですが、さてそれからさらに入りまして、原価のほんとうの件費なりあるいは原材料費などについて、ほんとうに原価計算してどういふふうにしていくかというところまでは入り切れないわけですね。そこで、さつき申し上げた一つの方法として、審議会というものを、市民社会を形成し、そういう市民の声の中で結果的にはコストの公開というものを次

第にはかかっていかなければいけない。法律でもってやって、また一方ではもうあぐらをかいて、原価を公開するなんて、世界の資本家なり経営者がどう言うかということを言わして、黙っている日本の社会に、私は非常に残念な気持ちですね。ですから私は、もう法律じゃなしに、自分たち自身の組織ですね、市民団体、そういうものを加えた中で、必ずこのことは、それこそ一三三月か四月六月かわかりませんが、やっつけていかなければいけないし、大企業なり大商社に交渉を持ち込んで、そのことを迫ってみたい、こういう気持ちでおりますので、今後の努力について考えていただきたいと思います。

○天池参考人 在庫の公開は、現在の状況でいいますと、政府はたくさんあるところ言っておりますが、事実は売り惜しみなどの事実があるわけですから、ぜひこれは公開をしなければいけないと思ひますし、やりようによつて大いに可能である。その内容は、私が先ほど申し上げたとおりであります。

それから、原価のオープンの問題については、労働組合でも賃金が支払えるかどうかという場合に、経理をガラス張りしろという要求をいたしますし、また、そういうことをした結果、非常にうまくいっているところもあります。また、特に対米関係の輸出で、ダンピング問題などに関連して、原価の公表という問題が社会的に、あるいは国際的に要求される事実もあるわけでありまして、これも、そういうような事実の上に立つて考えると、いまのような情勢で原価がオープンでないというのではないと思ひますし、その必要はあると思ひます。

ただ私は、この緊急事態では、適正利潤というよりなものを見なくていいのではないかと主張をしておるわけでありまして、商売でもうけるときと損をするときもあるわけですから、この点を標準価格などをきめる場合にあまり考慮する必要がないと主張をいたしておきます。

○野間委員 時間がございませんで、あと一点だけお伺いしたいと思うのですが、いまのオーブに開連して、先ほども少しお話が出たわけですが、これも、第三者機関により、価格なりあるいは物の流れ、これを規制するということについてでございませうけれども、私たちが四党は、一応審議会形式というものを考えておるわけです。これには、たとえば先ほど話が出ておりました労働委員会ですね、そういう性格、つまり行政委員会的な性格のものというふうな御意見もたしかに出たというふうに思いますが、いずれにしても、こういう第三者機関を持つて、ここでやってみていくことが、これが公開制とマッチしてうまくいくのじゃないかというふうに考えるわけでありませう。

そこで、審議会の構成について長洲先生は、構成については具体的にはまだお考えは固まっていないうお話がございましたけれども、岩尾先生あたりどのような構成になるのか、あるいは組合としてどのような構成にすればいいのか。これは第三者形式の話も出ておりましたので、開連してお聞きして、私の質問を終わりたいというふうに考えております。

○岩尾参考人 簡単にお答えいたします。私は、審議会形式が行政委員会であるのか、その他どういふ形になるのかという点については、さらに詰める必要があると思っております。国会でのこの調査権というものはぜひ確保しておいていただかないと、やはり不安だと思っております。それに加えてやはり審議会も必要であると思っておりますが、審議会の構成につきましては、数は多くということよりも、むしろ選出の条件、選出の方法が必要であらうかと思っております。

それから、特に学識経験者ということも当然入ると思っております。学識経験者の選出も、これは非常に慎重にしていだかなければならぬ。きわめて民主的な運営をされておる、この基盤でやっていただかせんと、たとえば学術会議のようなところからの推薦をお考えになるとか

等々でありませんと、これは非常に不安を持っています。

特に先ほど来申し上げているわけですが、もと、原価計算の問題になりますと、非常にいろいろな原価計算がございませう。極端にいうならば、学者の意見を一人ずつ生かしたら、百以上原価計算の方法がございませう。そういう点を無視して大まかにやられたんじや、これはどうにもなりませんので、ぜひその点は慎重な配慮をお願いしたいと思っております。

○大木参考人 私は、第三者の機関を非常に重視をする立場なんです。これは衆議院の議席によるか参議院をプラスして議席を考えるか、とにかくやはり何らかの一定の標準といえますか、ものさしをつくりまして——私は総評ですから、総評イコール社会党とやじられませうけれども、総評だからといったって、別に社会党の御託で動くわけではないのですから。きょうの学者の方々の御意見でも、自民党推薦の方でも皆さま方には耳の痛いことも相当しゃべっておるわけですからね。だからさう意味合いで、私はぜひ、数はせいぜい二十人くらいということで、政府の諮問機関であり、同時にその諮問機関が実質的な行政上の影響を与える、あるいは都道府県なり自治体に対して同様のものを置く、このことを考えてもらいたいのです。

ヨーロッパ社会等では、なぜあれほど石油がきびしくてもパニックが起きないかという問題なんですね。要するに、上からずばつと締めつけていくのではなく、おれたちの代表が行って相談して、たとえばマイカーでもってドライブをするについても、石油の切符でもって一月のうち二回しか行かないことをしんぼうしているわけですからね。それは市民社会ができていくからでしょう。同時に、その市民社会をつくるには、おれたちの代表が行ってやはりきめてきたんだからこれはしょうがない、こうなっておるわけですね。ほんとうは、これは先生方には失礼に当たりますけれども、国会というものを選んでいるわけ

すから、そこでもいいじゃないか、こういうふうにおつしやるかもしれないが、残念ながら現状では、もう少しおれたちに日常的にものを言わせろ、こういう意見がありますから、そのところをひとつ信用していただいて、私は第三者機関の構成については、統制ということはどうしてもゆるやかにするということをやるとするならば、品目をうんと限定する問題と同時に、この種の審議会というものをどうしてもつくる問題、こういったことは考えていただきたいということを申し上げませう。

○天池参考人 第三者機関につきましても必要は、一つは本法案の施行にあたりまして国民的な協力を得るという必要があるということ、特にその中でも消費者の苦情処理というものをどうしていくかということ、それから国民的な立場で監視的な機関をどう發揮するかということ、こういう点を重視いたしまして第三者機関というものを考えるべきではないか。私の先ほどの供述の中には若干具体的な例を申し上げましたが、特に技術的な意味でそれらに固執するものではありませんが、いま申し上げました趣旨をひとつ大いに尊重すべきである、このように考えております。

○野間委員 どうもありがとうございます。

○平林委員 石田幸四郎君。

○石田(幸)委員 公明党の石田でございます。本日はたいへんありがとうございます。

補足して、幾つかお伺いしたいと思うのでございませうけれども、この国民生活安定法はいわゆる恒久立法というよりな形でなされておるわけでございます。性格はそういうふうになっております。これについて長洲先生にお伺いしたいのでございませうけれども、この恒久立法的な性格といふものは経済を硬直させていくというふうな御心配を非常にいらっしゃるわけでございますが、そういう意味におきまして、この法案の性格をやはり時限立法に限定する必要があるのではないかと、この点に思いますが、この点いかがでございませう。

○長洲参考人 先ほどの陳述のときにも申し上げましたように、私は時限立法のほうがいいと思っております。これは恒久立法で動き出しますと、いややうなしに硬直した市場構造が確立する。そうなりますと、当面、私それほど効果があるとはどうも思えないのですし、当面得るところ少なく、そうしてあとになって、しまったという、失うところのほうが多いんじゃないか、そういう点で、先生の御意見に私は賛成でございます。

○石田(幸)委員 さらに標準価格、特定標準価格の決定についての問題についてお伺いするわけでございますけれども、現在、この法案によりますれば、元売り段階あるいは小売り段階でこの標準価格もしくは特定標準価格をきめる、こういうふうになっておるのでございませうけれども、今日のこの物資不足によりましてところの物価の上昇というものは、多分に流通段階におきましますところの問題点が大いわけでございます。先ほど長洲先生は債務利潤の発生を非常に心配していらっしゃいましたけれども、これはやはり生産段階においても当然ございませうけれども、むしろ、現段階の状況を見ますと、流通段階の問題として非常に大きくクローズアップされてくるのじゃないかと思っております。そういう意味におきまして、流通段階の徹底的な洗い直しをする必要があると思っておりますけれども、われわれ野党としては、したがってこの標準価格もしくは特定標準価格について、卸売り段階においても、もしやるとすればそういう必要があるのじゃないかというふうな考えをおるわけでございます。また、地方自治体等の意見も聞いてみますと、この卸売り段階での標準価格をきめるということになれば、ぜひともひとつ地方自治体にもその権限を与えてもらいたい、こういうふうな意見があるのでもございませうけれども、この点について、いかがお考えでございませうか。

○長洲参考人 流通段階の問題でございませうが、私は、いまの物不足というのは、自分で調査能力がございませんからわかりませんけれども、GN

Pがことは実質ゼロになったわけではないので
す。ですから、物は去年並みにはあるにもかかわ
らず物不足といわれるのは、要するに先高がた
く信じられていたからだと思います。非難の意味
ではなくて、先高が信じられていた、いやおう
なしに在庫手当てをしてストックしておくと
いうのは、ビジネスの当然の論理でございます。それ
が相乗効果を起こしているわけでございます。そ
う、そういう点で、先ほどちょっと申しましたよ
うに、やはりそういう投機といえますか、売り惜し
み買いためのコストがうんと高くなるということ
をやるのが、当面の緊急措置としては流通段階に
たまっている滞貨を吐き出させる基本の道だとい
うふうに考えているわけですね。

そして同時に、いま御質問の流通問題というの
は、おそらく、さまざまな構造的な問題でござい
ますね、これは私はあると思います。先ほど申し
ました、昭和三十年代から続いておりますクリー
ピングインフレーションと最近の爆発的なこれ
と、この二つを分けて考えてみて、当面は、
爆発的なインフレーションになっている部分に緊急の対
策をやつて、そしてこの半年の間に流通機構なり
何なりというものを洗っていく。しかし私は、こ
れはなかなか簡単には直らないと思います。それ
はしかし、いま当面のインフレーションを鎮静化
させるならば、あとの作業として本腰を入れて取
り組める、こんなふうに私は考えているわけでご
ざいます。

お答え、まだあれだったでございましょうか。
もう一問あったでございましょうか、ちよつと忘れまし
て……。

○石田(幸)委員 卸売り段階におきまして標準価格
の設定の必要はないかということですね。

○長洲参考人 これはこの法案では、どこで標準
価格でございましてか。

○石田(幸)委員 この法律の中では、元売り段階
とそれから小売り段階のみの標準価格設定という
ことになっているわけでございます。そういった
意味で、中間の卸売り段階においても、もし実施

をするとなれば、やはり標準価格設定が必要に
なってくるのじゃないだろうかという考えを持っ
ているわけですね。

○長洲参考人 そうですね。私もそう思います。
ただ、そうなりますと問題はますますむずかしく
なりまして、したがって、いろいろなものを
欲ばつてやればやるほど事実上パンザイというこ
とになって、卸売り段階の標準価格は問屋さんが
定める、それを政府が指示する形になる、大体そ
ういう悪循環の中に入り込むと思います。したが
りまして、もしやるならば、先ほどからあまりく
どくありませんけれども、私は最小限に品目をし
ぼつてやるということが大事なのではないかと思
います。

○石田(幸)委員 岩尾先生にお伺いをいたします
が、先ほど期待される原価、いわゆる長期にわたる
経営というものを考えました場合には、期待され
る原価というものが出てくると思うのでございま
す。現に私も、実態を聞いておりますと、いま木
材等におきましては、いわゆる外材を輸入する場
合の油の都合がつかないために、在庫を二カ月程
度第一次問屋で持っているわけでございまして。し
かし、先行き全く不安になっておりますので、現
在持っている在庫を幾らで売れば適正なのかとい
うのが大問題で、売っておりませんと、こういう
ようなことは明らかに、先ほど先生がおっしゃっ
ておられる期待される原価という中に含まれてく
ると思うのでございましてけれども、この標準価格
を決定する場合に、先生の御意見は、標準価格か
らこの期待される原価というものは取り除くべき
だということをお考えでございましてしょうか。

○岩尾参考人 結論から申し上げますと、この期
待される原価はたいへん困難です。これはもう、
期待される原価をもつて基礎にして販売できるよ
うな業者といえますのは、いわゆる巨大企業以外
にはございまして、中小企業が期待原価をもつ
て販売ができるというのはなかなか珍らしいとい
ふに考えざるを得ませんし、これはむしろ将来
の利潤をあらかじめ先取りするということになる

わけでございます。これは不当利潤というふうに
自由経済からいへば考えざるを得ないわけでご
ざいます。

しかし、そればかりではございまして、実際
の原価といった場合でも、これは当然物価上昇の
過程では、たとえば安いときに仕入れたもの、そ
れから高いときに仕入れたもの、どれで原価を計
算するんだ、いま売るのでしたら、現在高い値段
で仕入れた原価で計算して売れば、安いときに仕
入れた原価との差はもうかるわけでございます。
これは明らかにインフレ利潤わけですね。こうい
う問題もあるわけでございます。

そういう問題もございまして、先ほど申し
上げましたが、どうしてもやはり在庫と原価の公
開が必要なんだ、作成方法の公開が必要なんだ。
もちろん国民一般に何々会社はこうだと言ふ必要
があるかどうか、これは疑問でございまして。しか
し、いずれにいたしましても、それを審議会なり
何なりに出しておきまないと、これは正當なわ
ゆる期待原価であり、独占利潤であるかどうかの
判定もつきません。

また、労働者は生活費の調査もやらせま
すし、先ほど長洲さんもおっしゃいましたが、農民も米
の生産費をちゃんと調査しておるわけございま
すが、なぜ企業で行なわれないのか。これは、
アメリカの、日本で勲章をいただきましたピー
ター・F・ドラッカーが言っておるわけございま
すが、特に大企業というものは社会の鏡なんだ、
シェードなんだ、こう言っておるわけございま
す。だとしたら、社会の鏡である、シェー
ドであるものは堂々と行動をオープンにしなけ
ればいけません。堂々とオープンにして、この原価
を隠すというのは競争上の問題なんですから、そ
の点はお互いが、実はお互い同士は基本的には事
実上わかっております。でなかつたら暗黙の価格
協定はできませんので、それはもう国民が知らな
いだけでございまして、少なくとも国民の代表の
前にはそれはオープンにして、そして極端に、むし
ろ理念的に申し上げましたならば、原価とか在庫

の公開というのは、人間の上に企業というものを
置いてはいけな、社会の上に置いてはいけな
い。あくまで大企業といふのは、この社会が
存続なり、あるいは人間が、あるいは主権者であ
る国民が生活していくための道具であり、シェー
ドだという観点で見ていただく必要があります。こ
のような緊急な状態のときには、期待利潤にしろ期
待原価にしましても、これは当然堂々と議論がで
きるのではないかと、こういうふうに考える次第で
ございます。

○石田(幸)委員 天池参考人にお伺いをいたしま
すが、先ほど標準価格の問題に触れられて、
原価あるいは適正利潤のお話が出ておるのでござ
いますけれども、先ほど適正利潤の問題に触れら
れまして、緊急立法であるからその必要はない
じゃないか、こういうお話でございまして。ただ、
先ほど申し述べられた中に、いわゆる低生産性の
部門の適正利潤というものを考えれば、逆に
いわゆる高生産性の大企業の利潤というものがば
く大になってくる、あまりに過大になってく
る。したがってこれを押さなければならぬとい
うような御意見でございましてけれども、そのよう
な御意見でございまして、いわゆるこれは利潤
まで抑制していくわけでございますから、所得政
策にめり込んでいく心配があるとわれわれは考
えておるわけでございます。したがって、この国民
生活安定法案というものは必然的に所得政策の方
向へめり込んでいくのじゃないか、こういうよう
な心配をいたしておるのでございましてしょう
か。

○天池参考人 この立法の必要性はいまの緊急事
態でやむを得ない、いわゆる必要悪だという意味
で私は認めるものでございまして、これは恒久
的な意味でこの法案というものを考えているわけ
ではございまして、これがまず前提であります。
そして、この標準価格あるいは特定標準価格を決
定するこの法案の内容は、非常に複雑でありま
す。あらゆる要素を持ってきた特定標準価格をき

めるところにいつているのであります。それに適正利潤を加えてきめるところにいつているのであります。そういうような多くの要素を加えて、はたしてどういふ価格がきまるのであろうかという疑問が生じます。この疑問に突き当たるところは、適正利潤の内容などは一体どういふものになるのか。これはおそらく通産省の判断ではできない問題なのではないか。結局業界の意向を伺う。政府は特定標準価格をきめる場合に業界に介入してと法文にありますけれども、実際はお断りをしてきめることになるのではないか。お断りをするという事になれば、それは明らかにカルテル行為を容認するといふ結果になるのではないか。そういう危険性を非常に多く含んでいるといふ、そういう事実にかんがみまして、私は緊急であるといふ前提で、いわゆる適正利潤といふような概念は、この特定標準価格をきめる場合に一時的に放棄してもいいのではないか、こういうような考え方を保持しているわけでありまして、これが恒久的な問題になりますと、いま言われるようないろいろな関連する事項も生じてまいります。一時的、緊急的なものとして考えておるわけでありまして、これが所得政策につながるという一面はむしろ排除をしていかなければいけないだろう、このように考えております。

○石田(幸)委員 なお、その議論ももう少しお伺いしたいところがございますが、時間がありませんから、最後に長洲先生にひとつお伺いいたしますが、石油問題あるいはその他の資源の問題におきまして、まあ石油は当然品不足ということが予測をされておりますが、鉄の問題にいたしましてもその他の問題にいたしましても、いわゆる資源は有限であるというようにことが最近特にやましく言われておるわけでございますが、そういった資源の面から見たらいわゆる日本経済の転換というものが必要なのではないか、こういうふうな考へておるわけでございます。ごく卑近な例をあげますれば、資源の消費規制法とかあるいは省資源の促進をする法律であるとか、そういうふうな

なものもあわせてこの法律とともにやっていかなければ、本格的な日本経済の転換にはならないのではないかと、先生はいかがお考えでございますでしょうか。

○長洲参考人 私もおっしゃる通りだと思います。

御承知のように、大体一九六〇年代をとってみますと、資源そのものの世界の生産と輸出の伸び率はほぼ平均して大体六％です。日本の輸入と消費の伸び率は年率二〇％です。こうして、世界資源貿易の中で占める日本のシェアは年々高まりつつあつて、最近では、ある説によると、世界資源貿易の四分の一を日本がすでに占めている、このままでいけばやがて一〇〇％日本が占める、このまゝで計算が合わない、こういうことになっていくのでございます。そういうことはあり得るはずがないことは、大体七〇年代に入る直前あたりからいろいろな専門家が指摘しておつたこととございまして、そういう点では、これは悪いかもしれません。今回のオイルショックというふうなもの、こういう形でドラマチックに來るといふ予測はしないにしましても、来てみれば当然来るべきものが来たにすぎないと思ひます。当然私も進めておるべきでありました省資源、無公害、公害と資源の問題は七〇年代日本経済の根本問題でございまして、これは根っこでつながつている問題でございまして、そういう意味でこの省資源、したがって無公害という方向に産業構造を転換し、われわれのライフスタイルを転換していくというのが七〇年代の日本経済の基本的な課題だと思ひます。それなしに、やたらにGNPをふやかし重化学工業を伸ばしてまいりますならば、これは文字どおり惨たんたる結果になるであらうというのが長期の七〇年代の問題だと思ひます。そうした課題に取り組むために、まずこの半年間の緊急事態を乗り切るべきだというのが私の基本的な見解でございまして、そしてそういうふうな考へますと、この法案で先ほどから私

が心配を申し上げておりますのは、非常に硬直化した市場構造がでさ上がる、市場構造が硬直化すれば、これは産業構造は転換できないということなんです。そういう長期の課題に対して、文字どおり逆行するような結果を後々生み落とすその第一歩になるのではないかと、この点が私の最も心配な点でございまして。そういう点からも、先ほどから申しましたように恒久的な、そして全部に広げていく、カルテルができれば現状維持になるのはもうわかりきっていることなんです。それから、そういう体制をいまつくくることはこの根本課題に逆行するといふのが私の懸念でございまして。

○石田(幸)委員 終わります。

○平林委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 私は、民社党の和田耕作でございます。

ゆへにの委員会でも申し上げたのですけれども、田中総理の事、現状の認識はきわめて樂觀的だ、驚くべき樂觀的だといふ感じを私は持つて、現状認識について政府はどう考へておるかといふことをまず先に御質問申し上げたのですが、きょう長洲先生からその問題について、きびしい深刻な事象、この三月、半年が勝負だといふ御意見を承つたのですけれども、私も同じような感じを持つわけですから、参考人の先生方で、いやそれはちよつとひど過ぎる、もうちよつと余裕を見たほうがいいじゃないかといふふうにお考へになる先生おられるでしょうか。おられたら、ちよつと御意見言つてくだされ。——おられないようでございますから、やはり事態は非常に深刻だといふふうな考へておられると思ひます。その上、私、長洲先生とはちよつと感じが違ふ点があるのですけれども、深刻であればある段階で、やはり最小限度のこの二つの法案に盛り込んでおるような措置といふものは、ある程度必要だといふ感じを私は持つておるのです。しかし、まあ標準価格の問題にいたしましたいろいろな問題にいたしました、行き過ぎ、つまり悪い、マイナス面が出る面が非常に多いのですから、これはもう嚴重にチェック

していくというふうな心がまえでこの法案に対処したほうがいいのじゃないか、先ほど天池さんはそういうふうな形の御意見だったと思ひますけれども、その点いかがでしょうか。そういう態度は間違いないでしょうか。ひとつ特に三人の学者の先生方からお伺いしたいと思ひます。

○鈴木参考人 和田先生の御意見には全く私は賛成でございます。最初に申し上げたときも、緊急事態としてある程度やむを得ぬといふことをはつきり申し上げております。ただ、これは長期化しては困るということで、できるだけ短期に片づけるためには総需要政策の面でもきつていことをやらなければいかぬ、こういうことでございまして。

○長洲参考人 私も、先ほどから申し上げておりますように、できるだけしぼつた少数品目についてやるといふことは当面やむを得ないかと思ひます。ただ、この法案のようないやうなやり方ではないかといふところがある、そのほうが根柢を残さないだろうといふことを強調したいと思ひます。

そして、なおあわせて先ほどから強調していることとございましてけれども、この委員会はこの法案を審議しているわけですから、この法案が中心になるのは当然かと思ひますが、しかし当面、もしやるとしたらもっとほかにやることはたくさんあるのじゃないか、そちらのほうが主力じゃないかといふ感じがいたします。たとえば私は、年内に今年度の予算について公共事業費は再繰り延べするあるいはたな上げする、そういう方針とあるいは金利を大幅に引き上げる、私はできれば二けた台といふことを考へてもいいのじゃないかと思ひますが、そういう姿勢がぱつと出ることが、こういう法案が悪循環におちいらぬで済む基礎前提を、空気をふくらみ上げる、そちらのほうに主力を置いて考へたほうが、かえって国民生活は安定するのではないかと、この法案に多少ネガティブな印象を皆さんにお与へしているのかもしれないと思つております。

一点は、この法案だけではこれほどでもないで、たとえ先ほど申し上げましたように、独禁法を強化しましてカルテルや寡占価格を取り締まるといふようなことを一そう強めていただきたいし、それからとにかく物価上昇を、この非常事態をストップするために、一たんおきめになったことでありますけれども、国会の権限でも一度公共料金を当分の間たな上げするといふ姿勢があることが一番私は必要だと思っておりますし、また投機資金になるような性質の金融政策をとるべきじゃない、改めていかなければならぬということについては強く主張しております。

しかし、この法案自体についていいますと、これは和田代議士がおっしゃっているように、私も非常に不安感を持っております。これはいわば一歩誤ればたいへんないわゆる統制経済になる可能性がございます。それでやりよういかによつては、ほんとうに國民が安心して納得できて政府には、協力する態勢にもなります。そのかぎをどうすればいいのかというのを、私は民主、公開の原則をどうかひとつお考えになっていただきたいということをお願いしたわけでございます。それがななかつた場合には、御心配のように、たとえ時限立法にいたしましたとしても、結果が積み上げられていきましたら、たいへんないわば戦時統制経済みたいになつたらどうなるかということを心配しているわけです。その点では繰り返し私の意見を申し上げておきます。

いまの標準価格の問題について私きのうもこう
いう意見を申し上げたのですけれども、十一月二
十九日にNHKで田中総理がこの法案に触れまし
て、標準価格について、たとえばこういうことを
やればいいじゃないかという例として、四十八年
の一月から十月までの価格の平均を基準にして標
準価格を設定すればいいじゃないか、これを役所
に指示しておるのだというようなあれがありまし

た。その後、ゆりべ経済企画庁長官にそれをた
しますと、一向そのことを御承知ない。つまり田
中総理はあれは思いつきであつたのじやないか
といふのは原価あるいは適正利潤その他等々な
なかめんどやうなものが、要素が入つてゐるの
けれども、これを一々やつたらなかなかまとも
にできるものじやない。また事実でできるもの
じやない。やはり客観的な一つのいままであつ
た事実を、こゝろいふ法律ができるからといつ
てかけ込みでもつて値上げしたなどというこ
とが入らない過去の一定期間をとつて、それだ
けじやいかぬでしよう。いろいろなことがあるで
しようから考へるとして、それを基準にして標
準価格をきめるというやうな考へ方、これは私
は一理があると思ふのだけれども、いかがでし
ょう。参考人の方々一言ずつ御意見があればお
伺ひしたい。

上は現在アップした時点でできる以外には、結果的にはないと思うのです。

それから、その場合にどういう品目をお考えになつていらっしゃるのかわかりませんが、よく言われますように、たとえばトイレットペーパーだけで二百種類あるそうですから、そしてトイレットペーパーというのは紙の生産の二%だそうでございますから、それを人為的に低く押せば、トイレットペーパーの供給が減るだけでございます。業者はほかの紙をつくります。したがって、トイレットペーパーをやろうと思つたら、必ずほかの紙も全部やらなければ価格を守られない。事實上、物が出てこないだけということになるだろうと思うのです。先ほどから私、強調しておりますのは、トイレットペーパーをやつたら紙の全部をやるといふことになるということです。そういうことがはたして先生方でもできるとお考えになつ

○鈴木参考人 実際に標準価格をきめる場合に、やはりそういうふうに過去の実績をもとにしてい

ていらつしやるのかどうか、その点を非常に秘
懸念しているわけでございます。

くといふことにならざるを得ないのじゃないかと私は思つております。ただそれが、過去の一十月の金額がはたして妥当であつたかどうか、やはり洗い直す必要があると思います。これは非常にたてまえ論になりますけれども、やはり一方では厳密な原価計算というものをできるだけやるより、しながら、他方においては実績というものを尊重して、その上でかね合ひをはかつていく。したがつて、理論的にいへばいろいろ問題が出てくるかも知れませんが、やはりそこは常識というものはおのずから出てくるのじゃないか。その意味において常識をあまり逸脱しないようなものになれば国民的コンセンサスも得られるだろうといふふうに考へております。

○岩尾 考人 たいへん実はむずかしい問題を出されまして困っておるわけでございます。和田代議士の御意見、良識的な一つの意見でございますし、実務的には確かに一つの目安になるわけでございます。そしてまた実際に動けるのか、やれるのかやれないのかということになりますと、現在の価格を基準にするということもまた当然考えられるわけでございます。しかし他方では、これは新聞にたくさん出ておりますように、今期なり前期の大会社の決算表を、公表された利益をくらべてもわかりますように、非常にインフレーションの過程で巨大な利益があつておるわけでございます。これはまたある意味ではこれを認めるのかということになりますので、これは一つの

○長洲参考人 私は、現に上がっておりますから、何年と田中さんはおっしゃったのか……。
（和田（耕）委員「四十八年一月から十月」と呼ぶ。）ことしの一月から十月ですか、その辺は目安になると思いますが、しかしそれで押し切ろうとしたってどうにもならないと思います。結局、事案

参考になることはもちろんでございます、しかも慎重な上にも慎重に検討していただきませんと、かえつて納得できない、反論も出てくるかと思ますので、あえて一言申し上げます。

○大木参考人 私は、これはもう通産官僚の勘やるしかないだろうと思うのです。

ですから、もしほんとうに二〇〇％パーフェクトな価格の決定ができないとすれば、先ほど何人かの方の御意見もあるのですが、結果的には原価の公開とか、あるいは元売り、卸売りのあるいは小売りですね、そういった面の各層の商行爲に及ぶ。生産工場をつくる場合には原材料、人件費、金利、減価償却、ずっと見たり、さらには卸売りに行く場合に、元売りの場合に一体どの程度のマージンを取るのが妥当かどうかとか、そういったことが国民全体に公開されていくというシステムこそが大事であつて、神さまでなければ私はこのことはできないと思いますから、大体標準価格ということ自身が、主管大臣、あるいは実際には業者がバックにおつてつくっていく、こういう形はとにかくやめてもらいたい、こういうことなんです。そういうふうにお願ひしたいのです。

○天池参考人 価格決定の現在の機能というのが全く果たされていないというのが現状だろうと思ふのです。その原因というのは、現在の自由主義経済というものがまさに行き詰まっているということであらうと思ふわけです。ですから、これをほうっておけばうまくいくかということになると、行き詰まっている自由主義経済ですから、このままではうまくいかない。それを公益的な立場からどう介入をしていくのかという精神が、一つはこの法の中で非常に重要なことであらう。ですから、標準価格の決定にあつても、その自由主義経済の悪いところが非常に多くあらわれてくる。たとえばかけ込み値上げをする。そういうことをしない者は損をして、かけ込み値上げをした者が得をするというような標準価格の決定は、やはりこの法の運用というものを非常に誤つたものにするのではないか。やはりもっと社会主義の下に立つてこの標準価格を決定するということが、私は非常に大事な問題であらうと思つておられますので、あまりそういう弊害にとらわれないきめ方を強く希望いたします。

○和田(補)委員 私も、そういうふうな一つのものをきめた上でも、その価格の中にコストが何ば、適正利潤が何ば、その他が何ばというものは公表すべきである。何となれば、国民をそれによつて強制的に縛る価格ですからということをやうべも強調しておきました、こういう問題はひとつで済むだけ国民が納得のいくような形できめていかなければならぬと考えております。

そこでひとつ、私ほんとうにわからない問題でございましてお尋ねしたいのですけれども、総需要の抑制ということは何よりも先に徹底してやる必要があるということ、これは各党とも一致した見解、そうしてまたいろんな世論からいっても一致した見解だと思ひます。これをやればいいのですけれども、なかなかやれない、効果のあるような形に進んでいかないというのが先進諸国の共通の一つの実情じゃないかと思ひます。

そこで、これがやれない、あるいは非常に中途はんばな場合に起こってくるのが所得政策ということになるのが通例のように思ひます。すけれども、この問題は、日本だけが実質的な所得政策への発展を押えることができるかどうか。現在ドイツはまだやってないようですけれども、そのほかの国は多かれ少なかれそういう道を歩んでいる。フランス、イタリアでは労働賃金に直接手をかけるといふことはずつと押えておるようですけれども、アメリカ、イギリスはそれをやっている。労働賃金の問題について手をつけることをおくらしていくという事は、日本でも非常に必要だと思ひます。すけれども、そういうことを考慮した上で、つまりこの事態を総需要の抑制ということだけで押え込むことができるかどうかという問題です。ね。総需要の抑制といひしても、総需要の内容を見れば、五、三〇は国民の個々の需要だ、あとの政府の需要が二〇とか、産業の需要が二〇とか輸出が一〇というふうな内訳になっておる。先ほど大木さんは、外国では国民が六〇％以上になっているというお話もあったのですけれども、そういう構成ですから、事態がいよいよ窮迫してく

れば、五〇％以上に及ぶ国民の需要に入つていかざるを得ない要素を持つておるのじゃないか。そうしなければ、つまりいまの所得政策的なものが登場してくる余地も出てくるのじゃないか。そういうことになった場合に、できるだけ国民生活に負担、しわ寄せがいかないような形を考慮するということ、これは国によつて違ふと思ひますけれども、そういう考慮がはたして絶対にいけないものかどうか。このことについて、労働界の巨頭のお二人の御意見は大体わかつておりますけれども、学者の方々の御意見をひとつお伺いしたいと思ひます。

○鈴木参考人 学者じゃございせんけれども、それに準じた者ということで最初にお答えさせていただきます。

いまのインフレの性格というものは、はつきり申し上げて非常に需要超過部分が大きいわけで、コストプッシュ部分というのはきわめて微々たるものである。同時に、労働の企業内における分配率というものは相対的に低いということは事実でございします。したがつて現在の時点においては所得政策を議論するということとは非常に早計であり、危険であるということとははつきりしているわけでございます。しかしながら、来年以降の問題という事になると、私はここで非常に微妙な発言をせざるを得ないのでございしますけれども、現在の需要超過部分というのは、今日進められていく財政なり金融なり、あるいはその他の引き締め措置、総需要調整によつてかなり押えることはできるであらう。来年の二、三月ごろになればおそらく中間財についてはかなり在庫のはき出しも行なわれるであらう、しかし最終需要あるいは原材料、これは、原材料のほうは海外価格との関連がございします。最終需要のほうは、これは個人消費との関連も非常に大きいということで、価格の面で、全体として中間財とか、そういうったようなものについては若干鈍化する可能性はありますけれども、しかし問題は、来年後半の問題でございまして、来年の賃金が大体どのくらいなら適正かど

うかという議論をここですることは非常に危険だと思ひますけれども、かりに三割をこすような賃上げがあり、あるいはそれをさらに上回るというふうな賃上げがもしあったといたしますと、それは当然コストプッシュの要因としてかなり警戒すべき事態にはなるであらう。もちろん、そこで所得政策議論を展開するのはいかどつかという事は別な問題でございまして、その場合、他の所得とのバランス、金利その他を含めまして、全体の所得なり、インカムズとのバランスにおいて賃金をどう考えるかという議論が当然出てくるを得ない。それはおそろく来年というよりも、再来年の春闘あたりにかなり詰めなければならぬ問題として出てくるのではないかと。

私はここで、所得政策がいいとか悪いとかという問題ではなくて、賃金問題というものを無視して将来の物価は語れないであらう。これは先進諸国におきまして、物価問題というのはコストプッシュの要因というものが非常に大きい。それは先進国の一つの体質でもあるわけでございます。したがつて、そういう面からの発想としてはやはり賃金を考えなければならぬのだが、それを考える場合に、まず日本の条件というものを考えなければならぬ。その日本の条件というのは何かというと、現在の時点においてもすでに問題になつていくように、インフレの中で非常に大きな所得格差が起つていく。キャピタルゲインの問題だとか、あるいは税制上のトローサンとかクロソンの問題だとか、あるいは社会保障が非常におくれている問題だとかいふ問題がございします。したがつて、労働者だけにしわを寄せるといふ考え方はおかしいのであつて、全体として労働者とそれから農民所得なりあるいは地主の所得なり、あるいは法人所得と個人所得の配分なりというふうなことを考えながら議論しなければならぬという事になりますと、まずそういう面での分配の是正策を先行させながら、引き締めから将来いろいろな、来年の春以降の景気政策の動かし方の中に、やはり分配政策という観点を失わ

ないようにしていつて、下にそういう土合をつくつていくことによって、賃金というものをどう考えたらいいかという議論に入つていくべきじゃないか。最初に賃金という議論に来年春あたりから入るということは、やはり危険であらうと私は考えております。

○長洲参考人 私は、所得政策というのはみんながその気にならなければまず効果がない、ただ混乱が起きるだけだと思ひます。だからそういう点で、いい、悪いより何より、いまやつたつてだれも納得しないのじゃないでしょうか。だから、まずこのインフレムードを冷却させること。そういうことを十分やらすに、すぐ所得政策の議論へいく、何でも押さへよう、統制しよう、こういう発想に流れるのがいま一番危険なんだ、安易だといふに私は思ひます。

それから、長期的に考えましても、日本は個人消費は欧米に比べればまだ約二、三割低いわけですから、レシーブは。それから労働分配率も御承知のように低いわけですから、何か賃金政策というように意味での所得政策というのは、これは有効でないだけではないで、妥当でもないと思ひます。ただ心配は、来年三〇％賃金が上がる、しかし半年でけし飛ぶ、もう一ぺん三〇％の臨時の賃上げを組合がやらざるを得ない、間違えはこういふ悪循環にはまり込んでいくと思ひます。そうすると、あれよあれよという間に所得政策の問題が正面にクローズアップされてくる、そういうことがむしろ危険だといふふうに思ひます。

それから、総需要抑制については先生方も大体意見は一致しておる、わかつたといふふうにおつしやいましたけれども、しかし私から言へますと、さしあたりはコストプッシュよりデマンドプルのこの部分を中心なんだから、これを除きなさい、そういうことがもし意見一致したならばやることはたくさんあるのじゃないか。先ほど申しましたように、来年一―三月が山場だとすれば、十二月に先ほど申しましたような公共事業の再繰り延べとか、あるいは金利のアップ

○岩尾参考人 簡単に申し上げます。

○和田(耕)委員 18

最後に一言。

第二頭第六号

参考人各位には、お忙しいところ長時間にわた

午後五時

午後一時七分休憩

○平林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

国民生活安定緊急

したがって、

會議錄第五号 昭和四十八年十二月十二日

そこで

○内田国務大臣 井岡さんの考えられますことと

いう考えでありますから、したがって私は、

それから、この法律は、いわゆる限時法

100

それから、

○井岡委員

一九

ら、これをこのまま置いておく、こういうことになつて、もし違つた人が出てきて、これを活用しようと思へば、先ほども申し上げましたように、国民生活と関連がある——あとで聞きますが、国民生活と関連があるといつたら、すべてのものが、全部関連があるわけです。あるいは国民経済に重要な関係がある、こういうことになりますと、こ

れまた全体に及ぶわけですから、私は、臨時措置法にしておいたほうがいい、こういうふうに考へるのですが、この点もう一度お伺いいたします。

は、私が先ほど申し述べたとおりでございますまして、絶対的恒久法ではない、まあそういうことはありますがどうか、相対的限時法、こういうようなたてまえでございます。これについては私と

もが立案する過程において検討はいたしました。また、そのほうがいいと思うことも、これは政府側の私どものほうの考えただけでございます。決して井岡さんのお考えを私が干渉するつもりはございませんけれども、いろいろな措置をきめまして

も、この法律が限時法ですと、その措置が有効な結果を生じない際に、その法律の満期が来てしまったり、また悪い場合には、この法律によるいろいろな手段が講ぜられる間は、これはそれらの品物が姿を消してしまったりして、法律がなくなつた

たときに、のこのこ出てくるといふような、そんな妙なことはございません。

私どもそれは限時法であらうと何であらうと、大いに管理監督をするわけではありますが、仕組みとしてはそんなようなことも考えられますので、いま申しますような相対的限時法、レラティブな限時法、こういう考えをとったわなでございまして、

て、これらの点につきましては、いま申し上げますように、私がそのほうがいいと思いましたけれども、井岡さんのお考えは、私はそれなりに尊重をいたすものでございます。

○井岡委員 私は、大臣少しはき違えておいでになるのじゃないか、こう思うのです。それだったら租税特別措置法、あの法律は時限立法だったは

ずです。最初は五年だったはずで、それがいまもって延々として続いているわけなんです。そういう点を考えると、これがなくなつたときに、このことタケノコみたいに芽を吹いてきたら困るのだというお考えというのは、私は、少しものをせつかに考えておいでになるのじゃないのか、こう思うのです。

ですから、私なら私の意見に対して尊重します
ということであれば、やはりこれは臨時措置法に
しておいたほうがよりの確に国民の前に、私たち

は長いと制服をやらないうのですよ。長いことやる意思はないのですよ、ですから臨時にしておるのですよ、こう言ったほうが、よりコンセンサスを得る私は手段になるのではないのか、こういうふうに思うのですが、この点いかがです。

○内田國務大臣　これよりも私がことばがへたでして、おまえの言うことはさつぱりわからぬと、しばしばおしかりを受けるゆえんでございまして、うが、井岡さんのそういうお考えはよくわかりますと、こういう私のことばで、いま私が、それな

らもう一ぺん、引つ込めて、そのように直して出し直しますと、こういうことを申し上げるわけにはまいらぬわけでございます。

それから、これは私の誤解でなければ、租税特別措置法というのとは、その法律自身は特長法ではないから、これは私の誤解でなければ、租税特別措置法というのは、その法律自身は特長法ではないから、

なしに、その中に時限的な事項のいろいろな特別措置を種々入れたり、またその必要がなければ消

したり、こういう仕組みになっておったと思いますので、もし租税特別措置法の体系についての、私のいま申したことに間違いがなければ、やや似たようなところがある。その恒久法の形はとりななから、中身の事項については、必要に応じて特長

的に引込める、こういふところが似ているようにも思いますが、これはまあ私は決して自説をあなたに押しつけて、これ以上申し上げませんので、御了承いただきたいと思ひます。

○井岡委員 まあ提案者ですから、かりに私の意見に賛成されたとしても、これをこう変えますといえは、これはそれならもう一べん洗い直せ、こ

ういうことになったらしいへんだ、こういう用心からおつしやっておいになるのだと思いますから、私は、それはそれなりに私のほうも理解します。しかし、私たちはそのように考えておきますので、これは審議の過程で十分織り込んだ処置をとりたい、こう考えます。そのときに、政府のほうからそれじゃ困るんだ、こうやられたんでは、

私の意見に理解をしていると言いながら、理解を
していないことになりますから、その点だめを押
しておきます。

Ｃ内田国務大臣　それはまあ秘からん答を申し上げないほうがいいので、これは法律を国会に出しました以上は、もう国会でいろいろな御論議、御検討によつて処理をされる性質のものであると思つています。しかし、政府には政府の考え方があつて

出したものでございますから、おまえの考えへほど、こうおつしやられるわけでございますけれども、まあ政府は政府なりの考え方を持って出したというこゝとも、ひとつお含みおきいただきたいと思ひます。

○井岡委員 私がいま申し上げておるのは、国会で政府が出した法案というものは一言一句変えちゃいけないのだという思想、これが従来あったわけなんです。ですから、いわゆる緊急動議を出して、迅速に打ち切ること、あるいは、

う、こういうながあつたわけです。私は、大臣が自民党の諸君にそのような指示をなさるとは

思っておりませんよ、思っておりますけれども、そういう例を私はしばしばにきてきたわけですよ。国会は国民の最高機関であり、コンセンサスを得る場なんです。ですから、私は政府は固執

私たちは、この法律について多くの意見を持つて申し上げておかないと、私たちここで幾ら審議をしても、最後は時間がきたら、これでしまい、こういうことになるわけです。

ているわけです。したがって、まずもってこの法律それ自体について緊急にしたほうがいいんじゃないか。これから明らかにしておかないと、あな

たのほらでそれはいかぬのだ、こうやられると幾らここで審議をしたつてだめなんです。このことを明らかに申し上げておきたい、こういうことですから、御答弁は要りません。

そこで、私は先ほどから申しておりますように、「国民生活」とそれから「国民経済上」ということが使つてある限り——意地の悪い質問します

よ。意地の悪い質問ですが、じゃ、国民生活に關係のない、それから国民經濟に重要な關係がない、こういうものはどれですか。

○小島政府委員 第一条にございます「国民生活との関連性が高い物資」というのが、この法律における生活関連物資でございます。生活関連物資といえますと、おっしゃる通りに何でもかんでも生活に関連するということになりますけれども、

この法律に「生活関連物資」といいますのは、国民生活との関連性が高い物資ということになりますので、やはり必需品を中心にしたしまして、直接消費財だけでなく、そういう必需品だけでなく、必需品の原料になるような生産材等も含めて、

ているわけでございまして、これは現在の買占め防止法の概念と同じでございます。いま先生の御質問の、抜けるものはどんなものかという御質問でございますが、たとえばゴルフ用具などというものは、この法律に、同一生地の布、切替

○井岡委員 いまの局長のお話ですが、友けるの
のにはこの法有に限り関連性の高い物資とはいえ
ないのではないかとふうに思います。

はごくわずかでですよ。例にとられたゴルフあるいは宝石、こういうことぐらい、私は一生懸命考えてみたんですが、あまりないわけなんです。「高い」と書いてあるから生活必需品だ、こういうよ

うが規定にはならぬと私は思うのです。というこ
とは、たとえばきのう同僚の松浦君が、経団連の
植村会長が、このようになっておるので、これで
業界と話をするから、何だカルテルは十分にやれ
るじゃないか、いわゆるわれわれが協業として直

段をきめることはできるじゃないか、こういっただい、意味のことを質問をしたわけですが、そのときに大臣は、經國連がどうお考えになろうとも、私た

ちはそんなことは知ったことじゃないのだ、こういう御答弁がございました。けれども、やはり産業に、経済に重要な物資、こういうことになりまして、そのにおいがしてならないわけですね。したがって、ここにカルテル行為が行なわれる、私はこういうふうに理解をせざるを得ないのです。この点いかがです。

○小島政府委員 新聞等によりまして、確かに初めの段階でそういうような考え方が業界その他にあつたように聞いておりますけれども、この法律をこらういただきますと明らかなように、覚え書きというものも公取との間に取りかわされまして、標準価格というものを実質的に業界の間で定めてしまふというものは、これは絶対この法律では認めないというところでございまして。したがって、大臣も言われましたように、財界の方がどういふことを言われましようとも、私どもは一切そういうことは考えていないというところは、はっきり申し上げられると思ひます。

○井岡委員 私たち物資の問題を長い間扱ってききました。管理価格の問題、寡占価格の問題、その際にも常に政府は、いま小島局長が申されたようなことを言つて、決してわれわれは財界なりあるいは業者の束縛を受けるもんじやない、そういうことはやらさない、こういうふうに言われてきたわけですが、しかし二十何年間の歴史を振り返つてみますと、そういう例がたゞさんあるわけですね。したがって、この法案を、私は先ほども申し上げましたように、単に緊急といふことになりまして、鉄鋼が足らなくなった、いま鉄鋼が足りないといつてゐる。これは一昨年の暮れから減産政策をとらしたために鉄鋼が足らなくなつてきた。こういうことで国民経済に重大な影響があるといふことで、鉄鋼が生活必需品だといわれるけれども、わが国の経済に重大な影響といふことになると、鉄鋼もこの中に入つてゐる、こういうふうに見ても私は見過ぎでない、こう思ふのです。この点いかがです。

○小島政府委員 「国民生活との関連性が高い物資」という概念の中には鉄鋼は入りませんけれども、「及び国民経済上重要な物資」という概念の中には鉄鋼等は当然含めて考えております。

○井岡委員 だから私は言つてゐるわけですね。そこで問題は、通産の森下次官お見えになつていまから、きのうの御答弁の中であつたやうな気がいたします。あつたやうな意見を聞きますと、こういうやうに言つておいてはなつたわけですね。少なくとも国民経済に重要な影響を持つたやうなものを業界に生活に重大な関連を持つたやうなものを業界に聞くと、こういうやうなことになるやうなもので、だれだつて自分で損をして物を出そうという気にはならないわけですから、適当な方法でものを言うだらうと思ひます。特に原価計算なんてものは——これはきよの先生の話しやありませんけれども、原価計算のやり方はいろいろあつて、諸説いろいろある。わしの知つてゐるだけでも百ぐらいのやり方があるのだといふ先生もおいででございまして。こうなると私はたいへんだ、こう思ふのです。この点について、もう一度次官のお考えと申しますか、通産省の姿勢と申しますか、お聞かせをいただきたい、こう思ふのです。

○森下政府委員 業界との癒着の問題並びにいわけゆるミイラ取りがミイラになるのじやなからうか、業界主導型の価格決定とか、また意思決定にのるのじやなからうかと、非常にありがたうおこたをいただいたわけでございますけれども、きのうの私の答弁も少し不足がございました。業界の意見を聞くといふことは、非常に語弊でございまして、何か業界の意思によつて、すべてきめてしまふといふやうな誤解を招くおそれがあると思ひます。そうじやなしに、いわゆるミイラ取りがミイラにならないやうに、業界主導型のきめ方じやなしに、自主的にこれをきめる、これが本心でございまして、誤解があつた点は、ひとつここで釈明いたしまして、答弁とさせていただきます。たいと思つたわけでございます。

○井岡委員 私は別に業界主導型、そういう政府ではないだらうと思ふのです。ただ私たちが一番心配せざるを得ないのは、たとえば輸入業者、いわゆる輸入商品などは、現に肉の問題にいたしましても、これは農林省が悪いのでしやうけれども、豚肉を輸入した、損をしたのだ。実はそうじやなくて安く買つてきてゐるのだ。こういうことがあつたらうとわかれてくるわけですね。そういうしますと、業界の意見を聞くといふよりは、むしろ業界を指導するのだ、指導型にやるのだ、こういうことであれば、われわれとしてはこういう方針でいく。こういうやうにしていかなければ、向うさん、なかなか海千山千ですから、私たちが法案の字句をいじくつてゐる以上に、あの人たちはお金をもうけることについては、われわれより上なんですから、そこらの問題を考へていくべきではないのか、こういうふうに思ふのですが、いかがです。

○森下政府委員 まことにおっしゃるとおりでございまして、業界に巻き込まれないやうに心して、自主的に決定をしていくやうにしたいと思つております。

○井岡委員 そこで、私は先ほどから申し上げますように、この際ですから、きょう大臣、申し上げないけれども、私たちが是非にいい参考人の意見を聞いたわけですね。この際政治に国民の信頼を取り戻さないとたいへんことになる、というお話でした。一人のある参考人は、一月から三月までだ、あるいは四月から六月までだ、これで勝負をしない限り、これはもう悪性インフレといふよりはむしろ悪性インフレになつてしまふ、こういう御意見すらあつたわけですね。したがつて私は、このいまの問題、今後の、この法律を制定された後政府がとるべき処置といふものは、重大な決意でもつてやらないといかないのじやないか、こう思ふのです。この前投機防止法をつくつたけれども、あれは発動しましたか。これは局長に聞きますけれども、ほとんど発動し

なかつた、こういうふうに考へていいんじゃないですか。この点いかがです。

○小島政府委員 立ち入り検査に關してだけ申し上げますと、確かに一件しか発動してないわけでございますけれども、あの法律は、当時もお話し申し上げましたように、行政指導を補完すべき法律でございまして、立ち入り検査前に任意調査といふものをみっちりやるというところに非常に大きな意味があつたわけでございます。

それから、たとえば大豆などが法律施行前にあつては、実態はそう悪くないのに、ああいうふう非常に暴騰したわけでございますけれども、アメリカの輸出禁止というやうな、実体的には実はことしの初めよりむしろ深刻な事態があらはれたにもかかわらず、やはりああいう経験がものをいふて、法律ももちろん間接的に効果があつたと思ひますが、今度の夏場の場合はあまり暴騰しないで済んだといふことが言えるわけでございます。立ち入り検査をするばかりが法律の効果といふふうには私どもは考へていないわけでございます。

ただ何といひましても価格調査官が業務で、ふだんの仕事のほかに二枚看板であるために、やはり立ち入り検査をする場合に非常にウイークであるといふことは、これは私も反省しなければいけない点であるといふふうに思つております。

○井岡委員 私は済んだことを繰り返してそれを追及しようとは思ひませんよ、局長。しかしあの審議をした際に、立ち入り検査と公表がある、これで十分やれるのだ、こういうことであつたはずで、最後の日に懲罰問題が起きました。総理も同じことを言われたのです。そらだとすると、人が業務であつたから立ち入り検査ができなかつたのだ、これでは私は済ませられなかつたと思ひます。ここらの問題が、法律を審議するときには、いわゆるこういうやうに質問をしてくるんではないのか、こういう想定のもとにちゃんと頭で組んでおつて、そういう答弁をされるものですか、ついでにわれわれはごまかされて通していく、そこに

問題があるわけなんです。ですから、私はいまの問題について、立ち入り検査は一件だけだったところ申しますけれども、またいろいろなことをやり百件やったと言われるのですが、主務官庁で、どれとどれとをやりになったか、これを総括して知っておいてになりますか。

○小島政府委員 立ち入り検査以外にはやはり三条調査といたしまして、トイレットペーパーにしろ、灯油その他の石油製品にしろ、あるいは合成洗剤にしろ、各担当官が相当綿密な調査をやっていることは言うまでもないわけでございます。そのほかに実は私どものほうにもちょいちょい電話などかかってまいりまして、あるところが非常に売り惜しみをしているというふうな情報を受けて、その店に対して事情を聞く場合がございまして、そういったことと、どうして企画庁がそういうことを聞くのかというのを言うそうであるけれども、これは買占め法の権限に基づいてやっているんだということを言いますと、やはり何もない場合に比べて相手の態度が非常に変わってくるのでございまして、調査をした結果非常に大きなものを買占めていたというふうな事例は遺憾ながら見つかったりしませんけれども、そういう個々のケースで十分やはり法律をバックにした事情聴取というものが、ものをいっているというところは無視できないわけでございます。

○井岡委員 調査をされた、あるいは呼びつけて話をされた、しかし残念なことにそうおやりになっても、もとの値段にならないのですね。もとの値段になった、こういう例がありますか、お伺いいたします。

○小島政府委員 やはり非常に買い急ぎその他で暴騰いたしました、一番高いときの値段に比べますと、その後政府が緊急出荷なんかやったり、あつせんしたりいたしました場合の値段というのは、一番高いときに比べると、確かにそれよりは低い水準にいつております。ただし、現在の騒動が始まる前の水準に比べると、遺憾ながらかなり

高いというのが一般的だというふうに思っております。

○井岡委員 したがって、この法律をつくりましても、いろいろ標準価格とか指示価格といつておいてになりますけれども、私は高値価格になる、こういうふうに思われてしかたがないのです。この点はいかがです。

○小島政府委員 やはりこれは価格のきめ方が非常に重要であると思います。業界からデータをとって作業することは当然でございますけれども、主務官庁が責任と良心にかけて適正な水準をきめていくということがやはり根本であると思います。

灯油の件が新聞で非常に騒がれておりますけれども、もしほんとうに、あれが業界がみんな納得してけつこうでありますというふうな水準であるならば、設定されたあと、みんな守られているはずなんです。ところが、新聞紙上に伝えられておりますように、なかなか未端において守られていないケースが多いということは、やはり通産省が、業界がみな納得した上であつた数字を出したのではないという一つの証拠ではないかと思ひます。しかも守らないまままで済んでしまつては、これはたいへん困るわけでございます。いま通産省も未端について強力な指導を続けておりますので、しばらく時間をかしてくれというお話でございますから、その効果を見定めたと思ひますけれども……

○井岡委員 そうすると私はまたもとへ戻るのですよ。それだと、業界が聞かないんだということになると、逆に業界の聞く値段というところになりはしませんか。そうだとすると、国民生活の安定だといつても、これは価格の安定であつて、私は決して生活の安定じゃない、こつたわざるを得ないのです。この点いかがです。

○小島政府委員 やたらに低い水準にきめて、業界がコスト的にも成り立たないようなものであれば、これはもうそういうものは基本的に守られない水準であると思ひますけれども、少なくとも平均

均的な生産費というふうなものをもとにして、いろいろな要素をかみ合せて、総合判断して標準価格をきめた以上、業界が聞かない部分が一部にありましても、これを行政指導を強力にやり、しかも業界の内部の順守、協力をやらせるといふことによつて守つていくというものが、この標準価格の趣旨でございまして、御心配のような点は極力ないようになつてほしいというふうに思つております。

○井岡委員 私は、次に質問しようと思つていたら、もう局長が言いましたから、ついでに言いますが、標準価格を決定する際にその地方の価格を聞く、あるいは通常売られておるような価格を参考にする、いろいろあるわけですね。そんなことだったら、私はこれはたいへんだと思うのです。たとえば灯油の問題、三百八十円にいたしました。こういうことでございましてけれども、いわゆる配達料と称して公然と四百五十円あるいは五百円とつていふじゃないですか。ここに問題があるのです。ですから私は、この法律をなおさらものと強力なものにするために考えなければいけないと思ひます。

それで私は、もう時間が来ましたから、あまり長いことやれませんので残しますけれども、次に需給の調整等がある、こつた書いてあるのです。『価格及び需給の調整等』これは何をさしているのですか。一条のところですか。

○青木政府委員 この法律の「目的」で「需給の調整等」と申しておりますのは、条文で申しますと、十三条の「生産に関する指示等」、十四条も同じこととございまして、十五条以下にございまして「輸入に関する指示等」、それから十九条以下にございまして「保管に関する指示等」、それから二十一以下にございまして「売渡し、輸送又は保管に関する指示等」、物資の需給に対する措置をきめておることをさしておるわけでございます。

○井岡委員 そういたしますと、この法律の中でいろいろ書いてありますが、需給の問題と関連を

して考えて指示価格といふのがあつたのでしよう。そうと違ひますか。

○小島政府委員 指示価格とは直接関係ございせん。

○井岡委員 直接関係がないことないじゃないですか。「国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整」これはみなずつと続いているのじゃないですか。一つ一つ分かれておるのですか。

○小島政府委員 国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の価格の調整及び需給の調整という意味でございます。これに関する緊急措置を定める。したがつて、価格調整の部分と需給調整の部分と両方あつて、いずれも国民生活との関連性の高い物資及び国民経済上重要な物資といふものについて価格調整または需給調整をいたします。そういうことでございまして。

○井岡委員 そうすると、やっぱり指示価格と関連があるじゃないですか。そうでなければ、ここに書く必要はないと思ひます。

なお、この問題については、委員長、松浦君が関連質問したいと言つていますから……

○松浦(利)委員 森下政務次官にちよつと質問したいのです。

政務次官にお尋ねをしますが、いまの井岡委員との発言の中で三百八十円の灯油の問題が出たんです。それが守られないというこの議論がいまあつたんですが、われわれが知つておる範囲内では、御承知のように三百八十円というのは、九月三十日現在の元売り価格を一万二千八百円で凍結をした、その段階における平均価格といふものを出して三百八十円という小売り価格が出ておるわけなんです。あの三百八十円といふものを指導価格としてきめた場合に、全体的な価格の構成といふものを検討した上で、全体の業界も小売店もこれで了解してくれておるといふ前提に立つて通産省が指導したわけでしょう。そういう事実はいんですか。ただ勘で、ヤマカンで三百八十円とやつたんですか。具体的な根拠をもつて三百八十

円と指導したわけでしょう。その点についてどうですか。――政務次官に聞いておるんです。

○森下政府委員 いまおっしゃったように九月末現在の取引価格、その価格も参考にしておりますけれども、全国に消費モニター制度がございます。この資料もとりまして、データに基づいてきめたわけでございます。ただ問題は、九月末でございますから、あまり家庭用の灯油は使っておりません。だから、その価格には、大体九月末の価格プラス将来灯油を使う時期になった場合のその価格も見込みまして三百八十円と、こういうように決定したように私承知しております。

灯油の価格が昭和四十五年を一〇〇にして大体一二三くらいの割りで八月、九月まで来ておったように存じております。だから、まあ四十五年からして極端に上がってはいなかったわけでございます。そういう観点から三百八十円であれば、需要期を迎えても大きな値上がりはないであろうというところで三百八十円を決定していただきたいたと、こういうことでございます。

○松浦(利)委員 物価局長、いま言ったように、通産はあらゆるデータを見た上で需要期に向かつて三百八十円でいじょうふだという自信をもって指導したわけでしょう。いいですか。ところが、そのことを業界が言うことを聞かなかつた、ずばり言うんですね。それじゃ、今度の標準価格をきめる場合に、この三百八十円という灯油の例をとって、それじゃ一方的に通産がいま言ったような計算をして三百八十円だということ、この法律を通すことによって、業界の意見を聞かずにきめ切れますか。その点をひとつ明確にしたいだきたいと思うのです。

○小島政府委員 個々の、灯油の場合にどうなるかというところは、どうもやはり私のほうからいまして、通産省で原案をつくって、私どものほうへ協議を受けて、そこで決定するということでございます。

○松浦(利)委員 私は、そんなことを言っておるんじゃないんです。私がいま言っておるのは、一つの例なんです。かりにあの三百八十円という末端小売り価格を決定するときに、この法案が通つておつたと仮定した場合、この三百八十円というものは、通産省が自信をもって業界を指導するつもりでやつたんだ、結果的に従わなかったという例が出るでしょう。業界の意見を結果的には聞かざるを得ないんじゃないですか。指導する標準価格をこうして設定するが、これでどうだろうか、業界の諸君、だいいじょうふかというのを最終的に聞かざるを得ないじゃないですか。そういうことになると聞かざるを得ないじゃないですか。

○小島政府委員 通産省が、いまの段階で高く売られておりますのを、そのまま容認しておるといふふうには聞いておりませんで、しばらく時間をかしていただければ三百八十円を守りますと言っておるわけでございます。したがって、一般論といたしましては、通産省が自信をもって数字をはじいたものであれば、業界の末端まで一々了解を得なければいけないという性格のものではなくて、その自信のある数字を強力に守らせるように行政を行なうべきであるというふうに思っております。

○松浦(利)委員 理論的に、ことばではそうなんです、ことばでは。ところが三百八十円の根拠というものは、九月十五日現在でモニターの報告を受け、そして九月三十日現在の元売り価格を凍結をする。十三社の平均価格が一萬二千八百円。それで小売り末端の配達料その他を計算して三百八十円と出したのです。ところが、その根拠が小売りの店々さんやら、そういう人たちに受け入れられなかったのです。だから業界のほうで、いやそれは困る、受け入れられないということになれば、また改定しなければいけません。この法案が通れば、それを一方的に守らせるといふ自信があまりありますか。これは明らかに、通産省の資料と業者の資料との間に不都合が出たために、こういう混乱が

起こつておるんですよ。そのいずれが正しいかという判定が基準にならなければならぬでしょう。そのときに通産省がそのことで押し切れないでしよ、現実に。

ですから、そういう行政指導をするときには、やはり通産省で資料をつくるけれども、同時に、最終的にはこれでどうだろうかという意見を業者に聞かざるを得ないじゃないですか。そういうことになるのじゃないですか。非常に心配だから、そのことを関連質問としてあなたに聞いておるのです。

○小島政府委員 三百八十円を業界が初めの段階で聞かなかったことは事実でございますけれども、今後とも聞かないかどうかということは通産省のほうにお聞きいただきたいと思っておりますけれども、通産省は守らせると言っておるわけでございますから、やはりしばらく事態の推移を見るべきじゃないかと思つてます。

○松浦(利)委員 私は、法案の主管が経済企画庁だから、あなたに質問をしておるから、あなたに質問をしておるのです。

この法律全体に流れておる精神というのは、経済企画庁というのには調整するだけであつて、全部主務官庁でしょう。これは通産省だ、これは農林省だ、これは何だ、こういうふうには、極端に言うとな、何の権限も経済企画庁にないんですよ。みんな主務大臣がやるのです。だから、最終的には経済企画庁は開き直る以外にないのですよ。おい通産省、どうか。あなたのほうは、それ以外に方法がない。いまあなたがいみじくも、それは通産省に聞いてくれと言つたでしょう。これはそういう法案なんです。まとめて、きちつとやれるところがないのですよ。だから標準価格をきめても、各省ではばらばらだ。自分の主管するところの、たとえば利潤とかそういうものは、その利潤率を幾らにするとかなんとかいうことは計算をするけれども、各官庁ではばらばらなんだ、これは。そういう各省間においても非常にあいまいな標準価格

というものをつくりたいとおる。そのことを、私は関連質問だから、あまりここでは言いませんが、それじゃ、せつかくですから、物価局長が政務次官に聞いてくれというのだから、通産省の政務次官は、いまの物価局長の質問にも明確に答えていただきたいと思うのですよ。

○森下政府委員 灯油の価格の問題で業者に聞いたかどうか。これは、ちょっと日には忘れましてたけれども、通産省で三百八十円の線でないというところになって、石油連盟からの流通機構の中にいれる全石商、全国石油商業連合、それと、もう一つは全国燃料団体協会ですか、この二つの流れがございまして、その全石商のほうに三百八十円でやつてくれというところは言っております。

全石商の会の中ではございまして、燃料関係の対策審議会という会がございまして、燃料関係の一部の方もその中に入つておるようでございます。そこで、その三百八十円は徹底したものだという認識に立つて、十一月二十八日からはいじょうふだという認識でつたわけなんです。

全石商のほうはいじょうふの三割で、十四万軒のうちの四万軒、これは扱ひ量は少ないです。軒数も少のうございまして、これは一応スタンドを通じて販売しておりますけれども、三百八十円でやりますというところは、たびたび声明しております。しかし、燃料組合のほうには流通機構が非常に複雑になつておまして、ドラムかんを取りまして、いわゆる小分けにしてやつておる関係で利潤が少ない。しかも将来はかなり削減されるであろうという、いわゆる薄利多売から薄利少売という方向にいくという予想のもとに、生活もなかなか立つかない。三百八十円は非常にむずかしいというふうな意見もございまして、現に配達料五十円ではなかなかできませんし、これも団地とか、人家の密集してない地域で多少違ふようでございます。通産省の調べたデータでも、先生おっしゃる通りに、かつち守られておるとは言い切れません。かなり高い例もございまして、以上でございます。

○松浦(利)委員 私、関連質問ですから、これで終わりますけれども、いま物価局長が言っておられたのですが、あなたのほうは守らせる、こう言っておられるのですから、いま末端消費者は実際に三百八十円以上の高い価格で買わされておるわけですから、早急に守らせてください。そのことを申し上げて、関連質問を終わります。

○平林委員長 内田大臣にちよつと聞きますが、結局政務次官が言っているように、九月末現在の取引価格を参考に、全国モニターの資料もそろえて、しかも需要の多くなるときの価格を考慮して三百八十円と定めた、こう答へられておるわけですね。この法律が成立すると、こうしたものは三百八十円なら三百八十円で守らせることができるのかどうか。これはやはり法案全般の効果というものを確かめる上で重要な一つの焦点になるのでありますから、大臣からひとつお答えをいただきたい。

○内田国務大臣 灯油の問題がいまいろいろ出ておりますが、私が理解をいたしておりますところによりますと、いま森下政務次官から話されたように、メーカーの蔵出し価格というものを九月末で押えて、それが通常の取引ルートによる石油の小売り商、多くはガソリンスタンド等でございまして、それが、それらの小売り商が組織しておりますところの、いわゆる全石商連との打ち合わせでは三百八十円でいける、またぜひそれでやりますかというところで話を進めてきた。ところがどこに、灯油の販売網というものは、そんな簡単なものではない、それはまき屋が売っている灯油もあれば、たどん屋が売っている灯油もある、あるいは米屋が売っている灯油もあるというふうなことで、全石商連のような、すうと一本でできたルートだけではない、もう一つの昔からの小売りの販売の大きな仕組みがあるようでございます。それは必ずしもメーカーの一連のルートに乗っておいけませんために、三百八十円と定められても、自分のほうでは——これは相談がなかったというところを使うと、また業者につづられて

いるじゃないかというおしかりを受けるかもしれないが、何らの通告も、自分らの販売についての調査もしないままに、一つの全石商連のルートだけで定めたというところに今日の複雑な問題のかなりの部分があるようでございます。

したがって、この法律が通りまして灯油の標準価格をきめますときには、私が第一回の委員会の際に与党質問にもお答えをいたしましたように、いろいろな品物の種類や販売の態様等もありますから、その全部についてきめるわけにはいかないのだらうと思う。大体通常の取引のルートといいますが、販売の形のものを選んで、そういう販売の形のものについて標準価格幾らと定めて、それに準ずる価格というものは、標準価格を通じて、おのずから標準価格に近く引っぱられて形成される。したがって、標準価格はきめなくとも、標準価格の前後左右にある、標準価格に準ずる同じ品目の価格については、それが高いと思う場合においては、この法律の条文がございまして、そういうものについては、標準価格に準ずる以上の価格で売ったと思われものについては引き下げの指示もできるし、それからまた公表もできる、こういう仕組みになっておりますので、この法律におけるその仕組みをいうのはいい、私はそのように理解をいたしております。

○井岡委員 いろいろ聞いておりますと、ますます高値安定と申しますか、そういうふうなことになるような気がしてなりません。

そこで、私は、時間がもう来しましたから、これから二条以下の問題についてお伺いしたいと思うのですが、主として通産の関係になりますから通産の御意見を伺いたい、こう思いますので保留いたしますが、ただ長官に一つだけ聞いておきます。

一条の問題で、「もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とする。」私は、先ほどから申し上げますように、この法律によつて国民生活を安定さすんだ、あるいは国民経済を円滑にやるんだ、こういうことであれば、確

保だけでなく、国民の福祉に貢献をするというものでなければならぬと思うのです。そうしない、やはり高値安定ということになってしまいうわけです。だから、標準価格というふうなものをこしらえて、まあ、ちよつと一ぺん、お手並み拝見、こういうふうなことを初めから指示価格なら指示価格と、こうおやりになったらいいのです。こういう点で、なぜ国民の福祉に貢献をするということをお入れにならなかったのか、この点についてお伺いいたします。

○内田国務大臣 これは、実は経緯を簡単に申し上げますと、この法律については、初めの発想は、国民経済の確保、それと並んで国民生活の安定というふうな考えられておったところもございましたが、私どもは、政府として考えますと、国民経済の運行も大切だけれども、それよりも今日の国民生活安定緊急措置法というところにいたして、国民生活安定及び国民経済確保緊急措置法といふような部分は、それはこの法律のタイトルからも取つてしまいますと同時に、一条の書き方も、それは国民生活の安定を確保するということをまっ先に先のほうにうたつて、しかし、国民生活に必要な生活関連物資というものは、これはやはりさつきお話が出ました、鉄も必要でございまして、いろいろな基礎資材も必要でございまして、国民生活を、つまり生活関連物資を確保するに必要な、最も密接な関係のあるそういうような基礎資材をもここに一緒に並べた、こういう形になっております。したがって、心は「国民生活の安定」という中に井岡先生のおっしゃる国民の福祉を守るといふことも入つておるつもりではおるものでございまして。

○井岡委員 これは、いまお話がございましたけれども、もしそれが主たる目的だといふのであれば、やはり私は、国民の福祉に貢献をする、この項をここに挿入すべきだ、そうしないと、先ほどからのやりとりでおわかりのように、非常にや

り疑問の出る個所が多い、こういう点から、この点を強く私は要求をいたしたいと思ひます。

同時に、先ほど申し上げましたように、二条以下は、通産なり農林なり、関係大臣に關係がありますので、時間も来ましたから、私はこれで本日のところは終わります。

○平林委員長 野間友一君。

○野間委員 きよう私は時間が一時間というふうな制約されておると、通産大臣、公取委員長が見えていない、それから政令の要綱はつい最近いただいたわけで、逐条にわたつてきようは質問することができません。そこで一、二点論点をしほりまして、関係者にお伺いをしたいと思ひます。

まず最初に、物不足の問題についてでありますけれども、総理あるいは大蔵大臣は、いずれも今日の物不足の主たる原因が石油危機にある、こういう発想で貫かれておると思ひます。ところが、物不足というのは、単に石油危機を契機にして起こつたものではない。そのことは、昨年末の木材とかあるいは大豆、それから鉄鋼、セメント、最近に至りますと、トイレットペーパーとかあるいは洗剤、砂糖、こういうものが問題になっておりますけれども、このトイレットペーパーとかあるいは砂糖、これらを除きますと、この物不足のほとんどが石油危機以前にすでに起こつてい

るわけですね。

そういう点で、私はここで、いまの物不足、このことはそのすべてが石油危機に起因するのではない、その以前から不足は起こつておつたという事実をまずひとつ長官に確認をしておきたいと思ひます。

○内田国務大臣 物が足りるかあるいは不足であるかということにつきましては、絶対的な不足といふものももちろんございまして、絶対的な不足といふものはまたその物を買ひ力、総需要と申しますか購買力と申しますか、そういうものと供給数量との相関関係から、お金は何ほども持っているというふうなことから、非常に物に対する需要が集まるといふような場合がございまして、こ

これは今日の自由主義経済のもとにおきましてはさ
りな場合をお認めいただけたらと思います。

もちろん、今度の石油危機が起りましたのは
十一月ごろからでございます。石油が足りな
ければエネルギーが足りない、エネルギーが足りな
ければその設備をフルに動かさないと、そうすると
製品が十分できない、そうすると物が足りなく
なるだろう、こういうことにはなりますが、しか
し、石油以前の場合においては、物そのものが、
絶対不足というよりも、国民の購買力——あるい
はそれは一部の当時問題のありました商社等の企
業をも含めて購買力、買い占め余力というよう
なものがあつたために、物が絶対的には足りな
くないのだけれども、それに買いつく力のほうが大
き過ぎた、こういうふうな状況もあの七月の買占
め法をつくりました当時の状況であつたように私
は思うものでございます。

○野間委員 時間が限られていますので、質問に
対してだけ要領よくひとつお答えください。
私がお聞きしたのは、いま申し上げたように、
石油危機、これが物不足のすべての原因ではない
。その以前、つまり昨年の秋ごろからすでにこ
ういう状態がずっと続いておる、こういうこと
について、それぞれの品目をあげていま確認を求め
たわけなんです。これが石油危機を契機にして、
さらにいろいろな要因が加わって深刻化したとい
う事実は、私も否定するものではありませんけれ
ども、こういうことをまず長官に確認を求めたい
というところで最初に申し上げたわけです。

そこで、その点に關しましては、田中総理も今
国会の冒頭に、生活必需品については、生活段階
にも流通経路にも相当量の在庫が存在しておる、
こういうことも言っておるわけですね。したがっ
て、物不足というふうに一言で言いますけれど
も、これはやはり石油危機とかあるいはその他要
因はあつたとしても、そのほかの要因が大きく作
用していると同時に、外的な要因よりもむしろ内
的な要因、こういうものが大きく左右していると

いうふうに思ふわけです。その点は異存がなかろ
うと思ふのです。

そこでお聞きするわけですが、たとえば
トイレットペーパーとかあるいは砂糖、木材ある
いは電線とか水道管、これらの原料になります
ころのエチレン、これらについて、それぞれバ
ニックにひとしいような現象が起つたわけであ
りか、具体的にこの品目について関係者にお答え
願いたいと思ふのです。

○内田国務大臣 全般的に申し上げますと、先ほど
述べましたように、物は必ずしも不足していない
けれども、それに対する購買力のほうが過剰のもの
があつたというのが大部分のその状況でござい
ますが、しかし、いまお述べになりましたような
一部の石油化学製品などにおきましては、あの当
時その工場の爆発等が起りまして、それによる
物そのものの供給不足が憂へられておつたとい
うものもなかつたわけではないと思ふます。

○池田政府委員 御指摘の砂糖について申し上げ
ますと、この時期におきまして、実は御案内の国
際砂糖協定の価格の面で折り合いが売り手国との
間につきませんで、ちょうど九月の半ばごろに中
身の新しい事務所の構成をするというだけの協定に
なつてしまつた。そのことから、国際的な糖商筋
を通じて、今後これはかなり売り手国が強腰に
なつて下がらなくなるのではないかと形のため
に、仮需がかなり需要筋から起きた。(野間委
員「簡単に答えてください」と呼ぶ)そのため
に、一般的な物不足ムードというものが便乗しま
して、当時、現在も含めてでございますが、砂糖
があつたような価格に上るような需給状態でない
のに価格が上がつたという実情であるというふう
に認識いたしております。

○橋本政府委員 トイレットペーパーについてお
答え申し上げます。
トイレットペーパーにつきましては、この六、
七月ごろまで大体月間ペースで一万五千トンない
し一万六千トンで需給が均衡しておつたわけであ

ございますが、八月ごろから需要が増加してまいり
まして、十月の終わりから十一月の初めにかいま
して、一部の地域におきまして買い付け騒ぎが発
生いたしたわけでございます。それまでは需給は
非常に均衡いたしておつたわけでございます。

○野間委員 一通り聞きます。エチレン。
○森口政府委員 エチレンにつきましては、石油
危機以前には生産設備あるいは原料等については
問題はなかつたわけではございますが、御存じの
とおり、出光石油化学等の相次ぐ事故によつて若
干需給が窮乏しておつたというところは事実でござ
います。

○野間委員 これはそれぞれ一言ずつ申し上げ
ねばいかぬと思ふのですけれども、たとえばエチ
レン、いま森口さん言つたけれども、これは通産
省でもらつた資料、これによりますと、出光の事
故で七月は若干ダウンしておりますけれども、
八、九、これはすでに正常に戻つております。そ
れはあなた誤りなんです。

それから砂糖ですね。これはいまいろいろ仮需
要の問題等々、これはトイレットペーパーについ
ても話がありましたが、たとえばトイレ
ットペーパーについていいますと、八月から消費が
伸びた、こういう話がありました。これは私、実
はもっと前の物特の中でもこの点について統計を
あげまして政府にたしたわけですから、八月
月ごろ生産も出荷もこれは一定しているわけであ
ね。大体それ以前から平均しているわけですね。
ところが、消費が絶対的に伸びたといふことは、こ
れは証拠はないわけですね。絶対ないわけですね。
しかも出荷がふえているわけですね。出荷がふえて
いるけれども消費が伸びておるわけじゃない。こ
のバニックが起つたのは十月の末から十一月の
初めにかけてなんです。ですから、このころずつ
と落ちておつた。

これは、たとえばペーパーについていいます
と、私、これはいろいろ小売り屋さんへ行つて調
べてみたわけですね。ところが、大体九月ごろまで
はずつと安定しておるわけですね。たとえば、ある

小売り屋で聞きますと、小売り商の仕入れ価格が
九月現在でまだ九十円なんです。これは四ロール
ですね。それから十月になりますと百五十五円、
十一月になりますと二百二十五円、このように推
移しておるわけですね。それから砂糖につきまし
ても、大体この十一月二十日ごろまで落ちつて
おる。これは私もかなりあちこち小売り商を
回つて調べたわけでありまして、落ちつて
おるわけですね。

つまり、物不足は、先ほど長官があれこれ、需
要が伸びたとか云々と言われますけれども、実際
いま指摘したこの品物については大体需給のパラ
ンクスがとれておつたわけですね。ところが、この十
月末からこれらの商品についていろいろ問題が起
つたわけですね。

そこで、私はこの価格の問題についてお伺いし
たいわけですが、たとえば砂糖のごとき
は、これは毎日毎日仕入れ価格が上がつておるわ
けですね。この十一月の十日ごろには、仕入れ
価格、これは小売りでなければ百三十五円、と
ころが、これが二十日ごろには二百五十五円、二
十四日には二百三十三円、このまでのばり詰めておるわけ
ですね。ほとんど毎日毎日仕入れ価格が変わつてお
るわけですね。仕入れへ行つて聞きますと、これは
仕入れが買つてくる、卸が買つてくるその価格が
上がつておるというのです。つまり、メーカーの
価格が上がつておるわけですね。このことは、
ペーパーについても同じことが言えると思ふので
す。先ほど申し上げたように、四十八年の九月
で九十円、それが十月には百五十五円、それから
十一月には二百二十五円、こういうふうになつて
いる間に急ピッチで上がつておるわけですね。い
ろいろな統計によりますと、生産も出荷も価格
も、もとのところでは——製造原価ですね、も
とのところではそう大きな変化はない。ところが、
蔵出しから始まつて、この流通経路の中でこれだ
け上がつておるわけですね。

そこで私は問題にしたいのは、例の緊急出荷の

問題です。これは砂糖とペーパーとやりました。パニック状態が起こったときに、大阪とか東京その他でやったわけです。この価格を私はひとつ問題にしたいと思うのです。といふのは、たとえばペーパーの放出、これは御承知のとおりワンパック百九十五円あるいは百八十五円、これは長さによって違うわけですが、これは私から言わなくてもおわかりのとおりなんです。この価格は、四十八年九月ごろの小売り価格よりもはるかに高いわけです。しかもこれはメーカー直送でやったわけですね。メーカー直送でこれを放出した。わずかの期間、この間にすでも小売りの商の仕入れ価格よりも、あるいは場合によれば小売りの商の小売り価格よりも放出したときの価格のほうが急騰しておるわけです。わずかの二週間あるいは三週間、この間にこんなにメーカーの蔵出し価格が急騰する原因、これは全くないと思うのです。

このことは砂糖についても同じなんです。この放出したメーカーの出し値、これは百六十三円、これで直送しております。小売り価格は百八十五円から百九十円、こういうふうに統一をしております。この価格を一つ例にとりまして、先ほどあげましたように、四十八年の十一月の十日、といふと、いまからわずか一月前なんです。そのころの小売り価格は百五十円なんです。小売り価格、末端価格は百五十円であつたものが、そこからわずか数週間を経て、政府が指導してこれを放出させた、そのときの価格がはるかに上回つておる、こういう現象が生じておるわけです。これは一体どういふ理由に基づくものなのか、納得のいく説明をひとつしていただきたいと思うのです。

家庭の奥さん方すべての国民が、これこそ政府が主導して、そしてこの物価の高騰安定をはかったものである、けしからぬといふことをみな言っておるわけですね。これは当然だと思ふのです。これについて、国民に納得のいくような説明をひとつしていただきたい。

○橋本政府委員 首都圏に対して放出しました価格は、ただいま先生の御指摘になりましたように、百九十五円と百八十五円の二種類でございます。この価格を決定するにあたりましては、一応現地におけるメーカー出し値を百四十円、消費地で百六十円という凍結価格を前提としてかように指導したわけでございます。この間、特に原料になる故紙の値上りが非常に高うございまして、ものによつては二、三倍あるいは四倍まで故紙の値上りがあつたわけでございますが、そういう要素も勘案しながら、いわゆるパニック前の価格百四十円と百六十円をベースとして、御指摘のような価格で首都圏地域に緊急出荷いたしましたわけでございます。

○池田政府委員 砂糖について申し上げますと、ちょうどこの緊急放出をいたしました時期では、先ほど申し上げましたような一種のパニック現象といふのがありましたもので、とりあえずメーカーが末端にまで物を流して、とにかく物があつたといふことを、まず最末端のスーパーなりあるいは生協なりで確保することが前提でございます。したがつて、一刻を争うといふことでございまして、とりあえずとにかく流すということに全力をあげました。

それからもう一つ、それは申しまして、当時すでに三百円とか三百五十円とか、一部にいう法外もない値段でものを出すという小売店もございまして、したがつて、これは少なくとも当面、いかに卸売り業者と小売り業者との間が相対であるとしても、あまり高いのは困るので、とりあえずはまあ二百円以下というふうなところを水準に置いて、とにかく暴利を取り締まるという形で行政指導をしたわけでございます。むろんいまの百八十五円前後というのは、そういう行政指導のもとで、上下は多少あつたけれども、大体その辺がまあ水準になつていたといふことでございまして、私どもとしましては、これがだんだんおさまつてまいりましたので、今度は本格的にやはり価格水準を引き下げること、第二段とい

たしまして、現在適正な価格水準まで引き下げるべく——これはメーカーが下げましても途中でもうけて最後が高くなつてしまつては何にもなりませんので、メーカーから最末端までの間を順次押していくという、多少しんぼうが要りますけれども、そういう方法で現在引き下げをする方向での行政指導に努力中でございます。

○野間委員 いまみじくも私が申し上げたように、パニックの状態が続く、そして品物が店頭からなくなつた。ところが緊急放出をされた。そのときには、パニックより前の小売り価格よりもさらに高い価格でこれが放出をされておる。これは砂糖にしてもペーパーにしても、その価格についてはいま是認された私は思ふのです。しかも、その価格もわずか二日か三日なんです。それからさらに急騰を続けておる。いまは一応落ちついておりますけれども、結局残つたのは高値安定だけなんです。こういう現象が生じておる。この一連の現象から考えてみますと、物は不足してない。物はあるわけです。生産も在庫もあるわけなんです。ところが末端にはない。政府が主導して価格をつり上げた。そのあとはその価格が安定して、あとそれ以下には下がらない。残つたのは高値である。こういう現象が実際に生じておる。私はこの行政の、政府の姿勢、これを今度の標準価格あるいは特定標準価格、これとの関連でとらえていきたいというふうに思ふのです。

そこで私はお伺いするわけですが、先ほど砂糖の關係でも若干申されましたけれども、メーカーの出し値——いま申し上げたように、十一月十日ごろで小売り価格が百五十円、一月前です。ところが放出したメーカーの価格は百六十三円。ペーパーについては、四十八年九月で小売り価格は百三十円、放出価格は百四十円。高値なんです。これらの価格を一体どのような根拠に基づいて算定したのか、その積算の基礎、根拠、これをここでひとつ具体的に明らかにしていただきたい。

○池田政府委員 砂糖会社というのは、御承知のように、たくさん、大きい会社もございまして小さい会社もございまして、それぞれのコストの水準もみな違うわけでございます。したがつて、どのコストの水準が最も正しいかというマル公価格のごときものは別にあるわけではございません。ただ一つありますのは、政府が、この価格が非常に高くなりましたときに、砂糖事業団を通じて、高くなりましたものを上限価格で原糖だけは売り戻しておるわけでございます。

したがつて、そういう形から考えますと、中間のコストといふものが、私どもの計算からいたしまして、大きいところと小さいところでは大体十三円前後の開きがあるといふことから考えますと、上下で考えて、かりに百五十円の小売価格といふことになれば、それは百八十四円前後が小売価格として正しいという問題にならうかと思ひますが、その根拠この百五十円というのは、いまの原糖価格が五十四円という上限の売り戻しで売られた場合に、それに中間経費と関税と消費税と、それに歩どまりといふふうなものの総合いたしたものをかけ合わせますと、大体いまおっしゃいました百五十円前後、それに大体上下で十三円ぐらいの幅で、いい会社と悪い会社との差が出てくる、そういうふうなことになるかと考えております。

○橋本政府委員 先ほど申し上げましたように、百四十円ないし百六十円の小売価格を出し値は、パニック前のメーカー出し値で凍結しておるわけでございます。その意味では、厳密なコスト計算の結果ではございせん。また反面、小売価格が十月には二百二、三十円、あるいは十一月には二百二十円から、ところによつては三百五十円といったような非常に割高の価格が出ておりましたので、これを鎮静するために、二百円以下で小売価格を規制したいといふことで、凍結価格をもつて価格指導いたしておるわけでございます。

○野間委員 私がお聞きしたいのは、このメーカーの出し値ですね。この価格を形成された、つまり行政庁、政府がこの価格をきめた根拠、積算の基礎をひとつ明らかにしてほしい、こういうことを申し上げておるのです。

○池田政府委員 砂糖につきましては、ただいま申し上げましたように、別に政府が指定をして価格をきめた経緯ではございません。ただ、あの時期において法外な価格で砂糖が売られるという形は、少なくとも防がなければならぬ、片一方で物がなくならないようにしなければならぬという範囲で、大体とりあえずのところを定め、その辺につけて行政指導をしたわけではございまして、別に卸売り価格の基礎をきめたわけではございません。

○橋本政府委員 特に精細なコスト計算をいたしておりますが、故紙の値上りについて例示して申し上げますと、たとえば色上という原料につきましては、九月時点でキロ当たり二十一円であったものが五十円まで上がったおる、その他古雑誌、古新聞等の故紙原料も倍ないしは三倍近い値上りを示しておる。さような原料故紙の値上り等も勘案いたしまして、百四十円ないし百六十円のメーカー出し値を凍結したわけではございません。

○野間委員 私がふしぎに思いますのは、これは重複になりますけれども、少し前の小売り価格よりも高い価格でこれを放出した、この事実なんです。いいですか。要するに、生産費そのものがそう急激に変動するとは思われない。わずか二週間や三週間の間にこんなに、いま申し上げたような急騰、こういうものを裏づける根拠はないわけですか。物はある、在庫はあるわけですか。そしてコストも、このわずかな短期間の間にこんなに急激に上がるはずがない、にもかかわらず、小売り価格よりも、末端価格よりもさらに高い値段でなぜ放出しなければならぬのか、それがいま高値安定として残っておるじゃないか、こういうことなんです。これをひとつ国民に納得のいくように説明を

していただきたいということを申し上げているのです。

○橋本政府委員 当時十月の小売り価格が二百二十円ないし二百三十円、十一月におきましては二百二十円から三百五十円と、非常に高騰いたしております。そういった価格を鎮静化するために、先ほど申し上げたような価格で指導しておるわけではございますが、その結果、もう昨今では、地域あるいは場所によりまして異なりますが、大体二百二十円から三百円という数字になっております。当時よりは下がってはおりますが、三百円という価格は、われわれといたしましてはかなり高い水準である、したがってこの価格をさらに引き下げるよう指導してまいりたい、特に、先ほど例示いたしました故紙価格の安定化を進めたい。また、毎月二十トンずつ緊急増産をさせておることで、こういった製品が市場に仕出ることによって、価格をさらに低いレベルに安定させるよう行政指導してまいりたいと考えております。

○池田政府委員 おことばを返す気持ちは全然ないのでございまして、とにかくあの非常な事態のもとで、物がなくなるかもしれないという事態で、物を確保し、しかもそれが幾らでも売れるという異常な心理のもとで、特定の店舗にその物を流して、末端である程度の物を売らせる場合に、御指摘のような問題が起こる前の価格に直ちに戻すという形をとって、かりに物が流れないで物がないうという形と、多少の高値ではあっても、現実により高い現状というものを打ち破って、そしてとにかく物のない不安というものを解消させるというふうなことで、いずれが喫緊の場合大事だろうかという感じを持ちまして、おしかりをいただくようなことはむしろあったと思っております。私も私としては後者をとって、とにかくやる。あの当時二百五十円から三百円というふうな小売り価格が横行した時代でございまして、それを、前が百五十円ではございまして、幾分高目ではございまして、しかる、とにかく二百円以下にとりあえず下げる、しかも、

物は末端にいけばある、そういう形をつくり出すことに全力をあげたわけではございません。

したがって、先生がおっしゃるような、そこで公定価格をきめるように、コスト概算をやつて、それぞれが自由に販売をしており、仕入れたものをそれで売れという形で行政介入まではでき得なかつた、そういうふうに申し上げておるわけではございません。

○野間委員 いまのお話を聞いておきますと、いま緊急事態に対処して、とにかく鎮静化しなければならぬ、そこで、高いけれども、何とかこの程度でというふうにしたか、私はいまの答弁から受け取ることができなかったと思うのです。このペーパーにしても砂糖にしても、これは局地的なものなんです、福岡とか東京とか大阪。在庫はあるのです。物はある。しかも、コストがそんなに変わっていないとすれば、いち早くなくなつたとおるにその現物をどんと出して、これは可能なんです。と同時に、価格の点について、パニック前の価格でこれを販売する、買わせる。そうしなければ、とにかく緊急の事態にある程度鎮静化させ、落ちつかせるということ、この過熱しておる局地的なところをこれだけ高値で安定しますと、これが全国に波及するわけですか。

このことは、私が言わなくても、皆さんよくおわかりだと思ふのです。現にこうなつておるじゃありませんか。この皆さんがきめた、放出した価格——いま砂糖のほうでは、農林省としては価格をはきめてないと言われましたけれども、実際に放出した価格、これが全国の価格の一つの下敷きになつておるわけですよ。つまり、この過熱した前の状態にたんたんと上がつた価格は戻らないわけですよ。そういうことは、とつた行政措置としては誤りである、私はこう言わざるを得ないと思ふのです。

そこでお聞きするわけですが、この行政上の措置、これは灯油とも関連するわけですが、これも、このことと、この価格の点について今度の標準価格、これとの関係でどう考えておるのか。

つまりこのような形で標準価格をきめようとしておるのかどうか。これはお二人に一つお答え願いたいと思ふのです。

○橋本政府委員 標準価格の決定にあたりましては、われわれとして独自の立場で判断することにはいたしたいと思ふ。ただ、資料をいたしまして、生産費あるいは流通経費等の調査ないしは資料の提出を要求することになると考えております。

○野間委員 具体的に若干お伺いするわけですが、これも、この三条の標準価格、このきめ方についてはいろいろございまして。これと、いまペーパーの点についてお聞きするわけですが、ペーパーについてお聞きされた価格、この価格形成について、具体的にどこでどう違ふのか、それをひとつお示し願いたいと思ふ。

○橋本政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、百四十円ないし百六十円なる価格につきましては、精細なコスト計算の結果としてではなくて、パニック以前の凍結価格というたてまえで採用しておるということではございまして、そういった関連から、この第三条三項との関連で申し上げますと、標準的な生産費に近い感と、それから国民生活または国民経済に及ぼす影響を勘案してそういう指導をしておるということになるかと思ふ。

○野間委員 私は御問答しておるわけではありませんが、具体的に聞きたいわけですが、どこがどう違ふのか。あなたのほうでは、一応ある時点においては相当と考えているという価格をつけられたと思ふのです。今度またこの標準価格としてきめなければならぬ。具体的にこの価格をきめるに至つた基礎——この三条の三項ですが、いろいろ要素がありますけれども、どういふふうに関連する。このペーパーの放出した価格、こういうことは三条の三項とは全く関係ない、こういうことをおっしゃるわけですか、どうですか。

○橋本政府委員 全く関係がないというわけでもないでして、この第三条第三項の標準的な生産費というものがむしろ基準になっておる。ただ、メーカー出し値できめておきますから、輸入価格または仕入れ価格というところまでは読み込んでおかない。ただ、首都圏に放出した場合に、その間の販売費用あるいは利潤を加えた額というものを勘案はいたしております。

○野間委員 この標準価格の形成の問題については、カルテルとの関係は、きょうは委員長おられますので留保したいと思っておりますけれども、ただ、一つ関連して申し上げたいのは、この標準価格と、それから特定標準価格、この関係についてひとつお伺いしたいと思うのですけれども、私たち野党は、この指示価格ということ、要するに原価計算ですね、コスト・プラス利潤、こういう算定、しかもこれを公開していく、このような修正案をいま立てつつあるわけですが、どこか、この政府案の標準価格、これはあいまいもこのとしてとらえようがないわけですね。いろいろなものを総合勘案してきめる、こういうことになっておるわけですね。しかも、メーカーの出し値をきめる場合に、これはいろいろな品目においてもたくさんあるメーカーがあるわけですね。これらを一体どのようにして価格を形成するために作業を進められるのか。

きょうは時間の関係で省きますけれども、いずれにしても、これは実業者からいろいろな資料、いろいろな言い分を聞いて、その上でこれを政府が追認する、こういうことにはかならないと思うのです。先ほどペーパーあるいは砂糖の問題を例に出しましたけれども、あの放出価格が、いまや全国で最低の価格になっておるわけですね。こういう価格ではもうありませんけれどもね。つまり政府のお墨つきという形になっておるわけですね。そうだとすると、標準価格をきめる際に、私たちが言っておるような考え方をとらずに、このようなあいまいな形で価格をきめるということになりますと、これは業者の言い分をそのまま

聞いて追認するという以外には価格のきめようがないと思うのです。これはまた後日に譲りまされども、同時に、私は特定標準価格、これとの関連についてひとつお尋ねを申し上げたいと思うのです。

これは原則として二段がまえになっております。私が思うのは、最初に業者の出した価格で標準価格を追認していく、ところがそれでもなおかつ物価が安定しない、物価が安定しないということ、これは標準価格をかりにきめても、それで物価が鎮静しないということの意味するわけですね。つまりことを変えまして、標準価格をきめてもなお高値がずうっと継続していく、こういうことにしかならないと思うのです。そこで、さらに標準価格を上回って、あるいは最低の場合でも標準価格が特定標準価格にそのまま横に流れていく、こういうこと以外にはないと思うのです。つまり、業者の言い分を聞いて標準価格を高くきめる、ところが、そのきめた価格で物価が安定しない、鎮静しない。ですから、それよりさらに上げた価格でメーカーやあるいは小売価格をきめていく。私は、これが標準価格と特定標準価格の特徴だと思っております。

一体、標準価格から今度は特定標準価格をきめた場合には、標準価格より下がるといことは可能であるかどうか、そういうことは考えられるかどうか、これは長官、ひとつ答えてください。

○内田国務大臣 いろいろの場合があるかと思いますが、御承知のように、この法律案におきまして標準価格と特定標準価格の二つをきめましたのは、とにかく、いま緊急の事態において、国民生活安定のための物資を遅滞なく指定して、指定された遅滞なくそのうちの標準品目について、一つの指導的な価格というか、標準的な価格をつけて、そしてそれに類するものの価格を引っぱっていかうということ、第一段の措置として標準価格をきめるのが実際のところであろうということで、まず標準価格の制度をとっております。しかし、その標準価格の制度というものは、それ以上で高く

売った場合には、あるいはまたそれに準ずる品目について、それに準ずる価格以上の高い値段で売った場合には、引き下げの指示をする、引き下げない場合には、天下にこれを公表して指導をする、こういうことになるわけですが、しかし、それはそういうことできまればよいものではあつたけれども、課徴金を徴収するということにはありません。課徴金を徴収するということになりますと、その標準品目について標準価格をきめたもの、そのものがいい場合もございましょうし、それよりもより中心的な品目を特定品目として選んで、それについては、より正確な緻密な価格形成をして、そしてこれを特定標準価格としますから、これはもうあくまでも、課徴金を取る場合に、それより高く売った場合には、その差額の全部を課徴金として取る、こういうことのために設けておるわけでありまして、あなたは手を振られますけれども、私のほうでは、そういう二段がまえでやるのが現実的な行政であらう、こういう考えから出発をいたしております。

○野間委員 質問にお答え願いたいと思うのです、質問に。(内田国務大臣「答えているのです」と呼ぶ) いや、それは私の質問に答えてないわけですね。

私の聞いておるのは、二段がまえの価格をきめたのは、標準価格はきめたけれども物価は安定しない、こういう場合を想定して、特定標準価格という二段がまえをつくっておるわけですね。これは直接に最初から特定標準価格と置く場合があるというところは、きのう局長答えたけれども、それはそれとして、そういう二段がまえになっておるのです。

私が言いたいのは、標準価格をきめて物価が安定しないから特定標準価格をきめる、こういう二段がまえになっておる場合に、最初きめた標準価格よりも、特定標準価格になった場合に、これが下がるということが考えられるかどうかということですね。私は、それを越えて売った場合にどうの

このいうことは聞いてないわけですね。質問の意味わかりますか。

○内田国務大臣 私のお答えをいたしていることもぜひ御理解をいただきたいのですが、行政の実際としまして、課徴金を取るための特定標準価格というものをいきなりつくりますよりも、これは時間がかかりましたし、とにかく標準品目を選んで標準価格をつくること、指導価格をつくる実際の行政の行き方ではないかと思うこと、それでこの法律の冒頭のほうに標準価格をつくっております。しかし、それをもつて十分の効果をあげ得ない場合も私は想定しますから、課徴金を取ったり、さらに、その課徴金を納めたものを税金上の経費に見ないというようなことをやりましたためには、より緻密なものをつくるといふ意味で、特定標準価格というものを置いていく、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○小島政府委員 標準価格の場合は、各種の標準的な生産費というものは、一つの総合判断の材料にすぎないわけでございますけれども、特定標準価格の場合にはそれが基準になるわけでございます。そういう意味から申しますと、初めの段階のものに比べて、ある意味では一そうシビアな形になっておりますから、理論的には特定標準価格のほうが低くなるというところは、十分あり得ると思います。

ただ、現実問題として、一般的な物価が上昇傾向にある場合には、時間的に特定標準価格をきめる時期のほうがおそくなりますから、その間に生産費が上がっているということがあると思います。それから、いつの場合でも特定標準価格のほうが低いというところはないと思つて、やはりそれはケース・バイ・ケースで、上がる場合もあり下がる場合もあるということだと思つております。

○野間委員 私はへ理屈を聞いておるのではないのです。形式論理をここでやっておるのではないのです。実際にどういう機能を持つかということを私は聞きたいわけですね。物価が急騰する場合に

初めてこの法律を発動する、こういうことになるわけでしょう。標準価格をきめた、それでもなおかつ物価が安定しないというときは、それが守れないということでしょう。守れないというときは、それよりさらに高い価格で取引されるということでしょう。いまの三百八十円の灯油でもそうでしょう。きめたけれども、全然守られていないじゃありませんか。四百四十円、四百五十円、五百円、こういうことで現実には取引されておる。これが背景なんですよ。ですから、標準価格をきめても安定しないということは、きめた価格で取引ができない、さらにそれよりも上回る、これが前提なんです。だから、その場合には特定標準価格をきめるということなんです。そうでしょう。そうだとすれば、確かに理論的には下がることがありますよ。コストが安くなれば、それは下がりますよ。しかし、いまの情勢、しかもこの法律の背景から考えて、そういうことは理論的に可能であっても、現実には可能ですか。そんなこと、あなた本気になって考えていますか。いないでしよう。

○小島政府委員 灯油の場合を一つのモデルというところで皆さん考えますから、あれなんですけれども、灯油の場合、まさに政策効果がこれから及ぼうとしているということを通産省も言っているわけでごさいますから、灯油の場合が、いままでの段階であまりうまくいっていないからといって、こういう制度がすべてだめであるというふうには言えないと思います。しばらくはその効果を見定めていたきたいということが一つと、それから、それは必ずあとの場合のことが上がるといふことは、一般的に物価水準の上昇率が相当きつい場合にはあり得ることはございますけれども、そのものについて、原価的な動きがあまり上がり方がひどくないということだとして十分あり得るわけでごさいますから、いつでもあとからきめたほうが高くなるということでは必ずしもないというふうに思います。

○野間委員 それもおかしいですよ。それなら、

標準価格で物価が安定していますから、ことさらに特定標準価格まで進む必要はないわけですよ。そうじゃないのですか。安定しないからまたきめなければならぬ、こういうことになるわけでしょう。そして、そのきめた価格を守るために課徴金まで課す、こういうことになるのではないですか。

○小島政府委員 コスト的には十分標準価格でペイするはずなのに、そのときの需給、思惑その他が加わって非常に暴騰するというケースがあり得るわけでごさいます。そういう際には、しっかりとしました原価計算に基づいて、低い水準のマル特といふんです。特定標準価格をきめて、どうも指示や公表では担保として弱い、しかしながら課徴金という強い措置をとることによって守らせ得るという場合も十分あり得るというふうに思います。

○野間委員 いま原価計算の話が出ましたので、一言お尋ねしたいと思うのでしたら、この原価計算をされる場合に、どのような方法で原価計算をされるのか、一言お答え願いたいと思います。

○小島政府委員 一般的に平均的な生産費をとることもございまして、指定された場合には、その企業に対して原価その他経理の状況を常備させることができるわけでごさいますから、そういうものについて報告徴収を求めることによって生産費を知ることになるわけでごさいます。

○野間委員 確かにいまの帳簿の記載義務ですが、それはあると思いますけれども、メーカーのコスト、価格、原価ですね、そういうものについて特にお尋ねするわけですから、たしか二十六条では帳簿の記載義務がその中にあります。これは私は、中小零細企業泣かせの、いじめのものとあり、非常にこれは問題が多いと思うのですけれども、それは後日に譲りまして、ところがこの法案で、局長、各メーカーに対して帳簿閲覧やあ

るいは立ち入り検査、そういうことが、標準価格を形成する段階で法的な根拠、裏づけがあるのか、ないのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○内田国務大臣 それは私からお答えをしたほうがいいと思いますが、指定物資は、これはこの条文に書いてございまして、そのものを指定物資とすることによって、その価格の安定や需給の調整をはかるわけでありまして、指定物資を指定しますと、直ちにその標準価格をつくらなければならぬことには法律上なっております。その段階においては、この法律のあとのほうの条文は二条、三条等に関連する立ち入り検査や調査権を規定をいたしておりますが、その標準価格をつくるんだ、だからおまえさんはその必要な資料を出さない、こういうことが当然言える。ただ、これは国民の権利も尊重しなければなりませんものだから、指定価格をきめて、標準価格をきめてしまつて、告示をさせたり何かをして、いろいろ義務をかけたものについて立ち入り検査をするような場合はともかく、これは大切な物資だということを政府のほうから考えたときに、もうそこへ立ち入りをするというよりなことは、これはこの法律全体の構成におきまして、あまりにも初めから強権的過ぎるのではないかと、いうことで、私はそのことを気がついておつたわけでありまして、法制局ともいろいろ論議をいたしました結果、これで実効があげられるということで、ことさらに五条以下のところにのみ立ち入り検査を認めよう、というところでごさいます。

○野間委員 私が聞いておるのはそんなことじゃありません。いま申し上げたのは、原価計算をするおとつしやるから、原価計算をするなら原価がなかつたらいかぬ、こういうことです。帳簿なり伝票ですよ。それで、ところが、そういうものをかりに備えつける義務、これはいろいろ帳簿の範囲については政令で定める、これはあとで聞きますけれども、備えつけるにしても、原価計算をする場合に、この法律では帳簿を見せろといふこともできない、あるいは立ち入り検査もでき

ない。価格をきめる場合ですよ。法律上のそういう権限はどこにありますか。ありますか。

○内田国務大臣 そのことをお答え申し上げたわけでありまして、いきなり政府がこれを指定物資としてきめたからといって、そこに立ち入り検査をするというような強権を初めから置かないほうがよろしい。しかし物資を指定しますと、それは標準価格をきめるものでありますから、当然法律の強権を用いずして資料の提出を求めることができ、そのほうがこの法律の民主的運営のためにもいいだろうという、私どもは私どもの判断をもちましてやつたわけでごさいます。

○野間委員 そうしますと、法律的には、この法律では調査権もあるいは立ち入り検査権もないわけですよ、価格をきめる場合に。それで、任意に行政指導で出すとか出さないとか、それはともかく、その場合にしても、見せろといつても見せる義務はないわけですよ、その場合。見せろといふ指導としては、いろいろそのメーカーに対してあれこれされることはあるかも知れない。しかし、それを裏づける法律上の根拠が全くないじゃありませんか。

○内田国務大臣 それは、野間さんは直ちに大企業を想定されるからメーカーと言われますが、その標準価格というものは、メーカーの蔵出し価格についてきめることもございまして、それから、零細な小売り人の小売り価格をきめる場合もあるわけでありまして、両面できめるわけでありまして、これはメーカーではございせん。しかし、これは主義、政策の問題でございまして、そういう零細の小売り人の扱う物資を指定物資としてきめたからといって、いきなりこの法律で強権規定を置いて、そこに立ち入りして、そうしてその原価やら帳簿、書類をひっくり返してみるのがいいかどうかというのは政策の問題でありますけれども、私どもは二十六条で指定物資の販売する者については、帳簿を備えたり、あるいは必要事項を記載するだけの義務は命じましたけれども、いき

なり官憲がこれに踏み込んで立ち入り調査をするという事はしないほうがよろうという政策判断をもつてやりましたが、これについては、いろいろ御批判やら、それぞれのまたお立場のお考えはあろうかと存じます。

○野間委員 ですから、この記帳義務、これは原則の裏づけがあります。ところが、調査とか立ち入り検査はない、価格をきめる場合、しかも、罰則の規定がないわけですよ。そうだとしますと、報告書を出さない、調査に応じない、これも自由なんです。立ち入り検査、これもありませんから、応じないことは、これは自由なんです。出す報告書、虚偽のものでもこれは制裁がないわけですよ。そうしますと、一体原価計算はどうやってされるのか。この点、法律上の根拠なしに、行政指導だけでやられる。裸でいくのと同じじゃありませんか。何の裏づけもないわけでしょう。それで、はたして原価の計算ができますかどうかというのを私は聞いていたわけですよ。

○内田国務大臣 それをお答え申し上げます。おまへさんが扱っている物資は、それは今度指定物資になって標準価格をきめるものだよ、だから法律上の強権で立ち入り検査はしないけれども、いろいろたまたまのときに、小売り人についていけば、いろいろな正常な販流経費の調査ができます。さらにまた、これは全部の物資についてとは私は言いませんけれども、例の七月つくりました売惜しみ緊急措置法におきましては、これはその物資を指定しますと、いま二十一品目が指定されておるわけでありまして、三条によりまして、強制的に帳簿の提出を命じたり、いろいろな資料の提出を命ぜられる。でありますから、あの買占め防止法のほうは、主として商社その他の大企業を想定したものでありますから、少なくともあそこに関する限りは、いまの強権的な資料の提出を命ぜられる、こういうことにはなっております。

○野間委員 それじゃ、これは果てしなく続くと思いますから、途中でまた後日に譲りますけれども、

も、せめて調査に応じなければならぬ、こういう規定すらなぜ設けなかったのかということ、しかも一方、小売りには、標準価格をきめられた場合には店頭でこれを掲示しなければならぬ、掲示しない場合には公表する、あるいは記帳義務、これはメーカーあるいは大会社の場合、法人です。これは記帳義務は当然に義務づけられておる。これは通常なんです。ところが記帳義務は、実際に当たってくるのは、これは小売り商、中小零細企業じゃありませんか。八百屋のおやじさんや魚屋のおやじさんに帳簿をつくらうという事は言えても、この記帳義務を認めなくても、大企業にはちゃんと記帳する義務はあるわけですよ。これは小売り商泣かせです。一方では店頭で標準価格を掲示しろ、掲示しない場合には公表するぞ、あるいは立ち入り検査もあります。しかも、一方では記帳しろ、これはまさに末端の小売り価格に対しての規定ではないわけですよ。ところが、私が問題にしている大きなメーカーですね、ここについては、立ち入り調査も、あるいは立ち入り検査の調査権、これも法律上、全くその担保がない。ですから、調査を拒否してもいい。虚偽のものを出してもいい。こういうものを信じて、はたして原価計算ができるかどうかということですよ。これは決してできるものではありません。

時間がかかるといいますので、この程度で留保して、次回にやりたいと思います。

○平林委員長 山中香郎君。

○山中(香)委員 私は、この法案については、有効に物価抑制政策として機能を果たすかどうか、その点を視座に置いて検討してみました。次の三点について疑問がありますので、各委員の質疑と重複しないように簡潔に御質問して、お答え願いたいと思うのであります。

一つは、この法案の構成そのものについて、第二には、この法律を執行する行政能力その他の外部の条件について、第三には、来年度の経済見通しとこの法案の役割りはどうなるか、この三点についてお聞きしたいと思っております。

まず、法構成の点についてであります。これは各委員もあるいは参考人も、新聞その他の評論等の中にも共通をしておるのではありませんが、二点共通の疑問があると思っております。その一つは、第二条の、いわゆるこの法案を発動する時期について、それから第二は、各委員が重ねて論議をいたしておられます標準価格の設定のしかた、この二点にしばってお聞きしたいと思っております。まず、この第二条には、「物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合」、これを外堀にして、内堀に個々の「価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがある」場合、「おそれがある」場合が二つあります。「おそれがある」ということは、価格が暴騰しない前の時期から「おそれがある」と言っておると思っております。それけれども、現実には、この種の法案は、価格が暴騰したあとに発動する歴史的事実がある。そういうことから、この法案に対する疑点が深いのであると思っております。

そこで、まず、第一の外堀のおそれ、「物価が高騰し又は高騰するおそれがある」、これを物価が高騰しない時期であるということはこの法案の解釈として一言えるのか言えないのか、具体的にどういう時期に発動できるのかを長官からお聞きしておきたい。

○内田国務大臣 ごもつともお尋ねであると存じます。率直に申し上げますと、私は、いま山中さんの言われる外堀の状態はすでに来ておる。ということは、しまいのほうにござりますが、「この法律は、公布の日から施行する。」ことになっておりまして、政府は、国会の皆さま方に一日も早くこの可決をお願いをいたしておるわけでございますが、御可決をいただきましたならば、直ちに公布をする意思でございます。という事は、すでににもうあなたのおっしゃる、外堀の「物価が高騰し又は高騰するおそれがある」状態になっているんだ、こういうことを私は率直に認めざるを得ないと思っております。それはインフレと言いか言わないかは別といたしまして、一応それだけにいたします。

○山中(香)委員 「物価が高騰し又は高騰するおそれ」ということは、大体われわれの常識はインフレである。よく予算委員会ではインフレかインフレのおそれがあるかということで、田中首相その他も論議をしておるのですが、インフレのおそれがある場合、こういう意味ですか。別のことはインフレのおそれのある場合……。

○内田国務大臣 インフレということばは使わないことに、これは当方の都合でいたしておるわけでございますが、物価の高騰その他の事情で異常な経済の事態が来るとおる、こういう表現で御理解をいただければ幸いですと存じます。

○山中(香)委員 まずその辺で、これは一応お聞きしておきますが、その次、内堀のおそれ。個々の「価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがある」場合、これについては、たとえば灯油問題を例に持てきますと、かりにこの法律が本年の四月、五月ごろに成立しておった場合を仮定いたしました。灯油の価格が四百円、四百五十円、五百円となる前に、灯油の価格が上昇するおそれがある場合として、七月、八月ごろに四百五十円にならない前に、三百八十円というふうな価格が上がったあとに中曽根通産大臣が宣言をして、それが事実何の効果もなく国民から信用をなくするようないことにはならないで、この法律がかりに成立しておったとすれば、三百八十円で政府がその価格を維持しようとしたときに発動できるようにこの文章はなっておりますか、どうですか。

○小島政府委員 なかなかやはり物の価格というものがある先行きどう動くかを示すであらうかというところはむずかしい問題でございます。したがって、まして、一番わかりやすい例といたしましては、たとえば同種のもの海外価格が非常に暴騰しているというような場合、あるいはその消費財の原料であるものの卸売り価格が非常に急騰しているというような場合には、その当該物資の消費者価

格が現実にまだ上がっておりませんが、まさに
おそれがあるということでも適用できるのではない
かというふうに思っています。

○山中(吾)委員 この場合、投機規制法の場合と
比較をしてお聞きしたいと思うのでありますが、
投機規制法を発動する条件は、これは私、委員長
のときにできた法律でありますから、責任がある
わけでありまして、これによると、第二条に「生
活関連物資の価格が異常に上昇し又は上昇するお
それ」、この法案は「著しく上昇」と書いてある
。投機規制法は「異常」と書いてある。どっち
のほうがひどいのか。それをお答えください。そ
して投機規制法の場合については、異常に上昇し
た場合の中で正当に上昇した場合は除外をして、
買い占め、売り惜しみが行なわれた場合なんです
ね。まずその場合、ここの法律の場合は著しく
上昇した場合であるから、売り惜しみ、買い占
めというものはなくとも、いわゆる不正、社会正
義に反することがなくても、物価が上昇したとき
にはこの法律は発動する。売惜しみ買占め投機規
制法については、そうでなくて、不正な行為が
あった場合だけが発動するというふうに一つし
て私は解釈するのですが、そこで、この法律と投
機規制法との関係はどういう関係になり、発動の
しかたはどうなるのか、お聞きしたいと思いま
す。

○小島政府委員 本法のほうは「著しく」という
表現で、買占め防止法のほうは「異常に」という
ように使い分けしてございますのは、まさに先生
のおっしゃいますような意味でございます。
それから、重要な点といたしましては、本法の
ほうは、先ほど来先生おっしゃいます外堀の条件
というものがあつて、それから内堀の条件を
満たすときというございまして、買占め防
止法のほうは、外堀条件がございまして、その
もの自体に着目して、まさに買い占めその他の反
社会的な行為によって「異常に上昇し又は上昇す
るおそれがある場合」には買占め法のほうが発動
される、そういうことでございます。

○山中(吾)委員 十分理解できないのだが、著し
いというものと異常という場合、異常のほうがひ
どい、そういう意味ですか。著しいだけでは異常
ではない……

○小島政府委員 「著しく」と「異常」が、パー
セントでどちらが大きいかということではなくな
かお答えしにくいと思ひますけれども、原因に着目
して、やはり買い占め、売り惜しみというふうな
仮需要、しかも普通の仮需要以上に反社会的な仮
需要に基づくものである場合には「異常」という
表現を使っている、そういうふうに御理解いた
だきたいと思ひます。

○山中(吾)委員 こういう論議はまた別のときに
してもいいので、ここで時間をあまり使わないよ
うにしたいと思ひますが、常識的に日本の用語と
しては、異常の場合は著しいものよりもっと程度
の高いものをさしているという私は解釈するのであ
つて、その辺は解釈の統一をしてみたい。
そこで二条、この法律の場合については、買い
占め、売り惜しみがなくとも、その企業にとつて
はいわゆる生産コスト・プラス正当利潤の場合で
も、著しく上昇したとき、おそれがあるときには
発動するという意味ですか。

○小島政府委員 おっしゃるとおりでございます。
○山中(吾)委員 そうすると、個々の企業にとつ
て正当なる——売り惜しみ、買い占めしないけれ
ども、コストが高くなり、正当利潤であつても、
その企業を犠牲にする内容を持つていっているの
です。あとで標準価格について、その矛盾をせ
なければならぬと思ひます。
それから、本法の関係と物統令の関係、附則で
物統令自身が改正されておりますが、物統令につ
いてはこの附則において改正をして同じ文章にし
ておられます。第四条「主務大臣」の下に「物価
ガ著しく昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合」とい
うことばを入れておるから、第二条の外堀と同じ
ですね。こういう場合には物統令は価格を凍結す
る、ばざりと凍結価格を出すことができる。国民

生活安定緊急措置法でも、個々の価格が著しく上
昇したときは標準価格をきめることができる。こ
れは競争して行くわけでありまして、ばざりとこ
の物統令を発動することもできるわけですか。そ
の辺は両者の関係はどうですか。

○内田国務大臣 私からお答えしたほうがよろ
しいかと思ひます。
この附則の第二条で物統令の第四条の改正をい
たしておりますことはごらんくださるのとおりであ
りますが、山中さんがお読みくださらなかったの
ですが「物価ガ著しく昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル
場合ニ於テ」というところまではこの国民生活安
定緊急措置法の二条と同じですが、物統令のほう
の四條にもう一つ下に、おもしろいんですか制約
をかけまして「他ノ措置ニ依リテハ價格等ノ安定
ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキ」で、というこ
とは、国民生活安定緊急措置法でありますとか、
あるいは買占め売惜しみ規制法でありますとか、
あるいは買占め規制によつても何ともし得ない場
合には、初めて物統令への橋を渡るのでというこ
とで、その橋を渡るのは、他の措置ではどうし
てもやれないというときに、非常におもしろい
法律の適用をやむを得ないものとする、こういう
考え方に立てております。

○山中(吾)委員 そうしますと、この法案を一応
適用して指定標準価格をやつてなお効果がないと
きだけ物統令が発動する、そういう第四条の読み
方をされておるわけですか。
○内田国務大臣 大体そうお考えいただいてけ
うであります。もつとも何かの非常な大混乱
が——これ全く仮想な話でございますが、経済的
な大混乱でも起きて、そういうあたかも戦後の
事態と同じような状態、そういうあたかも戦後の
の第一条は終戦後の事態のことをそのまま残して
あるものであります。そういうような同じような
事態になつて、国民生活安定緊急措置法の、やれ標
準価格とかあるいは特定標準価格とかいうような
ことをやつてみたところで、とてもそのものでい
ろいろなことをやつていられるよりも事態がか

りにきた場合には、それは緊急措置法のほうの各
条の手段を通さないとということも理論的にはあり
得るわけでありまして、通常はまず緊急措
置法であらゆる防ぎをいたして、こういう意味
でございます。

○山中(吾)委員 いろいろインフレの状況が出
ると思ひますので、物統令を発動するかこの法案によ
るかということは、まずこの法案が先に次に物統
令でなくて、そのときの判断でいずれかを選択す
ることができると、私はそう解釈をしたのです
が、そうじゃないですか。あとで重要な適用の問
題が出るので、これははっきりと言つておいて
もらいた。

○内田国務大臣 最初にお答え申し上げましたよ
うに、四條の改正が「他ノ措置ニ依リテハ價格等
ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキ」という
前提は、これはどうしてもこの重い橋といひま
すか、この橋だけははずさない。緊急措置法でい
くかあるいは物統令の四條の公定価格でいくかとい
うことを選択的にやる、こういう意味ではござい
ません。
○山中(吾)委員 業種の関係、品目が千差万別
であり、標準価格が効果がないというふうな認定
が先でできる場合があると私は思ひます。こうい
う法案は適用しない前に、そのときに物統令が適
用できるようにしておかなければ、これは役に立
たぬじゃないか。長官の解釈から言へば、この
法案を適用しなければ物統令が発動できないとい
う解釈ですね。私は間違ひじゃないかと思ひます
すがね。もう少し考えを添えてください、あとし
ばらく客弁の時間の余裕を残しますから。

その次に、この法案構成について一番世論で問
題になつておるのはやはり標準価格である。標準
価格について各層の国民が非常な疑問を持つてお
ります。私の意見を述べると、各階層の評価
をそのまま読んだほうが印象が深いから読んでみ
ますが、十二月七日の毎日新聞のこの法案に対す
る「各界の声」という欄に、生活経済研究所長
青木茂さんはこう言つておられる。「法案をさ

とみるかぎり、業界がリーダーシップをとっての価格安定カルテルに思える。業界のリードで生活安定ができるくらいなら、現在の経済混乱なんかおきかたはたはずだ。標準価格などが決まっても、業界のいいなりの値上げムードに落ち着くとすれば国民にとってはマイナス要素の多い法律となる。これが一つの評価。次にたまたま新聞主幹のむねたけじさん。「国民の生活が現実苦しくなり、見通しを失ってしまっているときに、官僚が机の上で法規を考へ、それでコントロールできるものだろうか。政府の発想は後追い心中型である。法の効果はほとんど期待できないだろう。次に主婦連合会長の春野鶴子さん。「一番恐れるのは業界中心で価格が決められ、高値安定になることだ。監視の目を十分光らせるためには、いまいる役人がすべて企業に入り込んで足りないでしよう。次に全国消費者団体連絡会事務局長の犬野省治さん。「物価対策は、すでに独禁法や買占め・売り惜しみ防止法、物統令の強化、改正でも十分にやれるはず。新しい法律は運用の仕方によっては業界主導型の価格決定がなされる恐れが強い。こうしますと、私の意見を述べる前に、各階層はこの標準価格について一番疑問を持っておるようだ。国会の中の審議を通じて、そういう心配がないということが明確にならないと、この法案においてそれとわれわれは賛成はできない。大体、これはかりでなくて、一般の世論を聞きますと、標準価格についてそういう疑問が深いのでありますから、この点を長官は、そういう心配は絶対ないんだ、こういうわけで心配はないんだというところをこの法案審議の過程の中で何回でもあなたは言わなければならぬ責任があるようです。私はなぜそういうことを申し上げるかといいますと、いま発動する時期の外堀、内堀のおそれあるときという文章の中で、投機規制法の場合には価格が上がるというところ、その原因は買い占め、売り惜しみという社会正義に反する不正行為がある、それに対する一つの法の取り締まりであ

りますが、標準価格の場合については不正行為がなくても物価インフレ抑制その他の立場、国民の生活を守る立場から標準価格をきめて押えていくというのですから、この点についてはおいてそれと一方的に強権発動もできない事情もあるでしょう。そうして各企業ごとに原価計算が違つてしょう。百の企業があれは百の標準価格をつくらなければならないと、ほんとうは額に汗をして正直に働いて、仕入れ価格が高くなったから正当価格をつけて売るという中小企業者に対しては、正当に働いている者に対して標準価格で罰を加えるということにもなる。そういう困難な性格を持った標準価格なのであるから、業界の意見を聞くということも、これはやはり出てこざるを得ないだろう。売り惜しみ、買い占めに対する制裁ではないのである。正当に働いている業界に対する標準価格です。めるということは物価抑制政策にはなりそうにないと思ふ。そういうことも含んでおるものでありますから、ひとつ私の疑問を説明してください。

○内田国務大臣 山中さんがお読みになりましたように、毎日新聞に載せられた各方面と申しますか、特定の方面の方々が述べになつたような心配がないように、また山中さんをはじめすでに今日までこの法律案の審議の際に各委員から述べられましたように、標準価格というものが業界主導型で、ことに最悪の場合には業界自身がカルテルできめたようなものを政府が追認するというようなことがあつては全くなかないと思はれるものでございまして、御心配のようないかなるものに納得のいく標準価格として価格の安定ができませんように、長いことは申し述べませんけれども、そういう決意のもとには私は各省を督促し、あるいは監督権、総理大臣を通じて監督をいたしてまいりる決意でおるものでございまして。

○山中(吉)委員 標準価格の客観的性格から私はむしろ申し上げておるのです。第三条の三項の標準価格の決定のしかたに生産費、輸入価格、仕入れ価格、こういう価格に利潤を加えて得た額、これは正当な額ですからね、企業ごとに考えてやらなければならぬものである。私は、だから売り惜しみとか、買い占めとかいう不正行為をやつておる企業に対する場合の制裁としてのいわゆる価格ではなくて、国民生活を守るという立場から企業を犠牲にするという標準価格という性格を持っている。したがって、それを企業ごとに価格をきめてやらなければ、中小企業というつづいては赤字価格になり、これは倒産も出る。もうつぶしてしまおうということになる価格だと思ふのですね。したがって具体的に強権を発動して、そして一番安い価格できめることはできないです。標準価格の客観的性格からいって、できないでしよう。米価の場合については、農業といふものは一般工業生産から不利なものであるから、そして国民の必需品といふからからバルクラインをして、そして生産費の高い農民を守る立場で最初から二重価格でやつておる。だから、この思想も二重価格ならわかる。中小企業、零細企業を守る、その赤字分を補てんをする、そして国民の生活関連物資も安くするという構想なら私はわかる。そうでなくて、何かこの法案の構成の中に、売り惜しみ、買い占めの不正行為を前提とした業者を観念的に想定をしてこれをつくつたような錯覚があるんじゃないか。投機規制法と混乱を提として押えていく、それを価格面で押えるのがこの法案だといふ錯覚がどこかあつて、標準価格を堂々と政府の権力でやつていくというふうな思想が当然のようになつてしまつておる。性格が違つておる。だから一方に国民の生活を守る立場で安い価格をきめるならば補償を考へてやらなければならぬだろう。高いもの、不正な超過金を取れば、これは不正だからいいでしよう。下のほうはそうでない。そこに法構成に間違ひがあるのではないかと私は言うのです。そこに標準価格といふものが技術的に困難だといふばかりでなく、この発想の中にどこか誤りがあり、正直に働

く者を犠牲にするという要素があるから、これはこの審議の中で野党の意見も聞いて、一たん出しただから突き通すという考えはお持ちにならないほうがいい、必ずこれは失敗するだろう、私はこの法案を読んでそう感じておるのです。したがって、問題だけ提起をして、まだ大ぜいの委員の方々が論議をあらゆる角度からされるでしようから、問題提起をしておきますので、長官のこういう問題についての審議に対する態度、過程についていろいろな問題を発見した場合には、それに真摯に即応してお考えになるという気持ちをお持ちかどうかを、この問題を提起してお聞きしておきたい。

○内田国務大臣 山中先生は当委員会の委員長をなされて、前回の買い占め緊急措置法の制定にあたりましたことも、非常に直率な御努力をいたしておりましたこと、私は非常に敬意を表するものでございまして、いまお述べになりましたことに一々私が反駁を申し上げたり、また意見を申し述べません。が、非常にいろいろな点を御心配いただいて、督励的な御忠告も含めた御意見を私は十分心に銘じてまいりたいと思ひます。

結してしまふというふうなものでございまして、それを直ちにやつたほうがましだと、こういう御意見にはにわかには私は賛成ができません。意見をいふにわかに私は賛成ができません。意見をいふにわかに私は賛成ができません。意見をいふにわかに私は賛成ができません。

○山中(吉)委員 この問題はまた審議の過程の中で煮詰めていただきたいと思います。

ただ、あとのほう、統制令の、その他の措置によりては価格等の安定を確保するのは困難と認むるときです。この二、三段、四段階の三重構造の発動のしかたを法構成に持つておる生活安定措置法をやつておることは、もうその適用する前に価格の高騰はもうならないという状況を判定したときに、物統令はこの法案を越えて発動する可能性があると思つておかなければならぬ。いへんだと私は思つて、これは法解釈の問題です。法自身についての批判はなくて、この物統令の四、五の解釈とこの法律の適用の問題です。これをやらなければならぬと、これは法解釈をさしておられては、あとで困るのじゃないですか。例外的にも可能性があることを言つておかなければならぬ。いへんではないですか。

○小島政府委員 私もいさづきましたので、たいへん恐縮でございますが、ミスプリントがございまして、新旧対照表の部分が、物統制令の第四段でございまして「主務大臣 物価が昂騰シ」と書いてございまして、これは物価が「著シク」というのが抜けております。こちらの本文のほうはそういうミスはございせんが、この新旧対照表のほうがちよつと誤つておりますので、訂正いたします。

それから先生おっしゃいますように、普通の場合には先ほど大臣も申されましたように、第一段階、第二段階を通じて最後の段階にいくわけでございますけれども、物統令の「第四段中「主務大臣」の下に「物価が著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキ」ということとございまして、これはそういうふうな判断すればよろしいということとございまして、ですから、あら

ゆる場合にこの第一段階、第二段階を経由しなければ第三段階がとれないということではございせん。第一段階、第二段階ではすでに事態が急迫していて間に合わないという場合には、物統令を直に適用できるということとございまして、ばいかにのじゃないですか。

○山中(吉)委員 長官、もう一度言い直さなければいかぬのじゃないですか。

○内田国務大臣 私は言い直す必要はないと思つて、わけでありまして、物統令をいきなり適用して、状況判断によつて、選択的に物統令の統制額をいきなりきめるといふことは、これはほんとうに統制に入りませんから、たいへんなこととありまして、他のいろいろな手段を尽くしてもこれによらざるを得ないときには書いてある、やはりそこに大きな意味がある、こう私は思つて進みたいと思つて、しかし、これはいすれにいたしまして法律の読み方とございまして、一緒にこれをくりかした内閣法制局長官にも来ていただきましてお確かめをいただいたほうが、これは私だけが意地を張る問題では決してない、かように思つたので、その辺どうか委員長よろしく御配慮をお願いいたします。

○山中(吉)委員 私の聞くところによれば、長官と局長の解釈が違つてゐる。そこで局長と長官が何か言ひ合はせようと思つてゐるから、あつて正確に統一解釈をしてください、それまで保留します。

そこで長官、物統令の文章の中に、これを見ると、この第二条と物統令の四、五の同じ文章に書いてあるが、いまわざわざ局長が、この法案の第二条の「物価が高騰シ又ハ高騰するおそれがある場合」といふことを、物統令では、物価が「著シク」といふことが抜けておると訂正してゐる。

著しいといふことは、これは第二条よりも、著しいと思ふからいへば、これは第二条よりも、著しいといふことを入れてあるという趣旨は、直ちに物統令を適用しなければならぬという場合を想定しておるから入つたと私は聞いておつて解釈したのでありますが、おそろくそういう点において長官の

解釈は、あとで法制局長官に聞いてもらつてけつておりますが、直さなければならぬのじゃないかと思つて、それで私は次に答弁をされるまで保留しておきます。

○内田国務大臣 私が長官であり、物統局長が役所の仕組みに従つて私の部下であるからというので、私が小島君を押さへつけるつもりは毛頭ないのです。ただ、私は政策を担当する責任者として、ある事態が生じたときにいかに今度の緊急措置法の諸手段をそのまゝ乗り越えて、閉却して物統令に走るというときは、これは戦時であるいは戦後の統制の状況を考えても適当でない。ことにこの他の手段という中には、物統ばかりでなく、物が上がりやすきときには物が足りない場合がございまして、そこで緊急輸入の措置とかあるいは出荷の措置とか、あるいは余つてゐるところから足りないほうへ物を持つていく措置とかいふこともやりまして、そうして物統の安定をはかるというふうな手段が、うしろのほうに、ごらんのようにたくさんございまして、そういうことをやつたりまた考えたりしてもどうにもならないというふうな場合に物統令に乗り移る、こういうふうな場合に、読むばかりでなしに、やるべきことが、私は政策担当者としてはいだろと腹の中でおもつておるわけとございまして、しかし、私が幾ら思つても、この法律の書き方が、もうそれはおまえがそんなことを思つても、状況によつてはどつちでも選べるのだ、政府はそういう統一解釈だといふことになりまして、これは私は責任者ではありませうけれども、まあ皆さま方の仲間の一人として、きよりの私の発言はお許しをいただいて、それは政府の法制局長官を中心とする統一解釈に従うようにいたしたいと思つてゐるので、その点ひとつ御了解をいただきたいと思つてゐます。

○平林委員 長官、ただいまの件は、政策上やりたくないとかやるべきでないという見解とは別に、法律上の解釈としては、それは小島局長の言われたように食い違つておりますから、後日法制局長官ともよく相談をなさつて、あらためて御答弁をしていただきます。

○山中(吉)委員 あまり長官くどくどしゃべつておると、あとでまた始末が悪くなると思つて、そのくらいにしておいて、あとで研究してもう一度お答えしていただきたい、あしたでもあさつても。私は、この法律がいつでも発動が手おくれになるということが国民から一番信用をなくするので、だから「おそれがある」「おそれがある」「おそれがある」といふことが事前に処理できるように、法案の文章がみなあるわけですが、したがつて、そういう立法の精神からいって、物統令発動の場合とこの法案の発動の場合について選択の対象になつてゐるので、これをやらなければならぬといふふうなことの解釈は、この法の「おそれがある」といふ文章の立法精神からいって、やはり間違ひではないかと思つて、それは次に答へ願ふことにして、これは保留しておきます。

そこで、次に、時間がないので要点だけを申し上げます。この二つの法構成の中の疑問を提起して、提案者も、政府も各野党も、審議の中でもつと綿密に吟味をして、国民に笑われない法律になるように切望しておきます。

第二点のこの法案が成立したあと、執行するに ついて、執行が有効に行なわれる条件が備わらないと、この法律がまただめになるだらう。

その第一は、行政能力である。経済企画庁がこの法律の執行責任者であります。物統局ができて職員が非常に少なく、調査能力あるいは情報収集能力などはほとんどない。そういう意味において、この法律を執行するに必要な行政能力の強化といふものは、これは法律全体がなければ、この法律ができてはだめである。標準価格の問題についても、各階層から業界のベースに乗つてしまふであらうといわれているのも、行政能力に對する不信である。だからこの法律と同時に、行政能力の強化について長官の決意をお聞きしておきたい。

出してもらわなければ困る。したがいまして、結論を申し上げます。

もの笑いにならない法律をつくってもらいたい。この物価特別委員会の中からももの笑いになるような法律をつくってもらいたくない。できた法律が、価格を引き上げる機能だけを發揮して、低い価格で押えることができないような、マイナスの効果だけ出るようなことになってもらいたくない。また、カルテルを増長する機能だけ發揮して、物価を押えられないということのないように慎重にしたい。野党の意見も真摯にお聞き願って結論を出していただきたい。

以上申し上げて、私の質問を終わります。（拍手）

○平林委員長 次回は、明十三日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後十時三十七分散会

昭和四十八年十二月二十五日印刷

昭和四十八年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A